

# 第2次 八千代町男女共同参画プラン

女(ひと)と男(ひと)

ともに認め合い 誰もが輝けるまち



令和2年3月

八 千 代 町



## はじめに

八千代町では、誰もが生きがいを持ち安心して暮らしていくため、男女が社会の対等な構成員として、自らの意思によってあらゆる分野における活動に参画し、共に責任を持つ男女共同参画社会の実現を目指して平成22年に「八千代町男女共同参画プラン」を策定しました。

このプランに基づき10年間、様々な施策を総合的に推進し、展開してまいりました。

その結果、町民意識調査が示すとおり、男女平等に対する意識は進んでいるものの、さらなる男女平等の意識啓発やワーク・ライフ・バランスの推進、DVなどの暴力根絶など、課題も多く残されています。

国連では、2030年までの世界共通の目標として「持続可能な開発目標」SDGsが採択され、17の分野にまたがる目標のひとつとして「ジェンダー平等の実現」を掲げています。国では、「男女共同参画社会基本法」、「女性活躍推進法」、「配偶者暴力防止法」を制定し、茨城県では「茨城県男女共同参画推進条例」の制定などにより、様々な取り組みがなされております。

本町におきましても、男女共同参画社会を実現するための施策の指針とするため、「第2次八千代町男女共同参画プラン」を策定いたしました。

今後も、町民、事業所、関係機関及び団体の皆様とともに、本プランに基づいた各種施策を着実に推進していきたいと考えておりますので、より一層のご理解とご協力をお願い致します。

最後に、本プランの策定にあたり、熱心にご審議いただきました八千代町男女共同参画プラン検討委員会委員の皆様をはじめ、町民意識調査を通して貴重なご意見をお寄せいただきました町民の皆様に心からお礼申し上げます。

令和2年3月

八千代町長 谷 中 聡



# 目次

## 第1章 基本構想

I 計画の概要	
1 計画策定の趣旨	2
2 計画の期間	2
3 計画の位置付け	3
II 計画策定の背景	
1 世界の歩み	4
2 日本の歩み	5
3 茨城県の歩み	6
4 八千代町の歩み	7
5 八千代町男女共同参画講演会の歩み	8
6 八千代町を取り巻く現状	10
III 計画の基本理念	
1 計画の基本理念	13
2 計画の基本目標	14
3 計画の体系	15

## 第2章 基本計画

### 基本目標Ⅰ 男女の人権尊重と平等意識づくり

主要課題1 男女平等の意識づくり	18
主要課題2 男女共同参画を推進する教育・学習の充実	21
主要課題3 男女間におけるあらゆる暴力の根絶	23

### 基本目標Ⅱ あらゆる分野への参画推進社会づくり

主要課題1 政策・方針決定の場への女性の参画推進	27
主要課題2 家庭生活・地域社会への男女共同参画の推進	30
主要課題3 国際社会への参画の推進	33

### 基本目標Ⅲ 男女がともに働きやすい環境づくり

主要課題1 雇用の場における男女平等の確保	34
主要課題2 仕事と家庭の両立支援	36
主要課題3 多様な働き方への支援	39

#### 基本目標Ⅳ 健やかで安心できる生活環境づくり

- 主要課題1 生涯を通じた健康への支援・・・・・・・・・・41
- 主要課題2 子どもが健やかに育つ環境整備・・・・・・・・・・42
- 主要課題3 高齢者、障がい者等に対する自立支援・・・・・・・・・・44

### 第3章 計画の推進体制

---

- 1 役所内における組織の充実・・・・・・・・・・48
- 2 推進体制の充実・・・・・・・・・・48
- 3 連携の強化・・・・・・・・・・48
- 4 目標値の設定・・・・・・・・・・49

#### 付属資料

- ・第2次八千代町男女共同参画プラン策定の経過・・・・・・・・・・52
- ・八千代町男女共同参画プラン検討委員会設置要綱・・・・・・・・・・53
- ・八千代町男女共同参画プラン検討委員会委員名簿・・・・・・・・・・54
- ・八千代町男女共同参画推進委員会設置要綱・・・・・・・・・・55
- ・八千代町男女共同参画推進委員会委員名簿・・・・・・・・・・56
- ・男女共同参画に関する町民意識調査の概要・・・・・・・・・・57
- ・令和元年度男女共同参画に関する絵画コンクール入賞作品・・・・・・・・・・58
- ・茨城県男女共同参画推進条例・・・・・・・・・・62
- ・男女共同参画社会基本法・・・・・・・・・・64
- ・配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律・・・・・・・・・・68
- ・女性の職業生活における活躍の推進に関する法律・・・・・・・・・・76





# 第1章

---

## 基本構想



# I 計画の概要

## 1 計画策定の趣旨

日本国憲法では、個人の尊重と法の下での平等がうたわれており、男女平等の実現に向けた様々な取り組みが進められてきましたが、現実の社会において、まだ解決すべき多くの課題が残されています。

また、わたしたちを取り巻く社会環境は、急激な人口減少、超高齢化、国際化の進展、ライフスタイルの多様化など急速な変革を迎えています。

これらの社会情勢に的確に対応するためには、男女が社会の対等な構成員として、自らの意思によって社会のあらゆる分野における活動に参画する機会が確保され、かつ、共に責任を担う男女共同参画社会の実現が求められています。

本町では、「男女共同参画社会基本法」の理念に基づき、平成 22 年 3 月に「八千代町男女共同参画プラン」（以下、「第 1 次計画」という）を策定し、男女共同参画社会の実現を目指して様々な施策を総合的に推進し、展開してきました。

本計画は、第 1 次計画（計画期間：平成 22 年度～令和元年度）の期間満了に伴い、社会情勢の変化や価値観の多様化に対応し、男女共同参画の更なる推進を図るため「第 2 次八千代町男女共同参画プラン」として策定するものです。

## 2 計画の期間

### (1) 基本構想

本計画の計画期間は、広域的な動向、地域の特性を踏まえ、長期的な視点に立ち、男女共同参画を推進するために、令和 2 年度から令和 11 年度までの 10 年間とします。

### (2) 基本計画

基本計画（第 2 章）の計画期間は、前期基本計画を令和 2 年度から令和 6 年度の 5 年間、後期基本計画を令和 7 年度から令和 11 年度の 5 年間とします。

基本構想：10 年間（令和 2 年度～令和 11 年度）

令和 2 年度～令和 6 年度

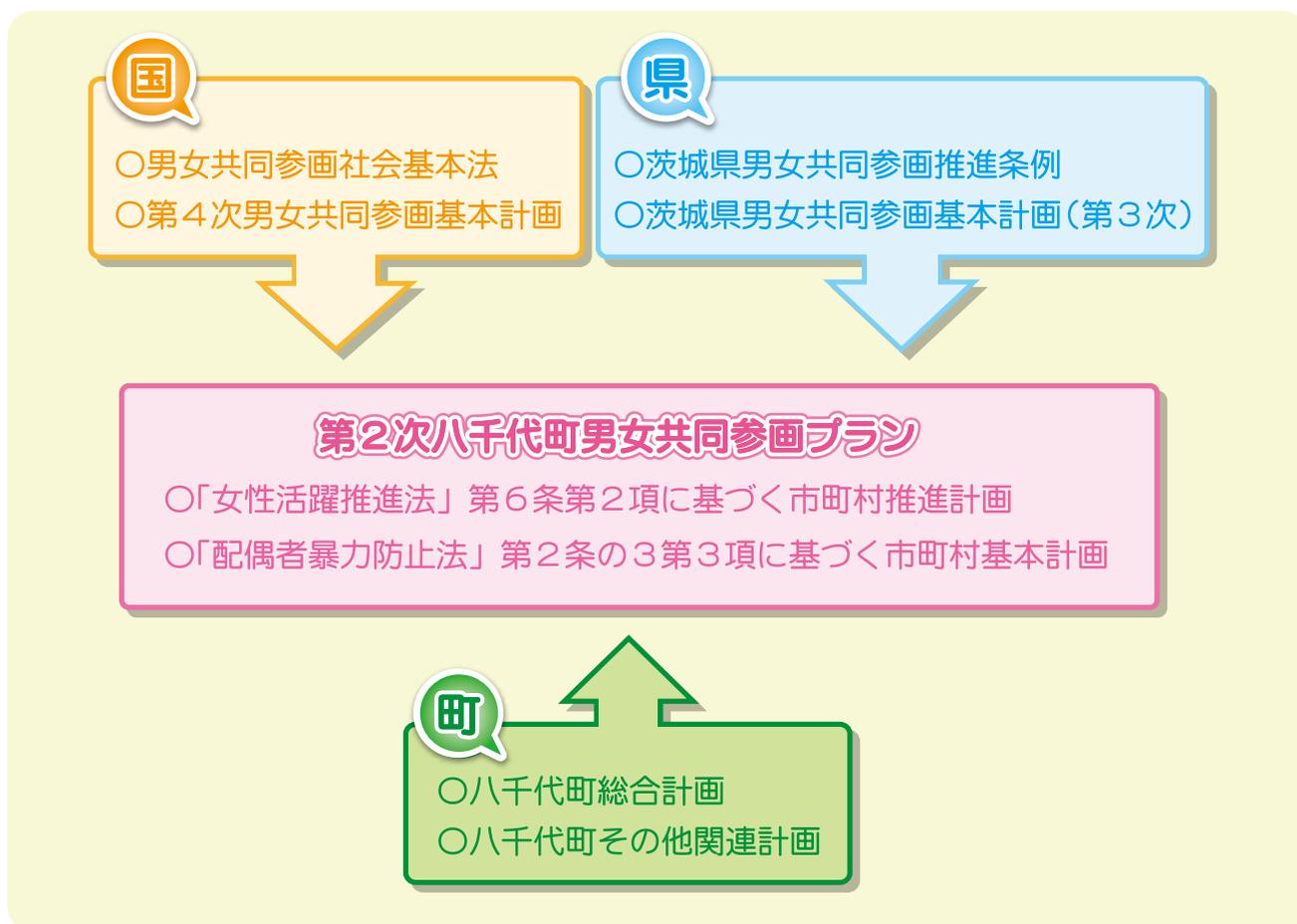
前期基本計画：5 年間

令和 7 年度～令和 11 年度

後期基本計画：5 年間

### 3 計画の位置付け

- (1) 計画は、男女共同参画に関する施策について総合的、計画的に推進するため、その基本的な考え方と基本的方向を示すものです。
- (2) 計画は、「男女共同参画社会基本法」の理念に基づき、国の「第4次男女共同参画基本計画」、茨城県の「茨城県男女共同参画推進条例」、「茨城県男女共同参画基本計画（第3次）」と整合性を図りながら、町の特性を踏まえ作成するものです。
- (3) 計画は、「女性の職業生活における活躍の推進に関する法律（女性活躍推進法）」第6条第2項に基づく市町村推進計画として一体的に策定するものです。
- (4) 計画は、「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律（配偶者暴力防止法）」第2条の3第3項に基づく市町村基本計画として一体的に策定するものです。
- (5) 計画は、八千代町総合計画との整合性を持たせた計画とします。
- (6) 計画は、平成28年度に実施した「男女共同参画に関する町民意識調査」の結果や、八千代町男女共同参画プラン検討委員会など町民参画により策定したものです。



## Ⅱ 計画策定の背景

### 1 世界の歩み

年	内 容
昭和 50 年(1975 年)	<ul style="list-style-type: none"> <li>・「国際婦人年」設定</li> <li>・国際婦人年世界会議（メキシコシティ）開催</li> <li>「世界行動計画」採択</li> </ul>
昭和 51 年(1976 年)	<ul style="list-style-type: none"> <li>・「国連婦人の 10 年」始まる（昭和 51 年～昭和 60 年）</li> </ul>
昭和 54 年(1979 年)	<ul style="list-style-type: none"> <li>・国連総会において、「女子差別撤廃条約」採択</li> </ul>
昭和 60 年(1985 年)	<ul style="list-style-type: none"> <li>・「国連婦人の 10 年」最終年世界会議（ナイロビ）開催</li> <li>「婦人の地位向上のためのナイロビ将来戦略」採択</li> </ul>
平成 7 年(1995 年)	<ul style="list-style-type: none"> <li>・第 4 回世界女性会議（北京）開催</li> <li>「北京宣言及び行動綱領」採択</li> </ul>
平成 12 年(2000 年)	<ul style="list-style-type: none"> <li>・国連特別総会「女性 2000 年会議」（ニューヨーク）開催</li> <li>「政治宣言」と「北京宣言及び行動綱領実施のための更なる行動とイニシアティブ」採択</li> </ul>
平成 17 年(2005 年)	<ul style="list-style-type: none"> <li>・国連「北京+10」世界閣僚級会合（ニューヨーク）開催</li> <li>『北京宣言及び行動綱領』及び『北京宣言及び行動綱領実施のための更なる行動とイニシアティブ』を再確認し、完全実施に取り組むための宣言」採択</li> </ul>
平成 22 年(2010 年)	<ul style="list-style-type: none"> <li>・国連「北京+15」記念会合（ニューヨーク）開催</li> <li>『北京宣言及び行動綱領』及び『第 23 回国連特別総会成果文書並びに第 4 回世界女性会議 10 周年の婦人の地位委員会の宣言』を再確認し、完全実施に取り組むための宣言」採択</li> </ul>
平成 23 年(2011 年)	<ul style="list-style-type: none"> <li>・「ジェンダー平等と女性のエンパワーメントのための国連機関（UNWomen）」発足</li> </ul>
平成 26 年(2014 年)	<ul style="list-style-type: none"> <li>・第 58 回国連婦人の地位委員会（ニューヨーク）開催</li> <li>「自然災害におけるジェンダー平等と女性のエンパワーメント」決議案採択</li> </ul>
平成 27 年(2015 年)	<ul style="list-style-type: none"> <li>・国連「北京+20」記念会合（ニューヨーク）開催</li> <li>『北京宣言及び行動綱領』及び『第 23 回国連特別総会成果文書並びに第 4 回世界女性会議 10 周年及び 15 周年における婦人の地位委員会の宣言』を再確認し、完全実施に取り組むための宣言」採択</li> <li>・国連持続可能な開発サミット（ニューヨーク）開催</li> <li>「持続可能な開発のための 2030 アジェンダ」（SDGs）採択（目標 5：ジェンダー平等を達成し、すべての女性及び女児の能力強化を行う）</li> </ul>
平成 28 年(2016 年)	<ul style="list-style-type: none"> <li>・G7 伊勢・志摩サミット開催</li> <li>「女性の能力開花のための G7 行動指針」及び「女性の理系キャリア促進のためのイニシアティブ（WINDS）」に合意</li> </ul>
平成 31 年(2019 年)	<ul style="list-style-type: none"> <li>・W20 日本開催（第 5 回国際女性会議 WAW！と同時開催）</li> </ul>

## 2 日本の歩み

年	内 容
昭和 20 年(1945 年)	・「衆議院議員選挙法」の一部改正により、婦人参政権が具体化
昭和 21 年(1946 年)	・「法の下での平等」が記された、「日本国憲法」公布
昭和 50 年(1975 年)	・総理府に「婦人問題企画推進本部」、「婦人問題担当室」設置
昭和 52 年(1977 年)	・「国内行動計画」策定
昭和 60 年(1985 年)	・女子差別撤廃条約への批准に向けた「男女雇用機会均等法」の公布 (同年、「女子差別撤廃条約」批准)
昭和 62 年(1987 年)	・ナイロビ将来戦略を受けて、「西暦 2000 年に向けての新国内行動計画」策定
平成 6 年(1994 年)	・総理府に「男女共同参画室」、「男女共同参画審議会」及び「男女共同参画推進本部」設置
平成 8 年(1996 年)	・「男女共同参画 2000 年プラン」策定
平成 11 年(1999 年)	・「男女共同参画社会基本法」公布
平成 12 年(2000 年)	・「男女共同参画基本計画」策定
平成 13 年(2001 年)	・内閣府に「男女共同参画局」及び「男女共同参画会議」設置 ・「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律」公布
平成 15 年(2003 年)	・「経済財政運営と構造改革に関する基本方針 2003」閣議決定 (社会のあらゆる分野において指導的地位に女性が占める割合が 2020 年までに少なくとも 30%程度になることを期待し、女性のチャレンジ支援策に取り組むことを明記) ・「次世代育成支援対策推進法」公布
平成 17 年(2005 年)	・「男女共同参画基本計画（第 2 次）」閣議決定
平成 19 年(2007 年)	・「仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）憲章」及び「仕事と生活の調和推進のための行動指針」策定
平成 22 年(2010 年)	・「男女共同参画基本計画（第 3 次）」閣議決定
平成 26 年(2014 年)	・内閣府に「すべての女性が輝く社会づくり本部」設置
平成 27 年(2015 年)	・「女性の職業生活における活躍の推進に関する法律」公布 ・「男女共同参画基本計画（第 4 次）」閣議決定
平成 30 年(2018 年)	・「政治分野における男女共同参画の推進に関する法律」公布

### 3 茨城県の歩み

年	内 容
昭和 53 年(1978 年)	・生活福祉部に「青少年婦人課」設置
昭和 55 年(1980 年)	・第 2 次県民福祉基本計画に「婦人の福祉の向上」位置付け
昭和 61 年(1986 年)	・新県民福祉基本計画に「女性の地位向上と社会参加の促進」位置付け
昭和 62 年(1987 年)	・「茨城県立婦人教育会館」設置
平成 3 年(1991 年)	・「いばらきローズプラン 21」策定 ・「茨城県女性対策推進本部」設置
平成 6 年(1994 年)	・福祉部に「女性青少年課」設置
平成 7 年(1995 年)	・茨城県長期総合計画に「男女共同参画社会の形成」位置付け
平成 8 年(1996 年)	・「いばらきハーモニープラン」策定
平成 9 年(1997 年)	・「茨城県立婦人教育会館」の名称を「茨城県女性プラザ」に改称し 「茨城県鹿行生涯学習センター」を併設
平成 11 年(1999 年)	・「女性青少年課」が福祉部から知事公室へ組織改編
平成 12 年(2000 年)	・「いばらきハーモニープラン後期実施計画」策定
平成 13 年(2001 年)	・「茨城県男女共同参画推進条例」制定 ・「茨城県男女共同参画審議会」設置 (「茨城県女性対策推進本部」を「茨城県男女共同参画推進本部」とする名称の変更など推進体制を整備)
平成 14 年(2002 年)	・「茨城県男女共同参画基本計画(新ハーモニープラン)」策定 ・「男女共同参画苦情・意見処理委員会」設置
平成 17 年(2005 年)	・「女性プラザ男女共同参画支援室」開設
平成 18 年(2006 年)	・「茨城県男女共同参画実施計画」策定
平成 23 年(2011 年)	・「茨城県男女共同参画基本計画(第 2 次)いきいき いばらきハーモニープラン」策定
平成 26 年(2014 年)	・「ウィメンズパワーアップ会議」設置
平成 27 年(2015 年)	・「ウィメンズパワーアップ会議からの提言～チェンジ! チャレンジ! いばらきウーマン!!～」を知事に提出
平成 28 年(2016 年)	・「茨城県男女共同参画基本計画(第 3 次)」策定 ・「いばらき女性活躍推進会議」設置
平成 29 年(2017 年)	・「茨城県女性活躍推進計画」策定
平成 30 年(2018 年)	・「女性青少年課」を「女性活躍・県民協働課」に再編し、知事公室から県民生活環境部に組織改編
平成 31 年(2019 年)	・「茨城県男女共同参画推進条例」の一部改正(性的少数者への不当な差別的取扱いの禁止等)

## 4 八千代町の歩み

年	内 容
平成 20 年(2008 年)	<ul style="list-style-type: none"> <li>・「八千代町男女共同参画推進委員会」設置</li> <li>・「八千代町男女共同参画に関する町民意識調査」実施</li> </ul>
平成 21 年(2009 年)	<ul style="list-style-type: none"> <li>・「八千代町男女共同参画プラン検討委員会（第 1 次計画）」設置</li> </ul>
平成 22 年(2010 年)	<ul style="list-style-type: none"> <li>・「(第 1 次) 八千代町男女共同参画プラン」策定</li> </ul>
平成 28 年(2016 年)	<ul style="list-style-type: none"> <li>・「八千代町男女共同参画に関する町民意識調査」実施</li> </ul>
平成 29 年(2017 年)	<ul style="list-style-type: none"> <li>・八千代町男女共同参画推進委員会 レイクエコー研修 「男女共同参画とは」 ～茨城県の男女共同参画活動について～</li> </ul>
平成 30 年(2018 年)	<ul style="list-style-type: none"> <li>・八千代町男女共同参画推進委員会 レイクエコー研修 「男女共同参画社会の実現を目指して」 ～学習プログラムについて～</li> </ul>
令和元年(2019 年)	<ul style="list-style-type: none"> <li>・「八千代町男女共同参画プラン検討委員会（第 2 次計画）」設置</li> <li>・八千代町男女共同参画推進委員会主催 「男女共同参画に関する絵画コンクール」実施 (対象：町内各学校の小学 4、5、6 年生と中学生)</li> </ul>
令和 2 年(2020 年)	<ul style="list-style-type: none"> <li>・「第 2 次八千代町男女共同参画プラン」策定</li> </ul>

## 5 八千代町男女共同参画講演会の歩み

(敬称略)

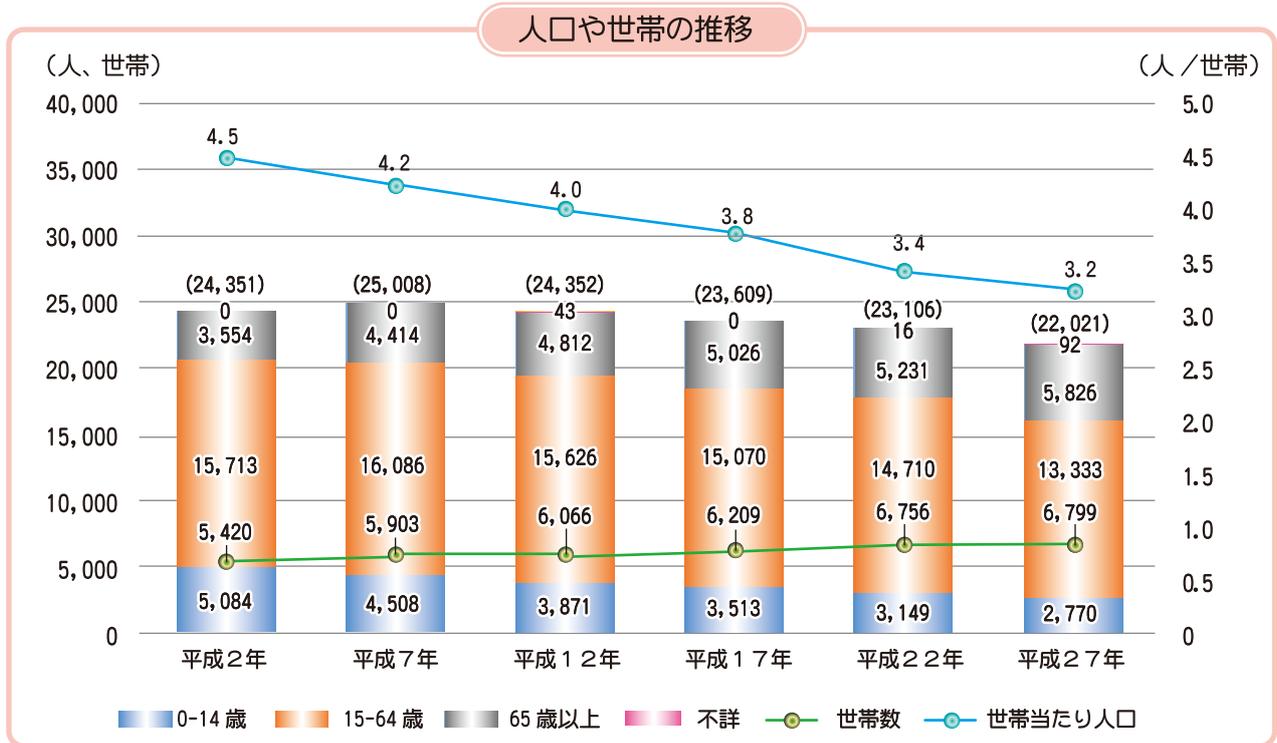
年月日	講演会	アトラクション
平成 22 年 (2010 年) 3 月 7 日	「子育て支援や家族経営協定から男女共同参画を考えよう」 ・茨城大学生涯学習教育研究センター准教授 長谷川 幸介 ・江戸文化・江戸しぐさ研究会主宰 外岡 仁	「尺八コンサート」 ・上野 悠山
平成 23 年 (2011 年) 2 月 27 日	「男と女に贈る『粹で楽しい人生設計』 ～男女共同参画社会をめざして～」 ・茨城大学生涯学習教育研究センター准教授 長谷川 幸介 ・江戸文化・江戸しぐさ研究会主宰 外岡 仁	「ミニコンサート『アルデンテ』」 ・ヴァイオリン・ピアノ 岡本 いづみ ・ヴァイオリン 岩田 美由紀 ・ピオラ 川崎 高広 ・チェロ 北澤 拓哉
平成 24 年 (2012 年) 2 月 26 日	「みんな楽しく生きるには…」 ・デイケアホーム飯田医院「つくばの里」施設長 小倉 洋子	「混声合唱」 ・混声合唱団 べるなーる八千代 指揮者 川澄 明子 ピアノ伴奏者 松田 典子
平成 26 年 (2014 年) 2 月 16 日	「多様なひとびとが参画できる男女共同参画社会を目指して ～男性も女性も、子どもから高齢者まで～」 ・独立行政法人国立女性教育会館 研究国際室 渡辺 美穂	「ソーラン踊り」 ・八千代ソーラン愛好会 絆
平成 27 年 (2015 年) 2 月 15 日	「男女（とも）に輝き 豊かに生きる社会へ ～実践的活動から進める男女共同参画～」 ・神栖市男女共同参画審議会会長 全国指導農業士連絡協議会女性理事 原 範子	「童謡コーラス」 ・八千代童謡 すみれ会
平成 28 年 (2016 年) 2 月 21 日	《基調提案・パネルディスカッション》 「話そう、働こう、育てよう。いっしょに。 ～男女共同参画の町を目指して～」 《講師・コーディネーター》 ・元 NHK アナウンサー・元デイケアホーム施設長・社会教育指導員・ケアマネージャー・介護保険認定調査員 小倉 洋子 【パネリスト】 ・八千代町老人保健福祉計画策定委員 吉川 真弓 ・八千代町立下結城小学校 学校評議員 小川 敏雄 ・八千代町農業委員会 会長 小竹 節 ・八千代町商工会 女性部 常任委員 岡田 ますみ	「和楽器演奏」 ・平井 丈史 ・お多福尺八の会

年月日	講演会	アトラクション
平成 29 年 (2017 年) 2 月 19 日	「男だって子育て、孫育て ～男性が子育てにかかわるとき心得なければならないこと～」 ・中央大学法学部 教授 廣岡 守穂	「男女共同参画紙芝居 『まあーるく さんかく』」 ・八千代町男女共同参画推進委員会
平成 30 年 (2018 年) 2 月 18 日	「夫婦のカタチ・家族のカタチ ～人生 100 年時代をよりよく生きるためのヒント～」 ・茨城大学教育学部 准教授 佐藤 裕紀子	「オカリナ演奏『やさしい音色』」 ・ひばりオカリナクラブ ・ライリッシュ・オカリナ連盟 認定講師 西村 伸子
平成 31 年 (2019 年) 2 月 17 日	「人は見かけによらず…！？ ～考えよう 多様な生き方 暮らし方～」 ・声楽家 河野 陽介	「大正琴演奏」 ・琴伝流 師範 飯山 静煌 ・きらめき琴の会 ゆうな
令和 2 年 (2020 年) 2 月 16 日	「笑顔のパパが家庭・地域を変える ～仕事も育児も楽しむ方法～」 ・NPO 法人ファザーリング・ジャパン ファウンダー／代表理事 安藤 哲也	「町内中学校吹奏楽部 合同演奏」 ・八千代第一中学校吹奏楽部 ・東中学校吹奏楽部

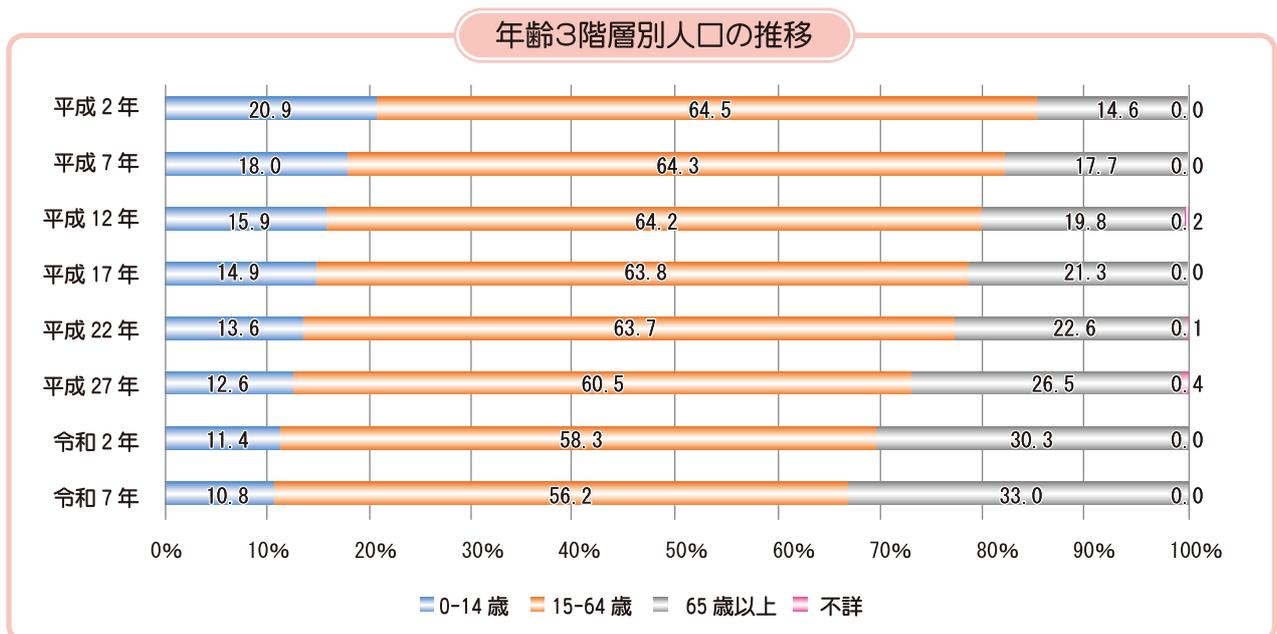
## 6 八千代町を取り巻く現状

### (1) 人口や世帯の推移

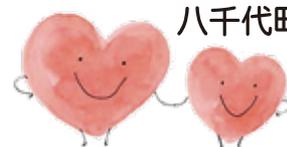
本町の人口は減少傾向にあります。65歳以上の人口は一貫して増加しており、平成27年では5,826人（26.5%）となっています。その一方で、0歳から14歳の人口は減少傾向にあり、少子高齢化が進展している状況です。また、年齢3階層別人口の推移では、令和2年に65歳以上の割合が30%を超える見込みとなっています。



資料：国勢調査（各年10月1日現在）

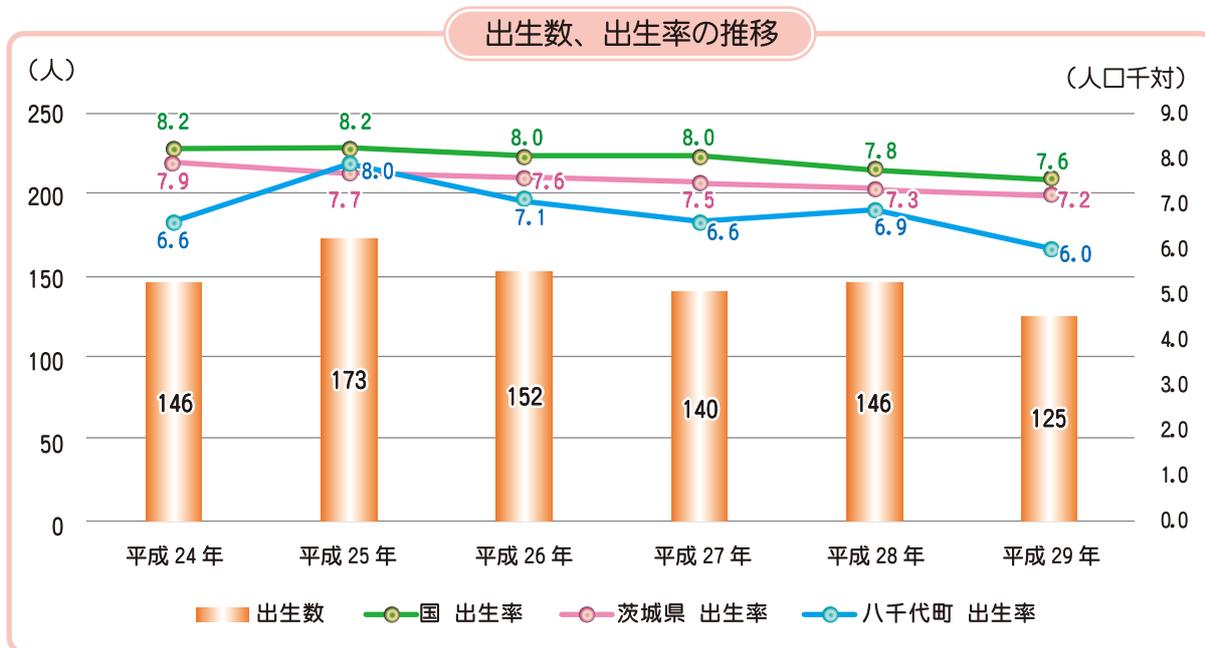


資料：【平成2年～平成27年】国勢調査（各年10月1日現在）  
資料：【令和2年～令和7年】国立社会保障・人口問題研究所のデータに基づく推計値



## (2) 出生数、出生率の推移

本町の出生数は、平成 28 年までほぼ横ばいで推移していましたが、平成 29 年には前年と比較して 21 人減少しました。また、出生率は、平成 25 年に 8.0 と県の水準を上回りましたが、その後、減少傾向に転じました。

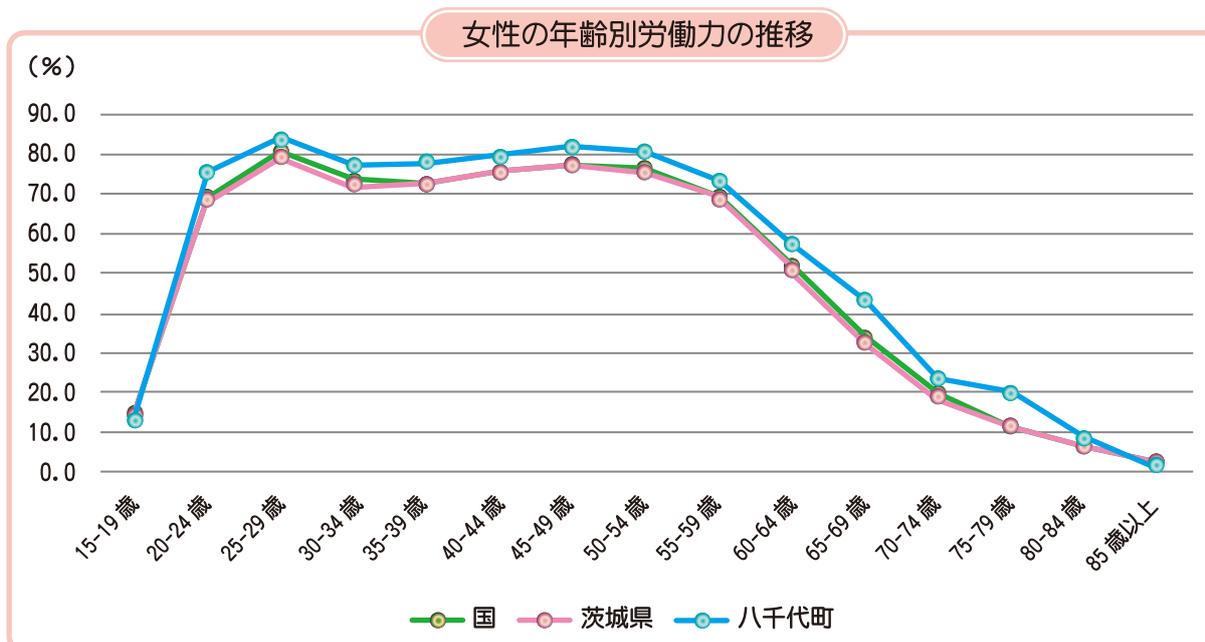


資料：茨城県人口動態統計（茨城県保健福祉部厚生総務課）

出生率とは、当該年における「出生数／総人口」に 1,000 をかけたものである。（人口千人対）

## (3) 女性の年齢別労働力の推移

本町における女性の労働力は、ほとんどの年齢において国と県の割合を上回っていますが、30 歳から 34 歳を谷とする M 字カーブが描かれており、女性が結婚や出産のため離職する割合が多い様子が表れています。

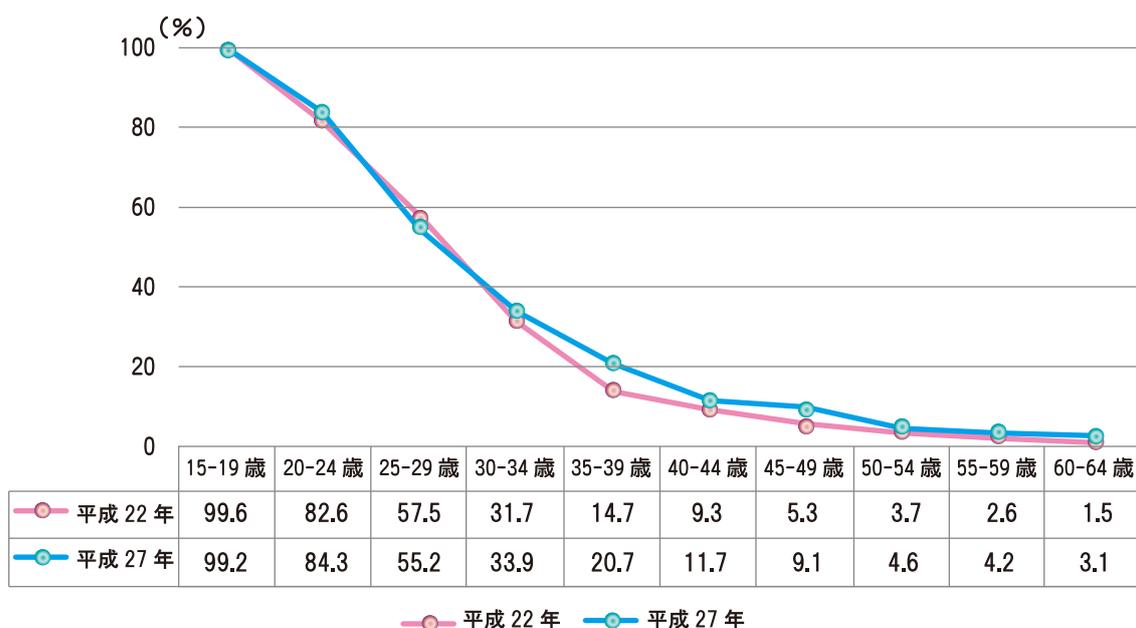


資料：（総務省統計局「平成 27 年国勢調査結果」）

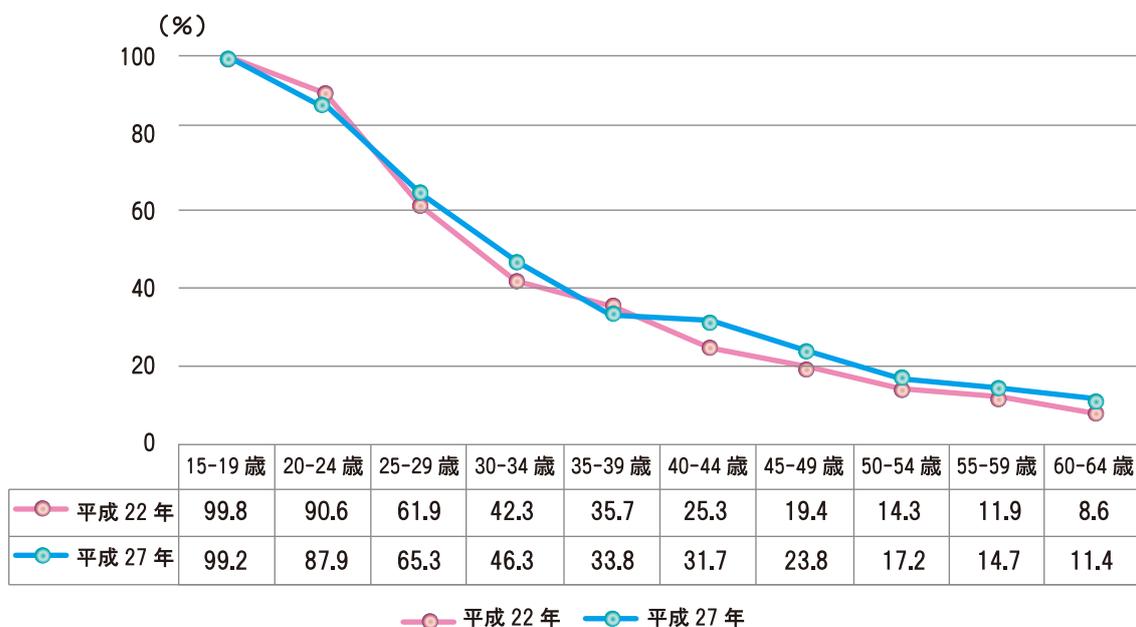
#### (4) 未婚率の推移

女性、男性ともに平成 22 年に比べ、平成 27 年の未婚率はほとんどの年代で上昇しています。特に女性では、35 歳から 39 歳で 6%の上昇、男性では、40 歳から 44 歳で 6.4%上昇しており、本町においても晩婚化や非婚化が進んでいる様子が伺えます。

未婚率の推移（女性）



未婚率の推移（男性）



資料：国勢調査（各年10月1日現在）

## Ⅲ 計画の基本理念

### 1 計画の基本理念

#### (1) 男女の人権の尊重

男女は、法の下において平等です。男女共同参画社会を実現するためには、男女の個人としての尊厳が重んじられること、男女が性別による差別的な取扱いを受けないこと、男女が個人として能力を発揮する機会が確保されること、その他の男女の人権が尊重されることが重要です。

#### (2) 社会制度・慣行への配慮、多様な生き方の選択

社会における制度や慣行の中には、性別による固定的な役割分担や偏見が見受けられ、それが個人の能力発揮を阻害する要因となる恐れがありますので、見直すことが必要です。また、男女が性別にかかわらず多様な生き方を自らの意思で選択できる社会を築いていく必要があります。

#### (3) 政策等の立案及び決定への共同参画

男女共同参画社会の実現のためには、男女が社会の対等な構成員として、行政や企業、地域や団体などあらゆる場において、政策の立案や決定に共同して参画する機会が確保されることが必要です。

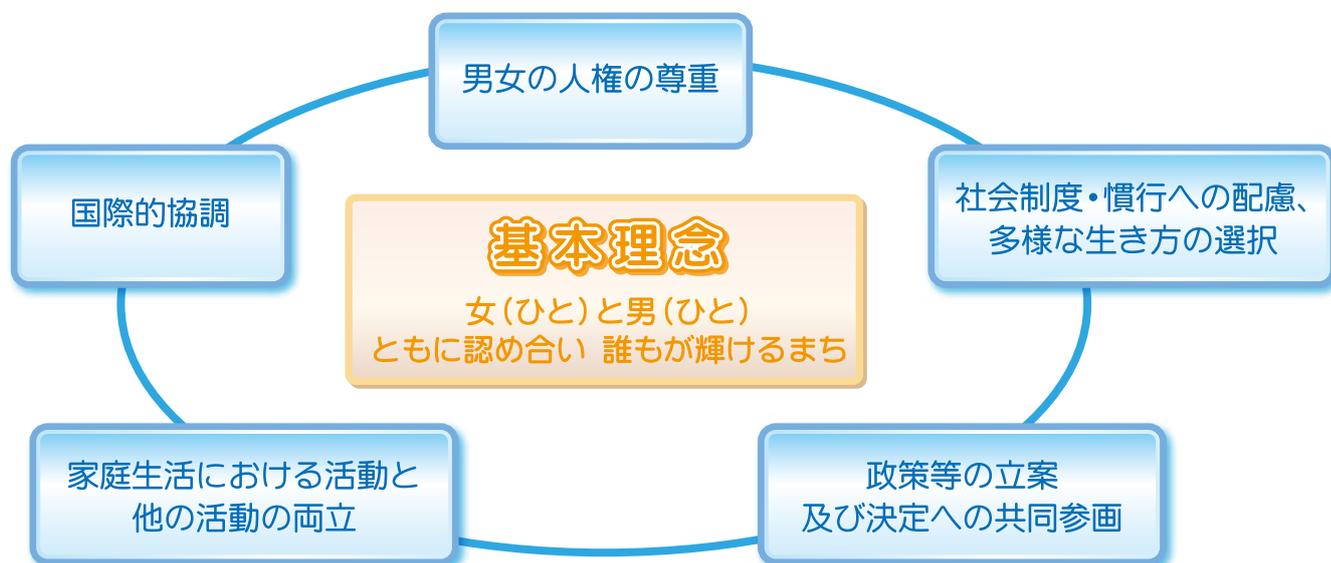
#### (4) 家庭生活における活動と他の活動の両立

男女が共に社会参画していくためには、子育てや家族の介護、その他の家庭生活における活動について、家族を構成する男女が共に協力し合い家庭生活とそれ以外の活動を両立できるようにすることが重要です。

#### (5) 国際的協調

男女共同参画の取り組みは、国際的な動向を踏まえた国の施策と連動していることや、国際化の進展を踏まえて、国際的視点により施策を進めていくことが重要です。

以上の(1)から(5)を踏まえ、本計画の基本理念を次のとおりとします。



## 2 計画の基本目標

基本理念のもと、以下の4点を本計画の基本目標とし、総合的かつ計画的な男女共同参画に関する施策の展開を図ります。

### 基本目標Ⅰ 男女の人権尊重と平等意識づくり

男女共同参画社会を実現していくためには、男女の人権を尊重し、平等意識をつくっていくことが重要です。

家庭、地域、職場等における性別による固定的な役割分担意識を解消するため、あらゆる人へ意識啓発や法律・条例等の周知を図ります。また、男女共同参画を推進する教育・学習の充実を図るとともに、男女間におけるあらゆる暴力の根絶に向けて取り組みます。

### 基本目標Ⅱ あらゆる分野への参画推進社会づくり

誰もが自分らしく輝き、活躍していくためには、男女が社会の対等な構成員として、自らの意思によって社会のあらゆる分野における活動に参画する機会が確保される必要があります。

そのため、政策・方針決定の場への女性の参画を促進するとともに、家庭生活・地域社会への男女共同参画を推進します。また、国内だけでなく国際的な立場からの男女共同参画についても情報を収集し、提供していきます。

### 基本目標Ⅲ 男女がともに働きやすい環境づくり

男女がともに働きやすく、性別にかかわらず能力を十分に発揮できる環境づくりを進めていくために、職場環境の向上や、仕事と家事・育児・介護等を両立することができる環境整備に取り組みます。

### 基本目標Ⅳ 健やかで安心できる生活環境づくり

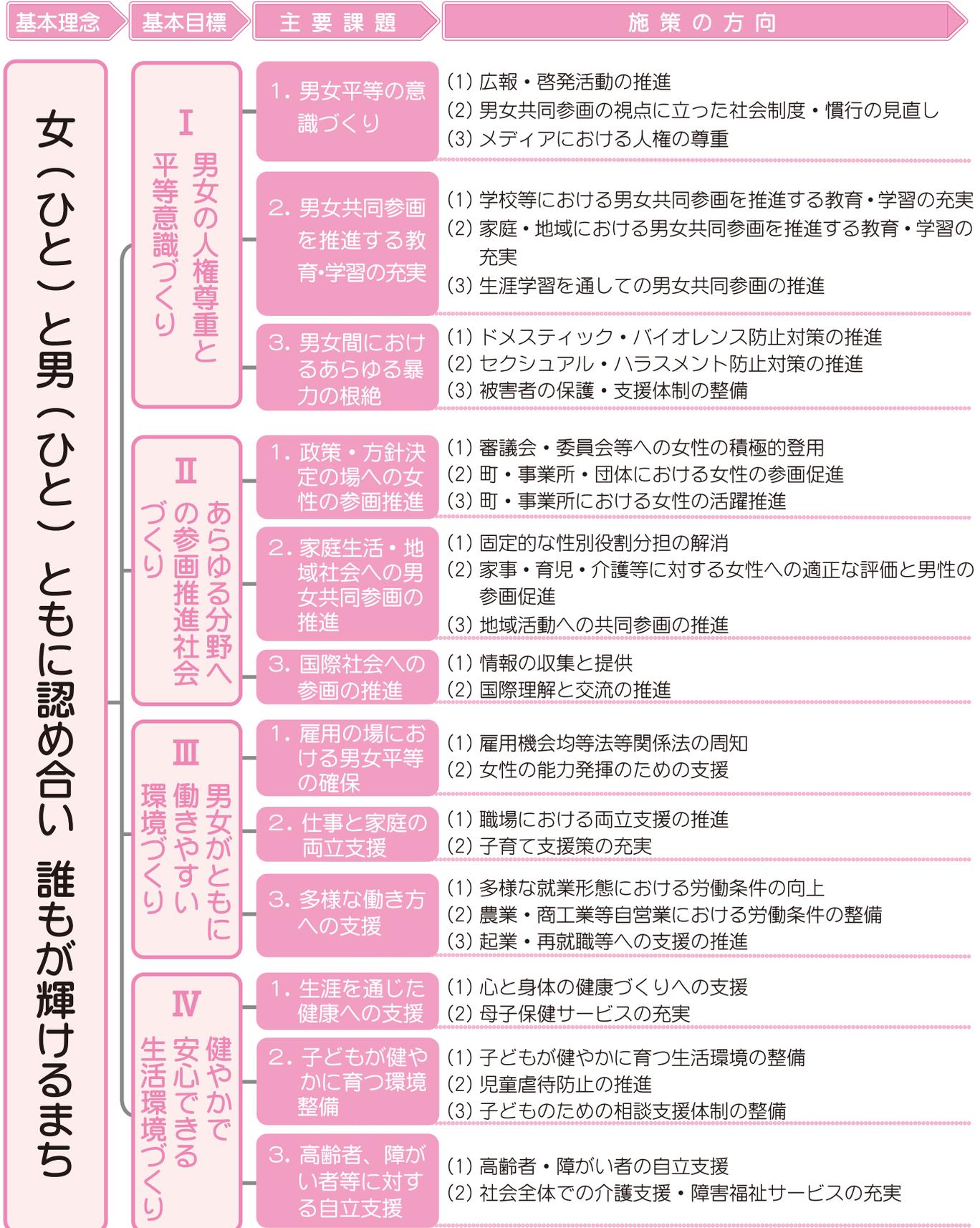
誰もが健やかで安心できる生活環境づくりを推進していくために、子どもから高齢者まで、全世代に対しての健康支援や生活環境整備を進めていきます。

また、子ども一人ひとりが健やかに安心して成長できるよう、子どものための相談支援体制の整備に取り組みます。

さらに、高齢者や障がい者の方の自立支援や福祉サービスの充実を図ります。



### 3 計画の体系





# 第2章

---

## 基本計画



## 主要課題Ⅰ 男女平等の意識づくり

## 【現状と課題】

八千代町が平成28年11月に実施した「男女共同参画に関する町民意識調査」の中で男女の地位の平等感について調査した結果、平成20年度と平成28年度の調査結果を比較するとほぼ全ての項目において、不平等感は改善されてはいるものの、男性が優遇されていると答えた人が、「政治の場」で70.5%、「社会通念・慣習・しきたり」で65.4%、「町内会、自治会などの住民組織の中」で55.8%、「家庭生活」で52.0%、「職場」で49.8%となり、今もなお回答者の約半数を超える人が男女の不平等を感じている状況です。

また、男女共同参画に関係する法律や制度が整備されてきていますが、まだ家庭、地域、職場などにおいて、性別による固定的な役割分担意識が残っています。

このようなことを踏まえ、家庭、地域、職場などにおいて性別による固定的な役割分担意識の解消のため、広報紙やホームページなどの広報媒体を通じて、意識啓発や法律・条例等の周知を図る必要があります。さらに、社会制度や慣行については、見直しをしていくための情報提供をしていくことが必要になってきます。

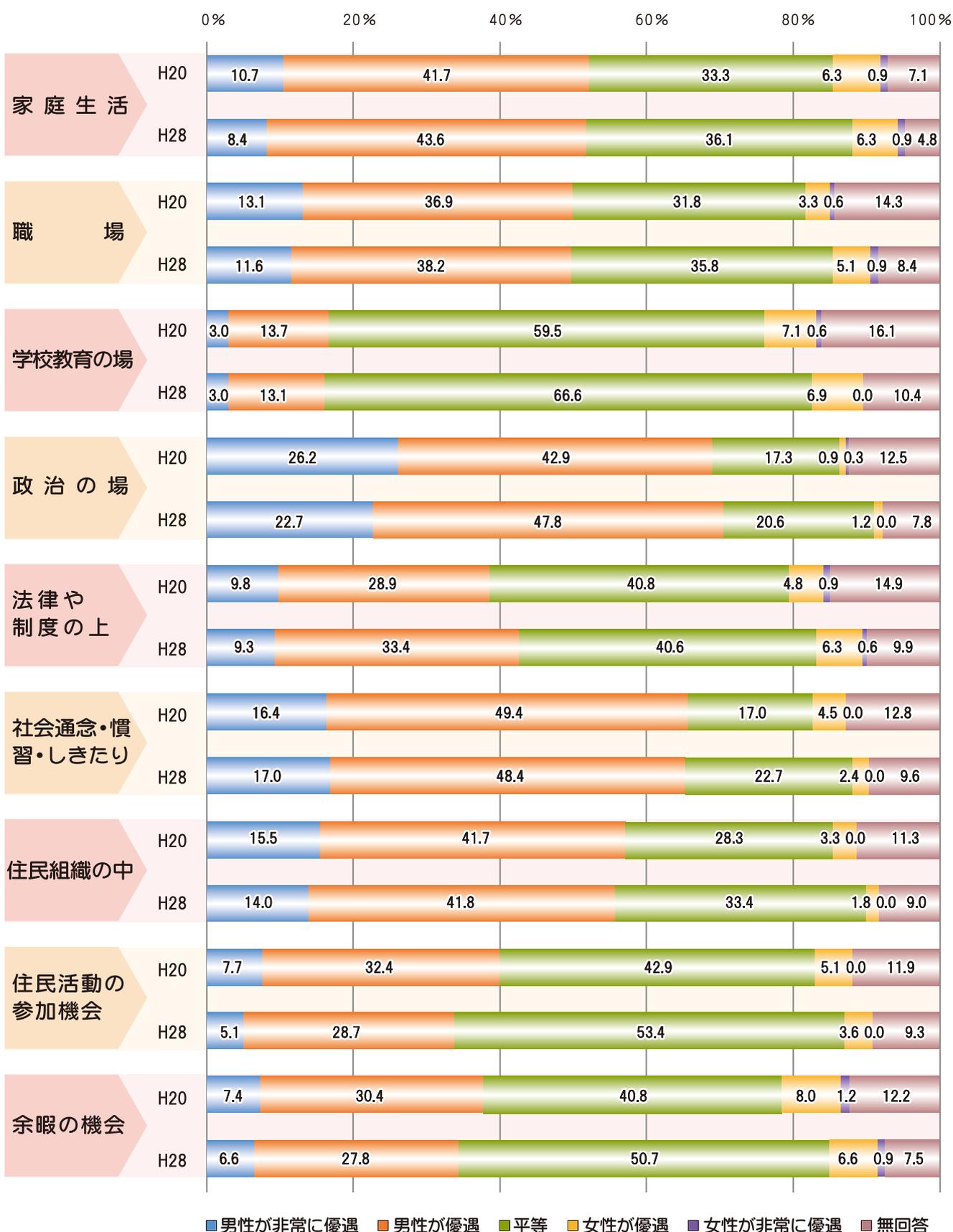
メディアにおける人権の尊重においては、多様なメディアがある中で、男女の人権尊重の配慮に欠けた表現や男女共同参画の視点に欠けた表現で情報が発信されることのないように配慮する必要があります。そして、さまざまな情報を選択し、理解し、活用していくなどの判断力とその利用能力の向上を身につける必要があります。

## 【施策の方向】

## (1) 広報・啓発活動の推進

施 策	概 要	担 当 課
男女共同参画に関する情報の提供	国、県、自治体等が発行する男女共同参画の情報紙等を提供し、啓発活動を行う。	まちづくり推進課
男女共同参画推進委員との連携による啓発	県が委嘱している推進委員と町が委嘱している推進委員が連携し広報・啓発活動を行う。	まちづくり推進課
男女共同参画に関する講演会等の実施	男女共同参画に対して関心を持たせるための講演会等を開催し、理解を深めていく。	まちづくり推進課
広報紙・ホームページ等による広報活動の充実	既存の広報手段を活用して、広報活動の充実を図る。	まちづくり推進課 秘書課

男女の地位の平等感



(平成 20、28 年度 八千代町男女共同参画に関する町民意識調査より)

(2) 男女共同参画の視点に立った社会制度・慣行の見直し

施策	概要	担当課
男女共同参画に関する法令、計画等の周知	男女共同参画社会基本法等の関係法令の周知や町参画プランの周知を図る。	まちづくり推進課
社会制度・慣行に関する調査	あらゆる分野において、男女共同参画の視点で、地域の社会制度・慣行について、調査・研究する。	まちづくり推進課
社会制度・慣行の見直しに関する意識啓発	男女共同参画社会を推進する上で障害となる社会制度・慣行について見直すための意識啓発を図る。	まちづくり推進課

(3) メディアにおける人権の尊重

施策	概要	担当課
人権を尊重した表現を推進するための啓発活動	男女共同参画の視点に立った情報の発信について、人権尊重を配慮した表現になるよう啓発する。	まちづくり推進課 秘書課
印刷物における表現の見直し	公共の広報・出版物において男女共同参画の視点に立った表現、内容の見直しを図る。	まちづくり推進課 秘書課 各課
情報活用に関する意識啓発	さまざまな情報を活用する判断力の向上と活用能力の向上について啓発を図る。	まちづくり推進課
青少年を取り巻く有害環境の排除	青少年健全育成のため、有害図書等過剰な表現のある出版物等の自粛を図る。	生涯学習課 学校教育課

## 主要課題2 男女共同参画を推進する教育・学習の充実

### 【現状と課題】

男女共同参画社会づくりを進めるためには、男女の人権を尊重し、平等意識をつくっていくことが重要なものとなります。一人ひとりが男女共同参画について正しい知識を持つためには、学校、家庭、地域など社会のあらゆる分野における教育・学習の役割は大変重要です。

学校教育においては、発達段階に応じて男女の平等意識づくりや個性を尊重した教育の充実が求められています。また、学校教育関係者には、男女共同参画の視点に立った教育・学習の推進を図るための研修の充実が求められます。

さらに、家庭での教育や家庭内での男女のあり方は、子どもの男女平等意識の形成にたいへん重要なものとなります。家庭、地域においても、子どもたちが自分らしさを発揮できるような教育・学習の充実が求められます。

また、社会情勢の変化により、教養や趣味などの学習意欲が一層高まり生涯学習の重要性が増しています。そのため、学習意欲や能力、適性に応じ、多様な学習活動ができるような体制づくりが求められます。

### 【施策の方向】

#### (1) 学校等における男女共同参画を推進する教育・学習の充実

施 策	概 要	担 当 課
男女の人権教育・平等教育の充実	教育のあらゆる分野で人権を尊重する教育及び男女平等教育を実施する。	学校教育課 生涯学習課
家庭科学習の充実	家族と家庭生活に関する学習の充実を図る。	学校教育課
教職員への男女共同参画に関する研修等の充実	男女共同参画社会の理解を深めるために研修会等の充実を図る。	学校教育課

#### (2) 家庭・地域における男女共同参画を推進する教育・学習の充実

施 策	概 要	担 当 課
家庭教育学級の開催	学校との連携を図りながら家庭教育に関する学習を開催する。	生涯学習課

施 策	概 要	担 当 課
地域活動における男女共同参画への理解の促進	行政区活動やコミュニティ活動において男女共同参画の理解を深める。	秘書課 まちづくり推進課

(3) 生涯学習を通しての男女共同参画の推進

施 策	概 要	担 当 課
生涯学習機会の充実	生涯を通じて、各自が自由に学習機会を選択できるようにする。	生涯学習課
教室・講座における男女共同参画の推進	各種教室や講座において、男女共同参画を推進するための啓発を行う。	生涯学習課 まちづくり推進課
女性のための研修・学習活動の充実	生涯学習分野において活躍している女性団体の支援とリーダーの養成を図る。	生涯学習課



### 主要課題3 男女間におけるあらゆる暴力の根絶

#### 【現状と課題】

近年、大きな社会問題となっているのが暴力に関する問題です。配偶者や恋人等の親密な関係にある男女間であっても、身体的・精神的な暴力（ドメスティック・バイオレンス）、相手方の意に反して性的な嫌がらせをする行為（セクシュアル・ハラスメント）、その他さまざまな性犯罪などは、著しく人権を踏みにじる行為であり、男女共同参画社会を実現していくために、一人ひとりが理解し克服していかなければならない大きな課題です。

しかし、近親者への暴力は、暴力をふるう側にも受ける側にも、それが犯罪であり社会問題である認識が少なく、これらの暴力は家庭や職場などの身近な関係の間で発生することが多いため、なかなか表面化しない現状です。

町民意識調査によると、「げんこつで殴ったり足でけったりする」の被害を受けたことのある女性は9.4%、また男性は4.9%となっています（25ページ参照）。

このような暴力に対して、防止対策と被害者の保護・支援体制の整備を進めると同時に、国、県及び関係機関と連携を図っていくことが重要となっています。

#### 【施策の方向】

##### （1）ドメスティック・バイオレンス防止対策の推進

施 策	概 要	担 当 課
ドメスティック・バイオレンス防止に関する啓発活動の推進	配偶者等からの暴力防止を推進するための広報啓発活動を行う。	福祉課

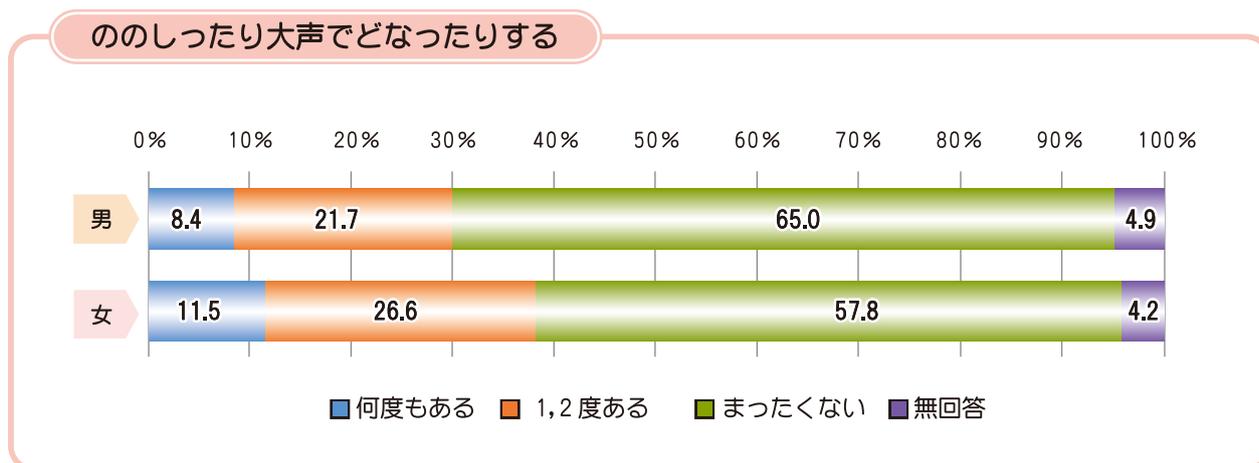
##### （2）セクシュアル・ハラスメント防止対策の推進

施 策	概 要	担 当 課
セクシュアル・ハラスメント防止に関する啓発活動の推進	セクシュアル・ハラスメント防止を推進するための広報啓発活動を行う。	福祉課

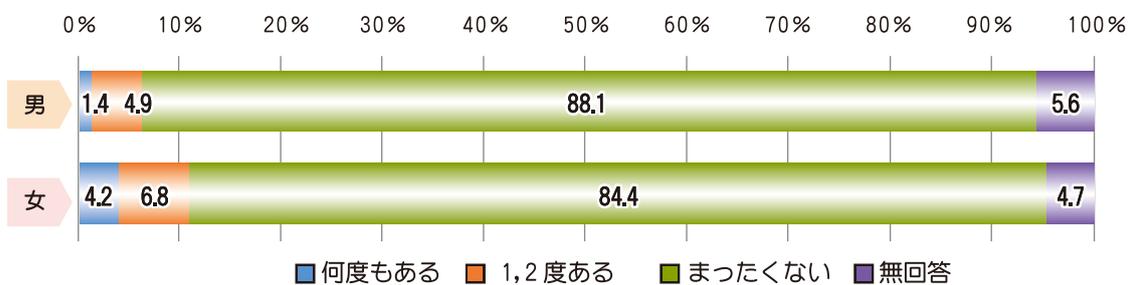
### (3) 被害者の保護・支援体制の整備

施策	概要	担当課
被害者保護の徹底	関係部署と情報を共有するなど、連携を密にし、ドメスティック・バイオレンス被害者へ迅速かつ適切な支援と保護の徹底に努める。	戸籍住民課 各課
相談体制の整備	ドメスティック・バイオレンスやセクシュアル・ハラスメント等により被害を受けたことによる相談体制の整備について調査研究し設置を検討していく。	福祉課
関係機関との連携強化	被害者の保護のため、配偶者暴力相談支援センター、婦人相談所、警察などと連携を強めていく。	福祉課

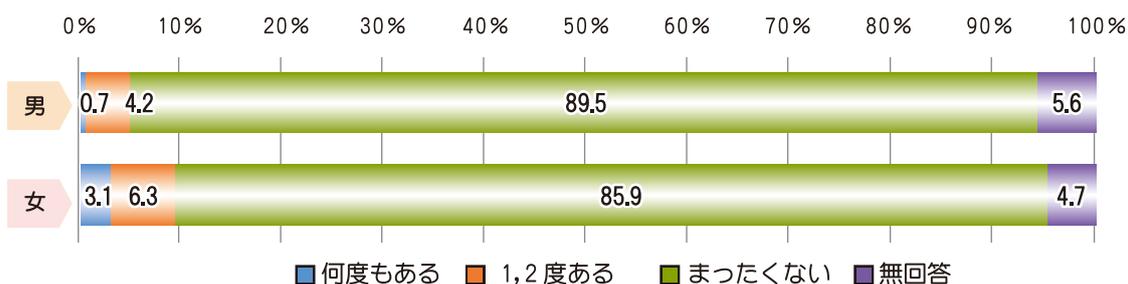
### ◀◀ ドメスティック・バイオレンスの被害実態 ▶▶



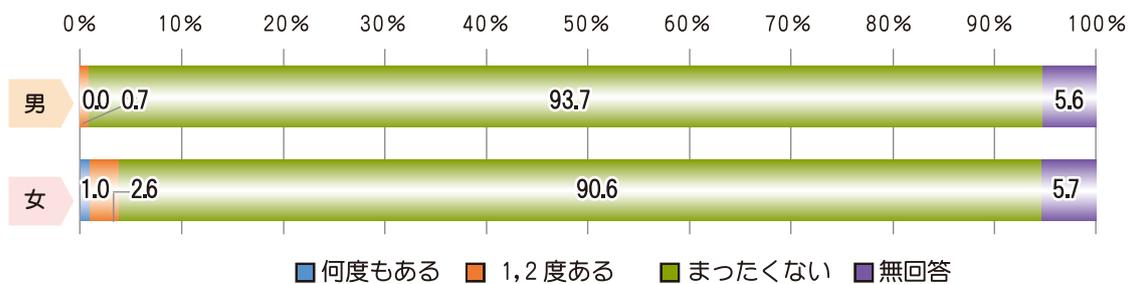
外出を禁じたり、交友関係を監視する



げんこつで殴ったり足でけったりする



いのちの危険性を感じるような暴力をふるう



(平成28年度 八千代町男女共同参画に関する町民意識調査より)

## ◀ ドメスティック・バイオレンス被害の相談状況 ▶

### 被害を相談した人の相談先（複数回答）

（単位：人）

	友人 知人	家族	警察	医師	公的機関や 相談窓口
全 体	31	18	3	1	1
男	9	3	2	0	1
女	22	15	1	1	0

	民間の機関	その他	誰にも相談していない	無回答
全 体	1	3	47	39
男	1	0	21	14
女	0	3	26	25

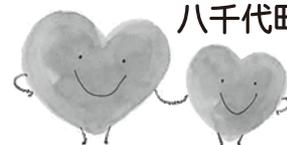
### 被害を相談しなかった人の理由（複数回答）

（単位：人）

	相談する ほどでは ない	自分も悪 いと思っ た	我慢すれ ば何とか なる	相談して も解決し ない	世間体が 悪く相談 できない	他人を巻 き込みた くない
全 体	35	19	12	10	3	4
男	18	9	6	2	0	2
女	17	10	6	8	3	2

	どこに相 談するか わからな い	思い出し たくない	仕返しが 怖い	相談先へ の不安	その他	無回答
全 体	3	1	0	1	1	0
男	1	0	0	0	0	0
女	2	1	0	1	1	0

（平成28年度 八千代町男女共同参画に関する町民意識調査より）



## 基本目標Ⅱ

## あらゆる分野への参画推進社会づくり

## 男女共同参画プラン

## 主要課題1 政策・方針決定の場への女性の参画推進

## 【現状と課題】

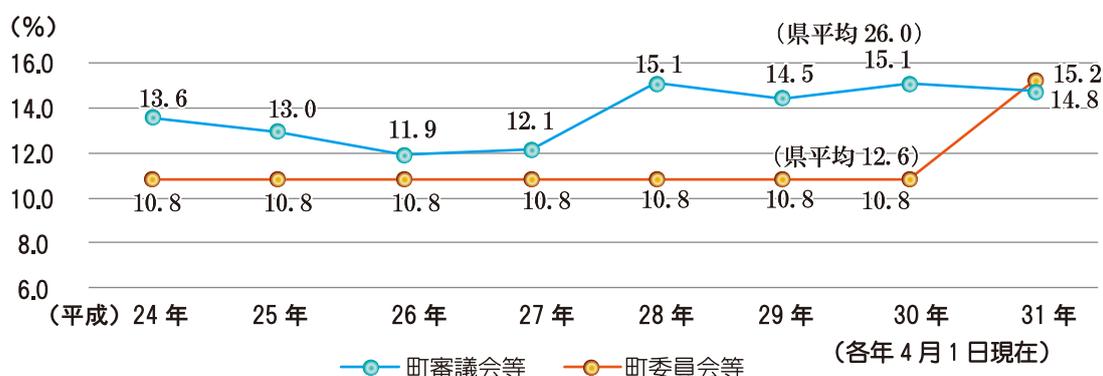
働く場面で活躍したいという希望を持つすべての女性が、自らの意思によって職業生活を営み、個性と能力を十分に発揮して活躍できる環境を整備するため、女性活躍推進法が平成27年に成立しました。これにより国や地方公共団体、民間事業主は女性の採用比率、勤続年数の男女差、労働時間の状況、女性管理職比率などの状況把握や分析を行い、定量的目標や取組内容などを定めた事業主行動計画を策定・公表することになりました。

町民意識調査による男女の地位の平等感についての結果（19ページ参照）をみると、男性が優遇されていると答えた人が、「政治の場」で約7割、続いて「社会通念・慣習・しきたり」、「町内会、自治会などの住民組織の中」、「家庭生活」でいずれも5割を超えている現状です。また、女性の意見を行政に反映させる方法として（次ページ参照）、「行政機関全体が女性の意見や考えについてもっと敏感になる」が最も多く46.0%（男性36.4%、女性53.1%）、次いで「女性一人ひとりが行政の政策にもっと関心を持つようにする」が34.3%（男性36.4%、女性32.8%）となっています。

また、八千代町における審議会等（地方自治法第202条の3に基づく審議会等）に占める女性委員の割合（平成31年4月1日現在）は14.8%、委員会等（地方自治法第180条の5に基づく委員会等）に占める女性委員の割合（平成31年4月1日現在）は、15.2%となっています。茨城県内の市町村平均（平成30年4月1日現在）では、それぞれ26.0%、12.6%となっています。

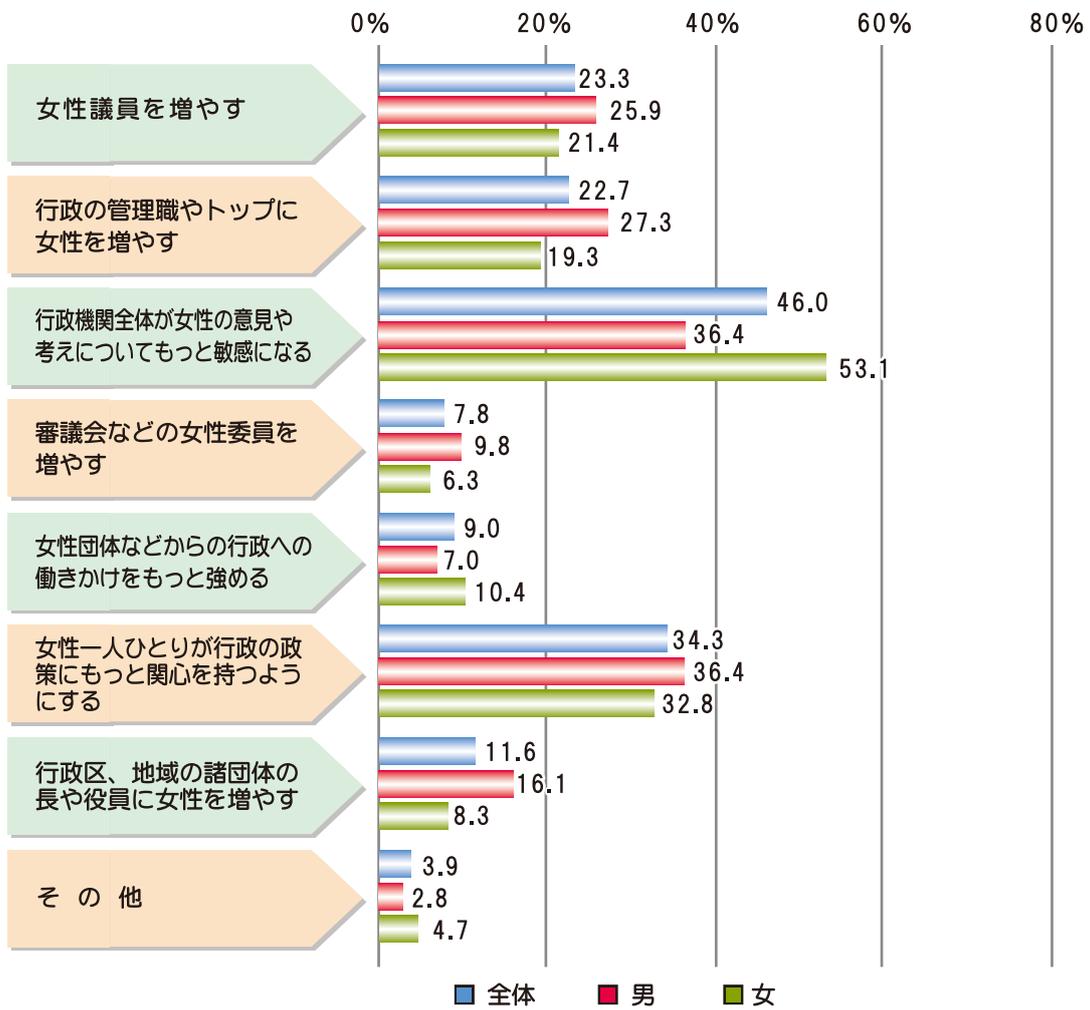
女性の社会進出は、まだまだ進んでいないとみられます。今後もあらゆる分野で多くの女性を登用するよう努める必要があります。

町審議会・委員会等に占める女性委員の割合（経年比較）



(地方公共団体に関する男女共同参画等に係る調査より)

町の政策に女性の意見を反映させる方法（複数回答）



（平成28年度 八千代町男女共同参画に関する町民意識調査より）

【施策の方向】

（1）審議会・委員会等への女性の積極的登用

施策	概要	担当課
町の審議会・委員会等への女性委員の積極的登用	政策・方針決定の場への女性参画を進めるため、審議会・委員会等への女性委員の積極的登用を図る。	各課
町の審議会・委員会等の公募制導入	女性が積極的に参画できるよう推進する。	各課
参画意識の啓発	審議会・委員会等への女性の参画意識啓発を行う。	まちづくり推進課

## (2) 町・事業所・団体における女性の参画促進

施 策	概 要	担 当 課
町・事業所・団体などにおける慣習・しきたり等の見直しのための啓発	性別による固定的な役割分担の意識解消や慣習・しきたりの見直しのための啓発活動を行う。	まちづくり推進課
町の女性職員の職域の拡大と管理職への登用	職域にこだわることなく、幅広い分野に女性職員を配置するとともに、能力に応じ管理職への登用を進める。 また、職員研修により人材の育成を図る。	総務課
事業所・団体への情報提供、啓発	事業所・各種団体に対して、女性の職域拡大や女性管理職の登用などについて、情報提供や啓発を行う。	まちづくり推進課
地域活動などの方針決定の場への参画促進	行政区やPTA、ボランティア活動など地域活動の組織・団体等への女性参画の促進を行う。	まちづくり推進課 秘書課 生涯学習課
町政における女性の意見の反映	女性が町政について自ら学習し、理解を深め、町に提言できる組織を検討する。	秘書課 まちづくり推進課

## (3) 町・事業所における女性の活躍推進

施 策	概 要	担 当 課
女性活躍推進法に基づく事業主行動計画の調査及び公表	女性活躍推進法に基づき、町が作成した事業主行動計画の進捗調査を行い、状況の把握及び分析し調査結果を公表する。	総務課
事業所への女性活躍推進法の周知及び啓発	町内の事業所に対して、女性活躍推進法について周知し、事業主行動計画の策定について啓発を行う。	まちづくり推進課

## 主要課題2 家庭生活・地域社会への男女共同参画の推進

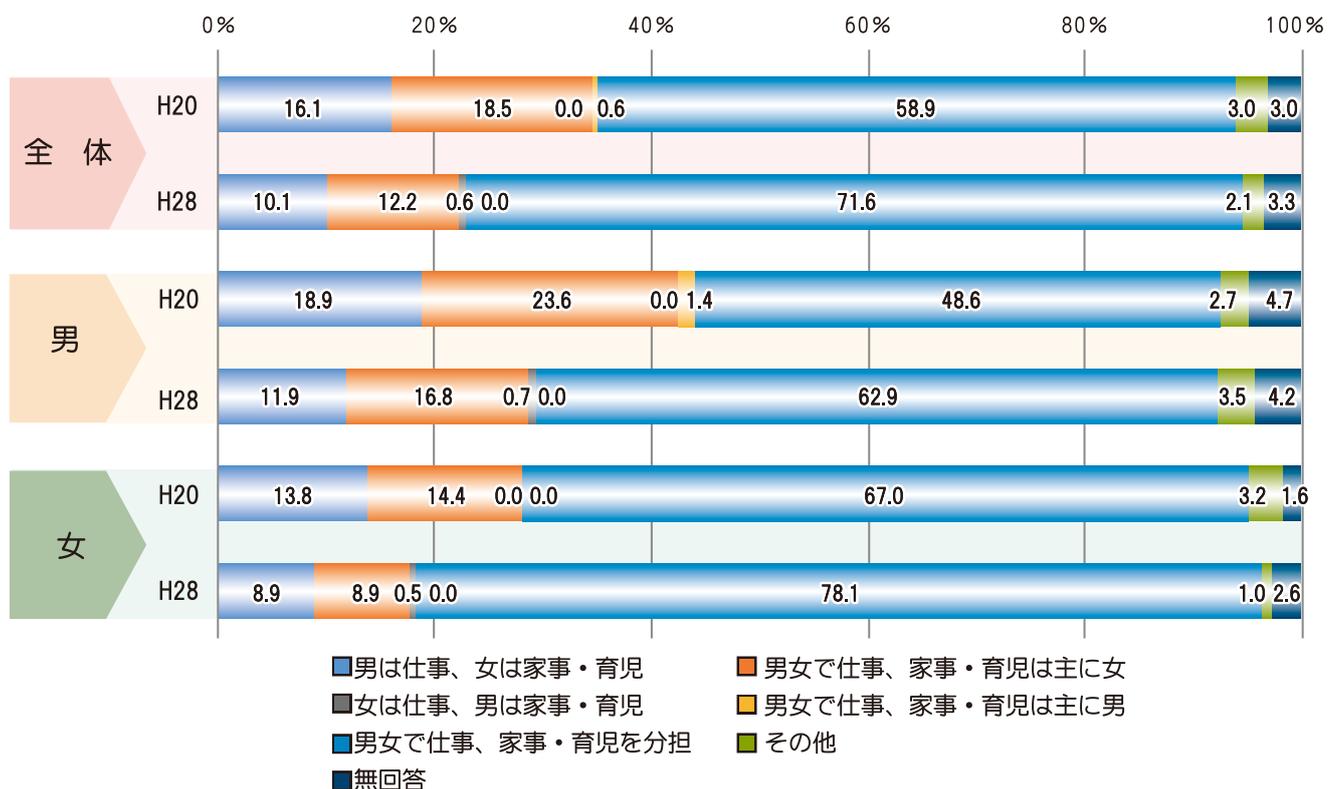
### 【現状と課題】

町民意識調査による性別役割分担意識の調査項目において、平成20年度と平成28年度の結果を比較すると、「男女で仕事、家事・育児を分担」と答えた人が、男女ともに10%以上増加しており、性別による役割分担意識が変わりつつあります。しかしながら、全体の回答割合からも分かるように「家事や育児は女性」と答えている人が、20%以上いる状況で、このことは、多様な生き方を自らの意思で選択することに対し、影響を及ぼすことにつながります。

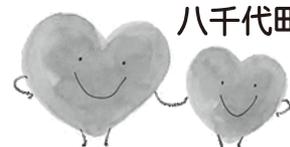
また、地域活動への参加実態の調査項目においては、平成28年度に「参加したことがある」と答えた人の割合が、平成20年度と比べ、ほぼ全ての項目において増加しています。特に女性は7項目中、5項目で5%以上増加しており、女性の地域活動への参画が進んできていることが分かります。

今後、より男女が個性や能力を発揮し仕事をしたり、安心して子どもを産み育てることができる社会を形成していくためには、仕事と育児・介護などの両立が必要です。家事・育児・介護など家庭での活動を女性が担っていることが多い場面において、男性の積極的な参画の推進が求められます。また多様な家族形態がみられるなど地域社会の変化に伴い、職場・家庭・地域のバランスのとれた生き方が求められているなか、暮らしやすい活力ある地域社会を形成するためには、男女が共に地域社会に参画し、まちづくりを推進していくことが重要となっています。

### 性別役割分担意識

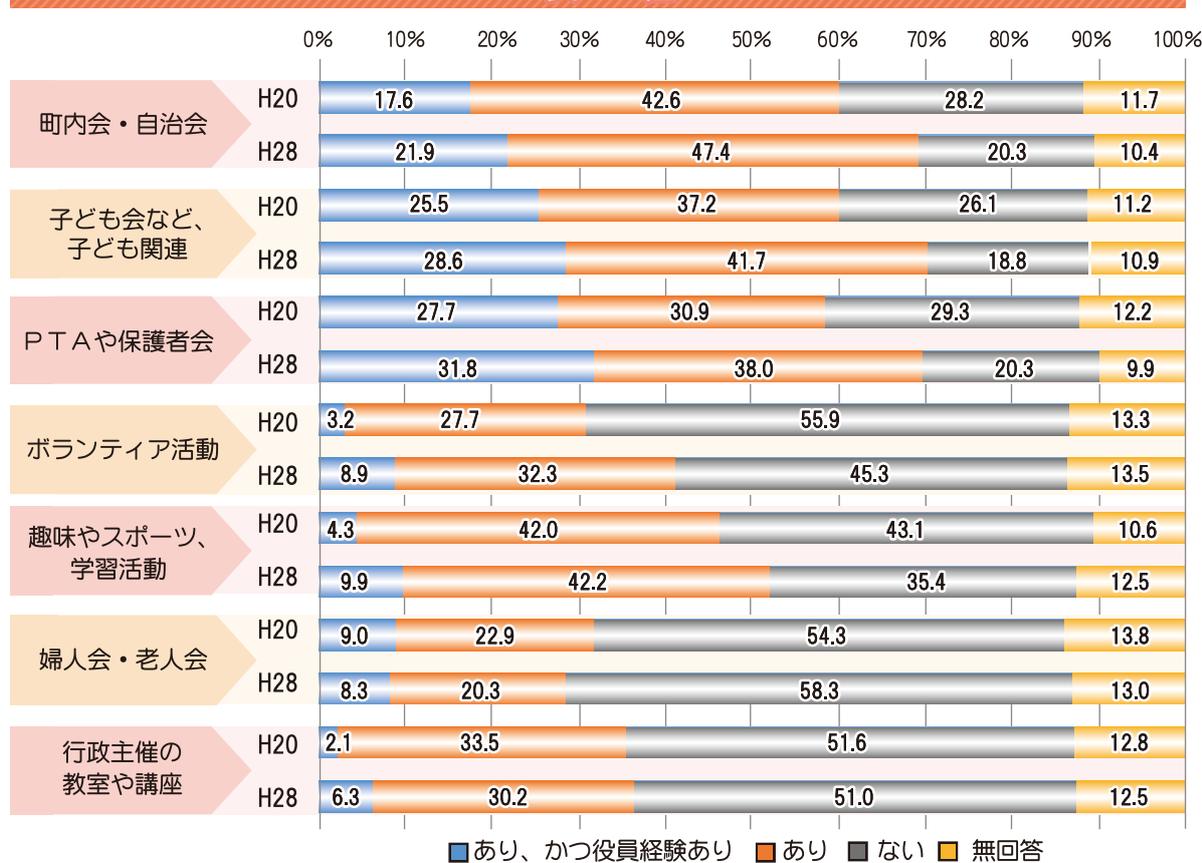


(平成20、28年度八千代町男女共同参画に関する町民意識調査より)

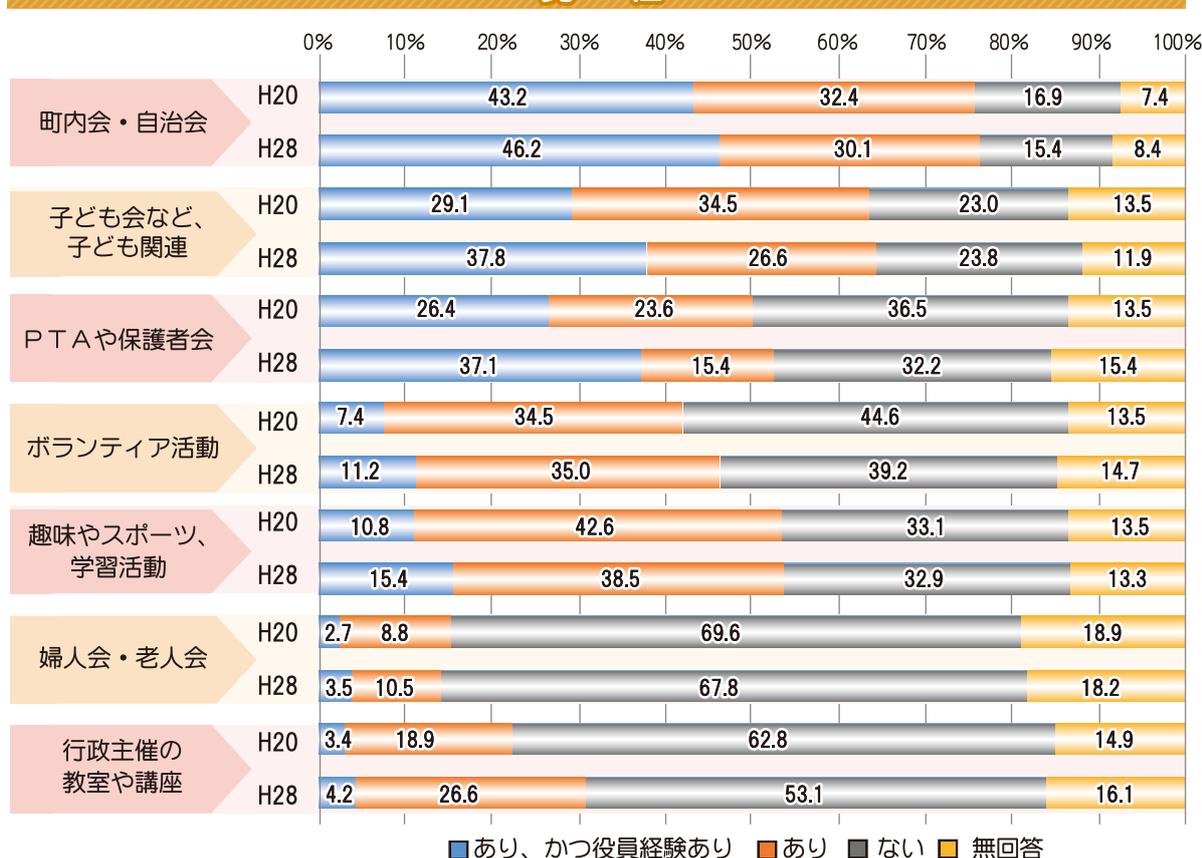


地域活動への参加実態

女性



男性



(平成 20、28 年度 八千代町男女共同参画に関する町民意識調査より)

## 【施策の方向】

### (1) 固定的な性別役割分担の解消

施 策	概 要	担 当 課
男女共同参画に関する講演会等を開催し、固定的な性別役割分担意識の解消	町民に対して男女共同参画に関する講演会等を開催し、固定的な性別役割分担を解消するための啓発を行う。	まちづくり推進課
広報紙やホームページ等による啓発活動	広報紙やホームページ等を利用して、固定的な性別役割分担意識を解消するための啓発を行う。	秘書課 まちづくり推進課
教室・講座等における啓発活動	生涯学習で開催される教室や講座等において固定的な性別役割分担意識を解消するための啓発を行う。	生涯学習課 まちづくり推進課

### (2) 家事・育児・介護等に対する女性への適正な評価と男性の参画促進

施 策	概 要	担 当 課
男性の家事・育児・介護等への参画	男女が共に家事・育児・介護等に参画することの必要性について啓発を行う。	まちづくり推進課
ワーク・ライフ・バランスの啓発	「ワーク・ライフ・バランス」についての啓発を行う。	まちづくり推進課

### (3) 地域活動への共同参画の推進

施 策	概 要	担 当 課
地域活動へ男女が共に参画	コミュニティ活動やボランティア活動、PTA 活動など地域社会への参画を促進するための啓発を行う。	生涯学習課 秘書課 まちづくり推進課

### 主要課題3 国際社会への参画の推進

#### 【現状と課題】

国際婦人年以来、男女共同参画社会の形成に向けての取組は、国際的な取組と連動して進められています。近年、社会のあらゆる分野で情報化、国際化が進んでおり、男女共同参画の視点での国際理解や国際交流などを推進していくことが求められています。

当町においても、外国人の住民登録者数が、年々増加傾向にあり、国際的な立場での男女共同参画を進めていくことが求められます。

#### 【施策の方向】

##### (1) 情報の収集と提供

施 策	概 要	担 当 課
国際的な男女共同参画についての情報収集と提供	男女共同参画に関する国際的な動向について、情報を収集し、提供する。	まちづくり推進課

##### (2) 国際理解と交流の推進

施 策	概 要	担 当 課
国際社会を理解するための教育	国際的な視野を広げるための学習環境の整備を図る。	学校教育課
国際理解や国際交流などの啓発	国際交流等の啓発活動を行う。	まちづくり推進課
外国人に対する情報提供	町内に在住している外国人があらゆる分野へ参画できるような情報の提供と支援体制の充実を図る。	まちづくり推進課 各課

## 主要課題 1 雇用の場における男女平等の確保

## 【現状と課題】

「男女雇用機会均等法」においては、募集、採用、配置、昇進、教育訓練等に係る男女の差別の禁止と企業の積極的かつ自主的な取組の推進、セクシュアル・ハラスメント防止対策の徹底が定められ、女性の労働環境の改善が進められています。

町民意識調査による職場における差別の実態の調査項目において、平成 20 年度と平成 28 年度の結果を比較すると、男女ともに「差別がある」と答えた人の割合が多く項目で減少し、「差別がない」と答えた人の割合がほぼ全ての項目において増加しました。しかし、「男女で職務内容を固定的に分ける」（男性 30.1%、女性 26.5%）、「賃金、昇格などにおける男女格差」（男性 17.7%、女性 21.2%）、「女性だけがお茶くみ、掃除などの雑用を期待される」（男性 8.0%、女性 21.2%）、「育児・介護休業を取りにくい職場の雰囲気」（男性 9.7%、女性 20.5%）、「女性が結婚や出産を理由に退職する慣例」（男性 8.8%、女性 18.2%）などとなり、依然として高い割合で男女の不平等感がみてとれるため、職場における男女平等を図る取組がより一層求められています。また、農業、商工業等の自営業においても、職場環境の向上を目指し、男女平等を推進することが求められます。

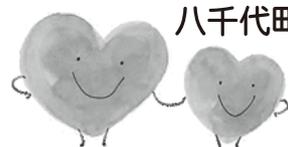
## 【施策の方向】

## (1) 雇用機会均等法等関係法の周知

施策	概要	担当課
労働に関する法律等の情報提供	「男女雇用機会均等法」や「育児・介護休業法」等の周知のため、広報啓発活動を行う。	産業振興課

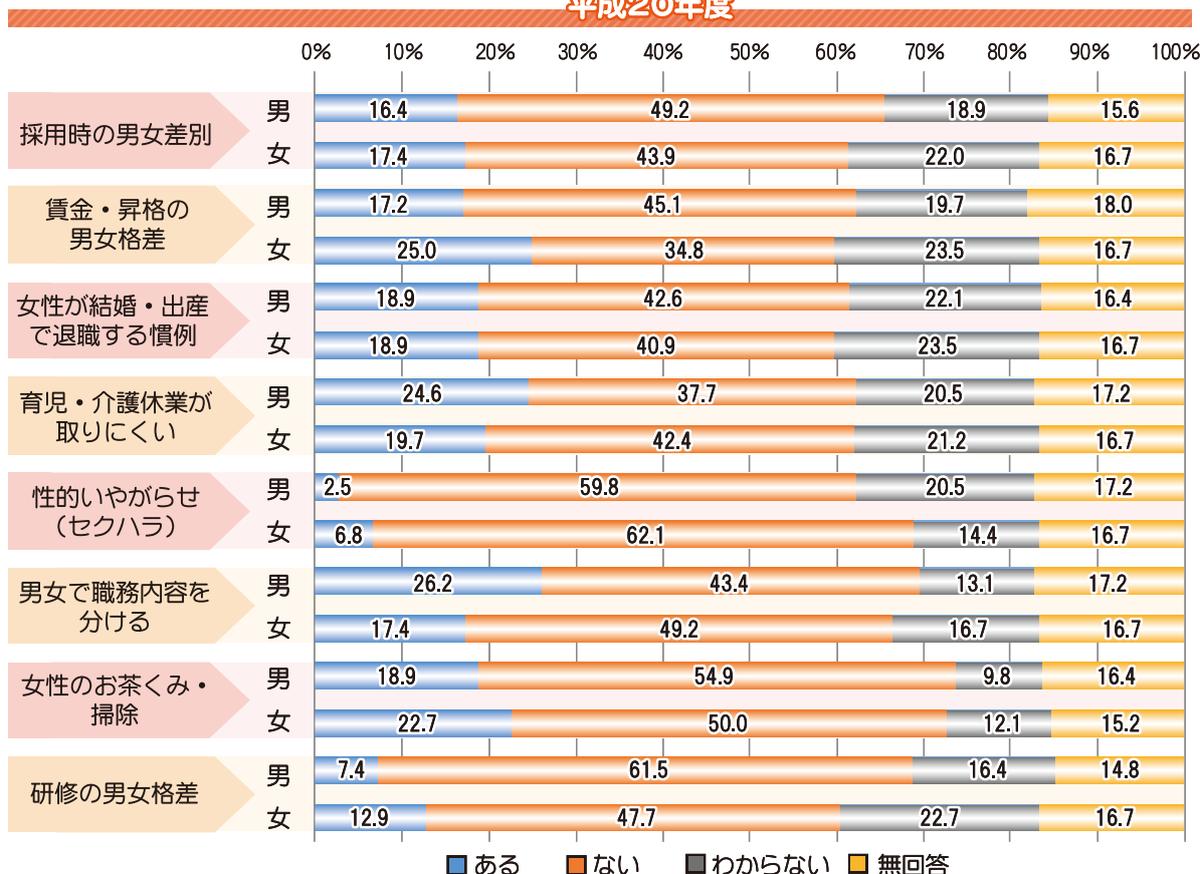
## (2) 女性の能力発揮のための支援

施策	概要	担当課
能力開発・向上のための支援	職域の拡大や職業能力の向上のための研修会や講習会等の情報収集を行い、提供する。	産業振興課
就業や雇用に関する情報提供	ハローワークなどの関係機関と連携し、雇用促進のため情報提供を行う。	産業振興課

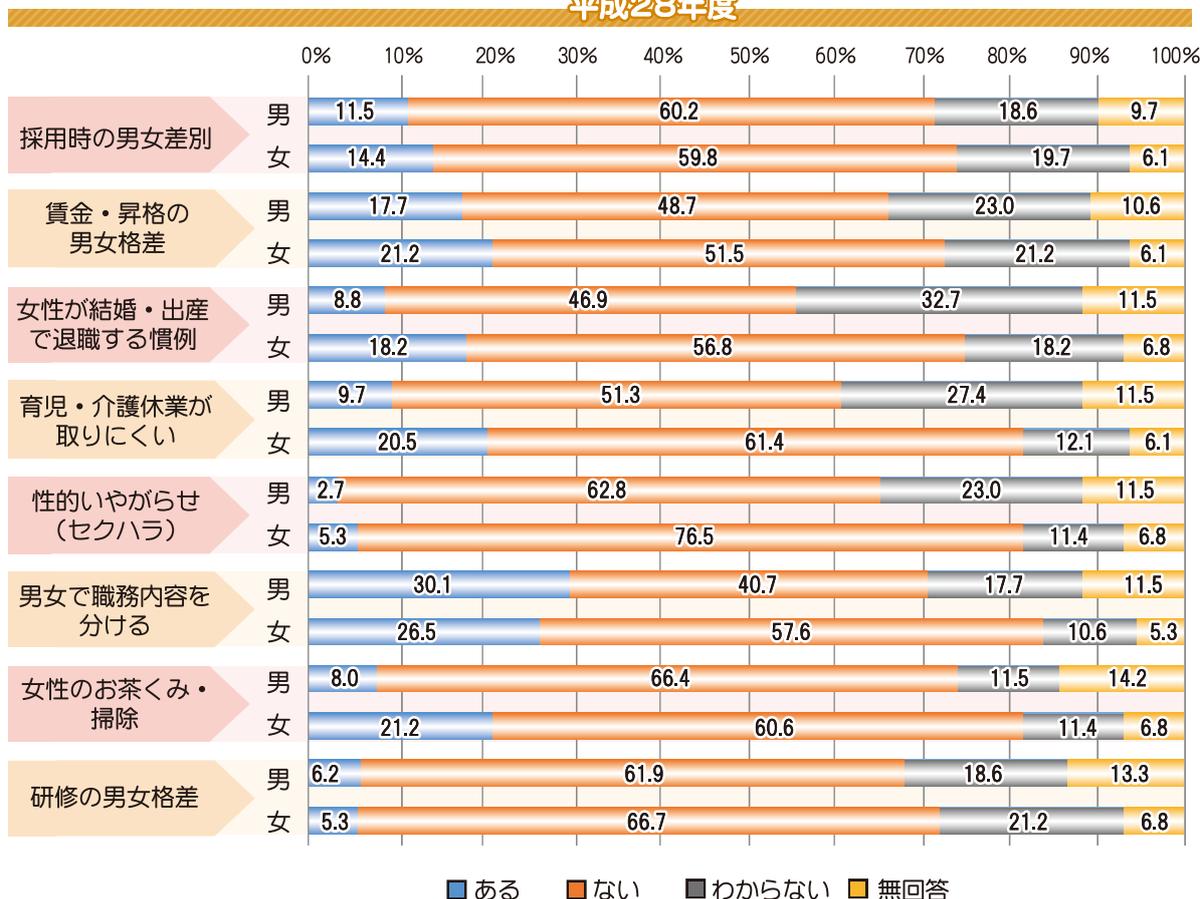


職場における差別の実態

平成20年度



平成28年度



(平成20、28年度 八千代町男女共同参画に関する町民意識調査より)

## 主要課題2 仕事と家庭の両立支援

### 【現状と課題】

町民意識調査によると、「仕事と家庭生活を両立させる上での悩み」では、男女ともに「仕事の負担が大きい」（男性 40.7%、女性 40.2%）が一番高い割合となっていますが、「家事の時間がない」（男性 15.9%、女性 40.2%）や、「家族の理解や協力が十分に得られない」（男性 4.4%、女性 16.7%）の項目において、男女間の回答割合に大きな開きがあります。女性の社会進出が進む一方で、仕事と家庭生活どちらにおいても性別による役割分担意識が解消されず、女性の負担が大きくなっていることがみとれます。また、「町政への要望」の調査項目において、全体で約 30%の高い割合で回答があった項目は、「保育サービスの充実」（31.9%）、「女性の再就職や起業を支援する施策の充実」（29.6%）、「雇用の場の平等推進」（28.1%）となっています（38 ページ参照）。

女性は、職業の有無にかかわらず、家事・育児・介護等の多くの負担を担っており、特に働く女性には大きな負担となっています。このようなことから、男女が仕事と家事・育児・介護等を両立することができるような環境整備が必要となっています。

そこで、仕事と家庭を両立するための意識啓発を進め、労働時間の短縮や育児・介護休業制度の定着、保育制度の充実等を図る必要があります。

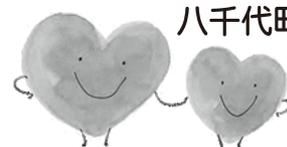
### 【施策の方向】

#### （1）職場における両立支援の推進

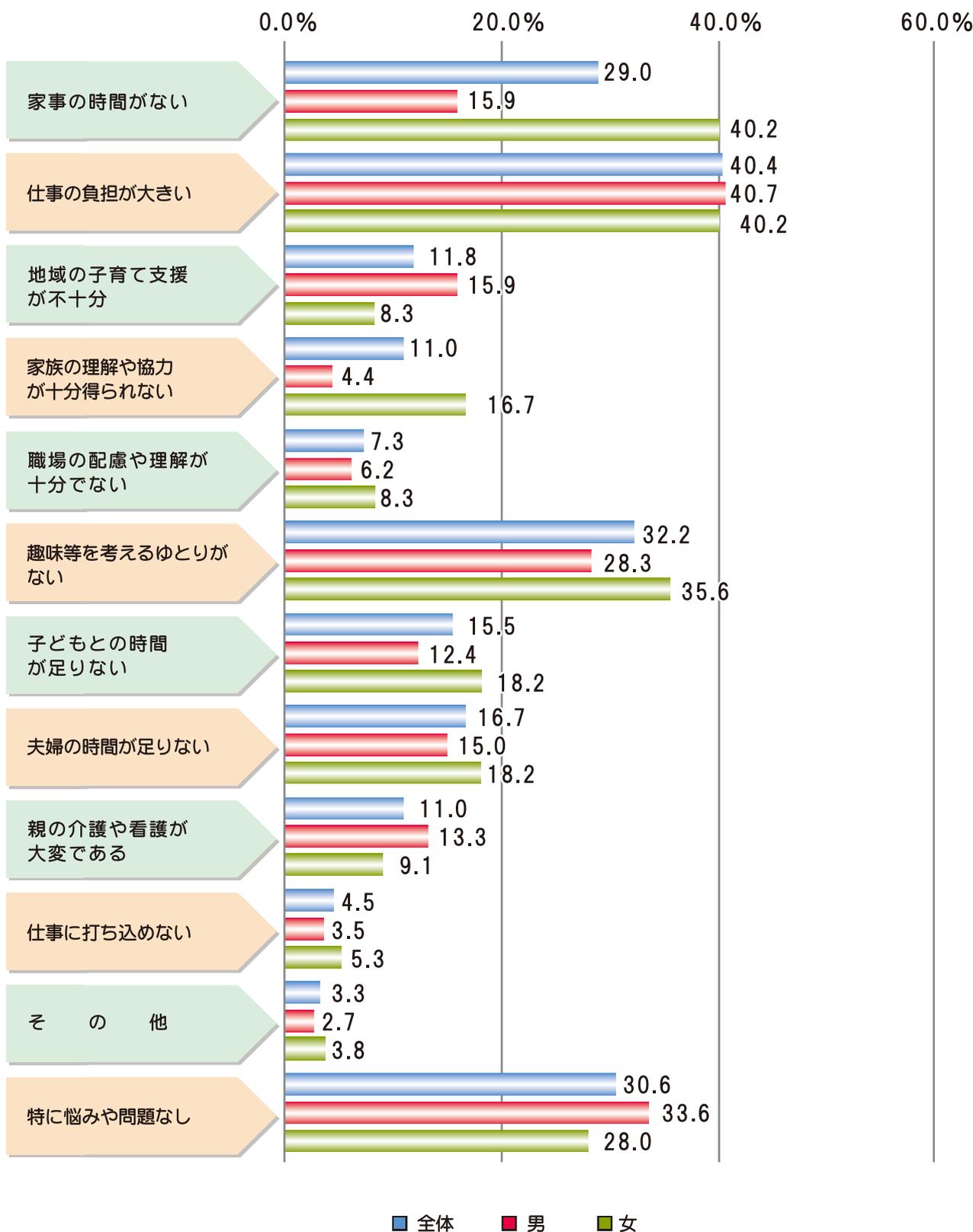
施策	概要	担当課
仕事と家庭の両立に関する意識啓発	育児・介護休業法等の周知を図り、仕事と家事・育児・介護等の両立ができるような意識の啓発を行う。	産業振興課 まちづくり推進課 福祉課 総務課

#### （2）子育て支援策の充実

施策	概要	担当課
子育て支援体制の充実	放課後児童クラブ、一時保育促進、延長保育促進、地域子育て支援の促進等子育て支援の充実を図る。	福祉課

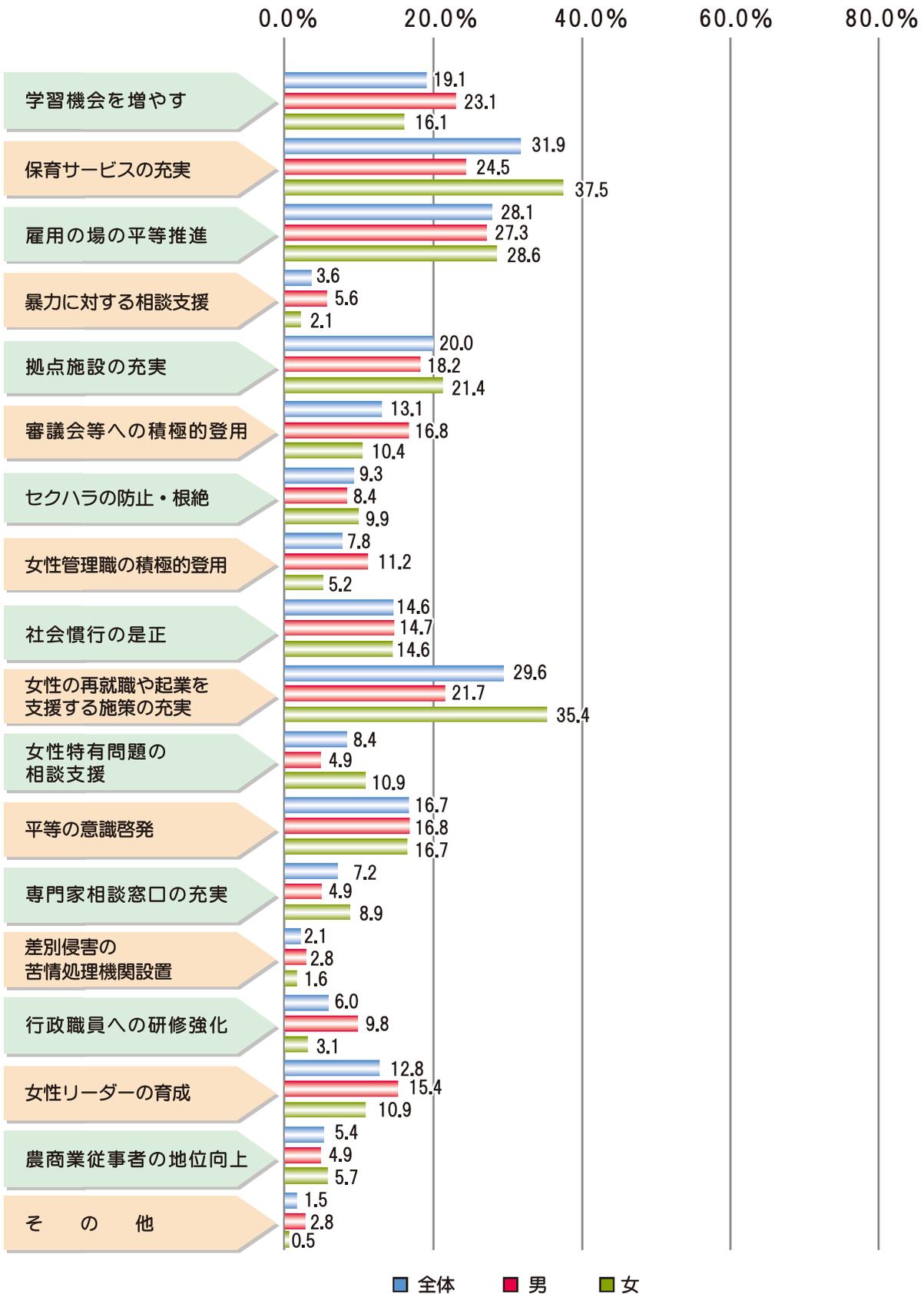


仕事と家庭生活を両立させる上での悩み（複数回答）

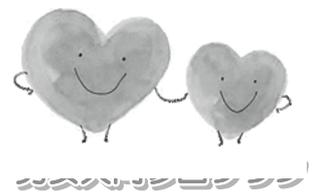


(平成28年度 八千代町男女共同参画に関する町民意識調査より)

町政への要望（複数回答）



（平成28年度 八千代町男女共同参画に関する町民意識調査より）



### 主要課題3 多様な働き方への支援

#### 【現状と課題】

町民意識調査によると、「町政への要望」の調査項目において、女性の回答割合が高かった項目は「保育サービスの充実」（女性 37.5%）、「女性の再就職や起業を支援する施策の充実」（女性 35.4%）、「雇用の場の平等推進」（女性 28.6%）となっています。

女性の自立意識や就業意識が高まるなか、能力発揮のために就業の場の情報提供等の環境整備が必要となります。また、起業に必要な法律の知識や経営ノウハウ等能力の向上を図る必要があります。

農業、商工業などの自営業においても、女性は重要な労働の担い手となっているため、その労働に対する適正な評価をし、主体的に能力を発揮できるような環境づくりを進めることが求められます。

#### 【施策の方向】

##### （1）多様な就業形態における労働条件の向上

施策	概要	担当課
「育児・介護休業法」 「パートタイム労働法」 「労働者派遣法」等に関する啓発	多様な働き方に応じた処遇や労働条件が確保されるように「育児・介護休業法」「パートタイム労働法」「労働者派遣法」等について周知、啓発を行う。	産業振興課

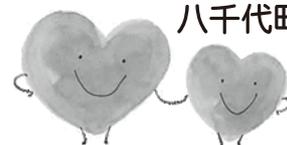
##### （2）農業・商工業等自営業における労働条件の整備

施策	概要	担当課
女性の経営参画の促進	農業・商工業等の自営業に従事する女性に対して、地域のリーダー育成や経営能力の向上等の支援を行う。	産業振興課
家族経営協定の促進	就業条件、役割分担、家族経営方針など経営協定の周知と締結促進を行う。	産業振興課

(3) 起業・再就職等への支援の推進

施策	概要	担当課
起業する女性に対する支援	起業に向けたさまざまな情報の収集・提供を行う。	産業振興課
再就職・再雇用制度の啓発・普及	妊娠・出産・育児・介護等を理由に退職した人についての再雇用制度の啓発・普及を行う。	産業振興課 福祉課





## 基本目標Ⅳ

## 健やかで安心できる生活環境づくり

男女共同参画プラン

## 主要課題 1 生涯を通じた健康への支援

## 【現状と課題】

長寿社会を迎えて、男女ともに身体的・精神的に健康であることへの関心が高まっており、健康診断や健康相談などの健康支援が重要となっています。

特に、女性は、妊娠、出産など健康上、男性とは違った面があり、正しい知識や情報が必要となります。このため、学校における性教育等の充実が重要となっています。さらに、女性の生涯を通じた健康については、男女ともに関心を持ち、正しい知識や情報を得て認識を深めていくことが必要となります。

また、母子保健については、母子がともに健康であり、安心して子どもを生育てられるよう支援の充実を図ります。

## 【施策の方向】

## (1) 心と身体の健康づくりへの支援

施 策	概 要	担 当 課
健康診断や各種検診の充実	健康管理の重要性を啓発し、受診率の向上を図る。	健康増進課
健康教室や相談体制の充実	健康の管理や増進についての啓発や相談について体制の充実を図る。	健康増進課

## (2) 母子保健サービスの充実

施 策	概 要	担 当 課
母子保健事業の充実	妊娠期、出産期、新生児期、乳幼児期等を通じて母子の健康を確保するため、乳幼児健診、教育・訪問・相談、歯科保健、予防接種など各種の事業の充実を図る。	健康増進課

## 主要課題2 子どもが健やかに育つ環境整備

### 【現状と課題】

近年、子どもが巻き込まれる事件・事故の増加やいじめ、ひきこもり、児童虐待などが大きな社会問題となっています。このため、子どもの人権についての意識啓発や関係機関との連携強化と対応体制の整備を進めるとともに、子どものための相談支援体制の整備が必要です。

当町では、平成27年に「地域で親子の育ちを支え 笑顔が輝くまち」を基本理念として「八千代町子ども・子育て支援事業計画」を策定しました。この計画に基づき、教育・保育及び子育て支援の計画的な提供と、子どもを健やかに育む環境づくり、安心・ゆとりの子育てを支える地域づくりを推進します。

### 【施策の方向】

#### (1) 子どもが健やかに育つ生活環境の整備

施 策	概 要	担 当 課
子育て支援とサポーターの育成	子育て支援を行うとともに、子育てサポーターの育成を図る。	生涯学習課 社会福祉協議会
子育てサポート制度の充実	育児の援助を行いたい者と当該援助を受けたい者からなる会員組織で、地域において会員同士が相互援助活動を行う。	社会福祉協議会
一時保育促進事業の充実	保育所等の入所対象とならない就学前の児童で、保護者が傷病、災害、事故、冠婚葬祭、私的事由等で、緊急的・一時的に保育が困難になったとき、保育所等で一時的に預かる。	福祉課
延長保育促進事業の充実	保育所等の開所時間を延長して預かる。	福祉課

施 策	概 要	担 当 課
放課後児童クラブの充実	昼間保護者のいない小学1年から6年までの児童に対し、放課後児童クラブにおいて、適切な遊び及び生活の場を与える。	福祉課
食育の推進	行政、認定こども園、保育園、幼稚園、学校等の関係者による食育支援ネットワークの構築とともに、食育の啓発・普及を図る。	健康増進課 給食センター 学校教育課 産業振興課

## (2) 児童虐待防止の推進

施 策	概 要	担 当 課
児童虐待防止についての啓発・普及	講演会・シンポジウムの実施、各種行事及び窓口等で児童虐待防止についての啓発・普及を図る。	福祉課 健康増進課 学校教育課 生涯学習課
関係機関との連携強化	いばらき虐待ホットライン、子どもホットライン等県との整合性を図り、児童相談所、警察、保健所等関係機関との連携を強化する。	福祉課 健康増進課 学校教育課

## (3) 子どものための相談支援体制の整備

施 策	概 要	担 当 課
民生委員・児童委員による子どもに関する相談	民生委員・児童委員が子どもに関する各種の相談を実施する。	福祉課
心配ごと相談	相談員を配置し、子どもに関することの相談を実施する。	社会福祉協議会
子どもの発育に応じた相談	保健相談、栄養相談、歯科相談など、子育ての悩みや不安の解決を図る。	健康増進課

### 主要課題3 高齢者、障がい者等に対する自立支援

#### 【現状と課題】

高齢者や障がい者の方が、生涯にわたり健康で、豊かな活力ある生活をし、社会に参画できるように支援していくことが必要です。

当町では、高齢化率が28.9%（令和元年10月1日現在）となり、令和7年には33.0%になると見込まれています（10ページ参照）。平成30年には、「高齢者がいきいき暮らせる 支え合いのまちづくり」を基本理念として「やちよはつらつプラン※1（第7期）」を策定しました。この計画に基づき、高齢者が健康で生きがいをもち、安心して生活できるよう介護サービスや高齢者福祉サービスの充実を図っていきます。

また、八千代町第5次総合計画の健康・福祉分野の目標でもある、誰もが健やかに安心して暮らせるまちの実現に向け、障がい者の自己決定の尊重、障がい者本位の総合的な支援、障がい者の特性に配慮した支援、総合的な取り組みの推進、アクセシビリティの向上を基本方針とした「八千代町障がい者プラン※2」を平成30年に策定しました。

#### 【施策の方向】

##### （1）高齢者・障がい者の自立支援

施 策	概 要	担 当 課
高齢者の社会参画の促進	活力と生きがいのある生活を送れるよう、高齢者の多様性・自発性を尊重しながら、社会参画を促進する。	長寿支援課 生涯学習課
障がい者の社会参画の促進	生きがいや楽しみが感じられるスポーツ・レクリエーション活動について、参画を促進する。	福祉課 生涯学習課
高齢者の自立支援	文化・スポーツ・レクリエーション活動や雇用・就労についての情報提供など自立支援を行う。	長寿支援課 生涯学習課
障がい者の自立支援	雇用・就労等、自立した生活ができるよう支援を行う。	福祉課 産業振興課

施 策	概 要	担 当 課
バリアフリー化の推進	高齢者や障がい者の社会参画を促進するため、公共施設、公園等のバリアフリー化を推進する。	福祉課 長寿支援課 生涯学習課 都市建設課 財務課 産業振興課 まちづくり推進課

## (2) 社会全体での介護支援・障害福祉サービスの充実

施 策	概 要	担 当 課
介護保険・障害福祉サービスの基盤整備	安心して必要なサービスが受けられるよう充実を図る。	福祉課 長寿支援課
地域支援体制の促進	日常生活や社会参画を支援する各種ボランティア活動の促進を図る。	福祉課 長寿支援課 社会福祉協議会

## ※1 やちよはつらつプラン

第7期介護保険事業計画と高齢者福祉計画を一体的に策定したもの

## ※2 八千代町障がい者プラン

第3期障害者計画改訂と第5期障害福祉計画、第1期障害児童福祉計画を一体的に策定したもの



# 第3章

---

## 計画の推進体制





## 計画の推進体制

男女共同参画社会の実現を図るために、町の推進体制を充実させ、率先して取り組みます。

### 1 役所内における組織の充実

#### (1) 男女共同参画担当部署の設置検討

男女共同参画に関する施策を総合的かつ計画的に推進するため、専任職員の配置とともに、専門部局の設置を検討します。

#### (2) 職員への啓発

町の行政全体に男女共同参画の視点を反映させるため、職員すべてを対象に男女共同参画についての理解を深め、男女共同参画の研修や情報提供の充実を図ります。

### 2 推進体制の充実

#### (1) 計画の進行管理

計画を着実に推進していくために、関係事業の進捗状況の確認や評価を行います。

#### (2) 調査研究と情報の収集及び提供

男女共同参画に関する施策を効果的に推進していくために、定期的に町民意識調査等各種調査を実施し、町民の男女共同参画についての現状とニーズを把握するとともに、男女共同参画に関する国際的な動向、国や県の動向、近隣市町村の動向、民間団体などの動向についての情報の収集を行います。

#### (3) 男女共同参画を推進するための拠点機能の整備

町民が、男女共同参画に関する情報の収集、発信、交換等を自主的に活動できるような拠点機能の導入について検討します。

### 3 連携の強化

#### (1) 町民・団体・事業所との協働

男女共同参画社会の実現のために、町民・団体・事業所など地域の人と行政が共に連携し、町民一人ひとりの自主的な行動によって、意識改革や各施策を推進します。

#### (2) 国・県等関係機関との連携

男女共同参画社会の実現のために、国・県・近隣市町村や関係機関との連携と協力体制の強化を図ります。

#### 4 目標値の設定

本計画の推進にあたって、次のような目標値を設定します。なお、目標値については、後期基本計画策定時に「男女共同参画に関する町民意識調査」等を実施し、確認します。

基本目標	内 容	現況値	目標値 (令和6年度)
基本目標Ⅰ	「男女共同参画」という言葉を知っている人の割合	—※	50%
	「男女の地位の平等感」において、「家庭生活」が平等と思う人の割合 (19 ページ参照)	36.1%	40%
	「DVの被害実態」において経験がある人の割合 (24、25 ページ参照)	0.7% ～38.1%	全4項目 0%
基本目標Ⅱ	町の審議会・委員会等の女性の構成割合 (27 ページ参照)	審議会等 14.8% 委員会等 15.2%	30%
	「性別役割分担意識」において、「男女で仕事、家事・育児を分担」と思う人の割合 (30 ページ参照)	71.6%	80%
基本目標Ⅲ	「職場における差別の実態」において、「差別はない」と答えた人の割合 (35 ページ参照)	40.7% ～76.5%	全8項目 5%増加
基本目標Ⅳ	1年間に健康診断を受けたと答えた人の割合	—※	80%

※については、現況値が把握できていないため、「—」表記としています。



# 付属資料

---

第2次八千代町男女共同参画プラン策定の経過

八千代町男女共同参画プラン検討委員会設置要綱

八千代町男女共同参画プラン検討委員会委員名簿

八千代町男女共同参画推進委員会設置要綱

八千代町男女共同参画推進委員会委員名簿

男女共同参画に関する町民意識調査の概要

令和元年度男女共同参画に関する絵画コンクール入賞作品

茨城県男女共同参画推進条例

男女共同参画社会基本法

配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律

女性の職業生活における活躍の推進に関する法律

## 第2次八千代町男女共同参画プラン策定の経過

年 月 日	内 容
令和元年 5月20日	第2次プラン策定方針を決定
8月 5日～ 9月 5日	第2次プラン（案）の作成 ・各課より事業計画書の作成、提出
9月18日	第1回プラン検討委員会 ・委嘱書交付 ・役員選出 ・第2次プラン策定方針、スケジュール等の説明
10月10日～ 10月17日	第2次プラン（案）の作成 ・各課事業計画書の取りまとめ
11月25日	第2回プラン検討委員会 ・第2次プラン（案）の諮問 ・第2次プラン（案）について
12月 6日～ 12月19日	パブリックコメントの実施
12月23日	第3回プラン検討委員会 ・第2次プラン（案）について ・答申書（案）について
12月23日	プラン検討委員会終了後、町長へ答申
令和2年3月	第2次プラン策定

## 八千代町男女共同参画プラン検討委員会設置要綱

平成21年3月10日訓令第4号

### (設置)

第1条 八千代町における男女共同参画に関する現状と課題を総合的に検討し、男女共同参画社会の実現を図るため、八千代町男女共同参画プラン検討委員会(以下「委員会」という。)を設置する。

### (所掌事務)

第2条 委員会は、町長の諮問に応じ、男女共同参画社会の形成に向けた施策及び男女共同参画プランの策定に関する事項を調査審議する。

### (組織)

第3条 委員会は、委員15名以内をもって組織する。

2 委員の選任にあたっては、男女のいずれか一方の委員の数が、委員総数の10分の4未満とならないようにしなければならない。

3 委員は、次の各号に掲げる者のうちから町長が委嘱する。

- (1) 学識経験者
- (2) 関係機関及び関係団体の構成委員
- (3) 一般町民

### (任期)

第4条 委員の任期は、委嘱の日から第2条の審議が終了するまでとする。

### (委員長及び副委員長)

第5条 委員会に、委員長及び副委員長を置く。

2 委員長及び副委員長は、委員の互選により選出する。

3 委員長は、委員会を総括し、会議の議長となる。

4 副委員長は、委員長を補佐し委員長に事故あるときは、その職務を代理する。

### (会議)

第6条 委員会は、必要に応じて委員長が招集する。

2 会議の議事は、出席委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

3 委員長は、必要があると認めるときは、会議に委員以外の者の出席を求め、その説明又は意見を聴くことができる。

### (庶務)

第7条 委員会の庶務は、男女共同参画行政担当課において処理する。

### (補則)

第8条 この要綱に定めるもののほか、運営に関し必要な事項は別に定める。

### 附 則

この要綱は、平成21年4月1日から施行する。

## 八千代町男女共同参画プラン検討委員会委員名簿

	氏 名	区 分	備 考
1	荒 井 千代子	関係機関及び関係団体の構成委員	
2	小野里 治 美	関係機関及び関係団体の構成委員	
3	北 島 直 廣	関係機関及び関係団体の構成委員	副委員長
4	杉 山 まゆみ	関係機関及び関係団体の構成委員	
5	相 馬 悟 子	関係機関及び関係団体の構成委員	
6	高 野 尚 子	関係機関及び関係団体の構成委員	
7	堤 隆	関係機関及び関係団体の構成委員	
8	中 村 清 則	関係機関及び関係団体の構成委員	
9	中 山 朝 子	関係機関及び関係団体の構成委員	
10	中 山 優 子	関係機関及び関係団体の構成委員	
11	長 屋 雄 治	関係機関及び関係団体の構成委員	
12	新 城 雪 子	関係機関及び関係団体の構成委員	委 員 長
13	西 村 紀 子	関係機関及び関係団体の構成委員	
14	野 村 操	関係機関及び関係団体の構成委員	
15	福 島 信 夫	関係機関及び関係団体の構成委員	

## 八千代町男女共同参画推進委員会設置要綱

平成20年6月20日訓令第22号

改正 平成29年4月1日訓令第33号

(設置)

第1条 八千代町における男女共同参画意識の啓発及び男女共同参画社会の形成を推進するため、八千代町男女共同参画推進委員会(以下「委員会」という。)を設置する。

(所掌事務)

第2条 委員会は、次の各号に掲げる事項について所掌する。

- (1) 男女共同参画意識の啓発に関すること。
- (2) 男女共同参画計画の推進に関すること。
- (3) その他、男女共同参画施策に関して必要な事項。

(構成)

第3条 委員会は、委員15人以内をもつて構成する。

2 委員は、次に掲げる者の中から町長が委嘱する。

- (1) 公募による町民
- (2) 各種団体等の構成員

(任期)

第4条 委員の任期は2年とし、再任を妨げない。ただし、委員が欠けた場合における補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(委員長及び副委員長)

第5条 委員会に、委員長及び副委員長を置く。

2 委員長及び副委員長は、委員の互選により選出する。

3 委員長は、委員会を総括し、会議の議長となる。

4 副委員長は、委員長を補佐し委員長に事故あるときは、その職務を代理する。

(会議)

第6条 委員会は、必要に応じて委員長が招集する。

2 委員長は、必要があると認めるときは、会議に委員以外の者の出席を求め、意見を聴取することができる。

(庶務)

第7条 委員会の庶務は、企画財政部まちづくり推進課において処理する。

(補則)

第8条 この要綱に定めるもののほか、運営に関し必要な事項は別に定める。

附 則

この要綱は、公布の日から施行する。

附 則(平成29年訓令第33号)

この訓令は、公布の日から施行する。

## 八千代町男女共同参画推進委員会委員名簿

	氏 名	区 分	備 考
1	荒 井 千代子	公募委員	
2	小野里 治 美	公募委員	
3	北 島 直 廣	公募委員	副委員長
4	杉 山 まゆみ	公募委員	
5	相 馬 悟 子	公募委員	
6	高 野 尚 子	公募委員	
7	堤 隆	公募委員	
8	中 村 清 則	公募委員	
9	中 山 朝 子	公募委員	
10	中 山 優 子	公募委員	
11	長 屋 雄 治	公募委員	
12	新 城 雪 子	公募委員	委員長
13	西 村 紀 子	公募委員	
14	野 村 操	公募委員	
15	福 島 信 夫	公募委員	

## 男女共同参画に関する町民意識調査の概要

### 1. 調査の目的

この調査は、男女共同参画に関する町民の意識、実態を総合的に把握し、男女共同参画プラン策定のための基礎資料とすることを目的とする。

### 2. 調査の対象と調査の方法

- (1) 調査対象者 町内在住の20歳以上の住民1,000人
- (2) 抽出方法 住民基本台帳より無作為抽出
- (3) 調査方法 郵便による配布及び回収

### 3. 回収結果

(平成20年度)

	配布数	回収数	無回答数	有効回収数
実数	1,000人	358人	22人	336人 (男性148人、女性188人)
比率	男性500人 女性500人	35.8%	2.2%	33.6% (男性29.6%、女性37.6%)

(平成28年度)

	配布数	回収数	無回答数	有効回収数
実数	1,000人	362人	27人	335人 (男性143人、女性192人)
比率	男性500人 女性500人	36.2%	2.7%	33.5% (男性28.6%、女性38.4%)

令和元年度

# 男女共同参画に関する絵画コンクール入賞作品

中学生の部

最優秀賞

『なりたい職業になれる未来へ』



八千代第一中学校 2年  
宮永千紘さん

優秀賞

『男女平等 これでもいいの?』



八千代第一中学校 1年  
鈴木遙さん

優秀賞

『男女平等 同じ重さ』



八千代第一中学校 1年  
高島海舟さん

優秀賞

『ホッとするね』



東中学校 2年  
萩原芽生さん



佳作 『皆平等 世界明るく』



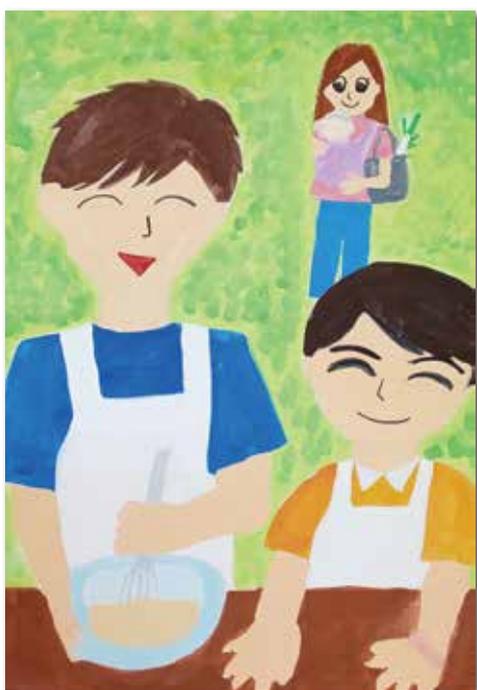
八千代第一中学校 1年  
岩本 ひなた さん

佳作 『男女の協力 明るい社会』



八千代第一中学校 1年  
上野 叶夢 さん

佳作 『嫁の代わり』



東中学校 3年  
大久保 有純 さん

小学生の部

最優秀賞 『男女関係なく過ごせる社会』



中結城小学校 6年  
中村 真緒 さん

優秀賞 『みんなで料理』

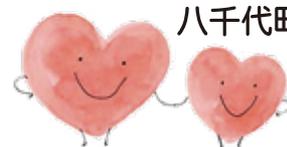


中結城小学校 5年  
大森 樹里 さん

優秀賞 『思いやりの心を』



川西小学校 5年  
古沢 音々 さん



佳作 『みんなでなか良く協力』



西豊田小学校 4年  
生井 理央 さん

佳作 『みんなで協力』



西豊田小学校 4年  
生井 理心 さん

佳作 『男女で協力』



西豊田小学校 6年  
松本 史桂 さん

佳作 『男女平等』



川西小学校 5年  
山中 颯 さん

# 茨城県男女共同参画推進条例

平成 13 年 3 月 28 日茨城県条例第 1 号

## 前文

人はすべて法の下において平等であり、これまで男女平等の実現に向けた様々な取組が行われてきたが、今なお、十分に実現されるに至っていない。

今後、少子高齢化の進展や経済活動の成熟化、情報通信技術の高度化など社会経済情勢の急速な変化に的確に対応し、県民ひとりひとりがものの豊かさや心の豊かさをあわせ持つ新しい豊かさを実感することができる茨城を目指すためには、男女が、社会のあらゆる分野において、互いの違いを認め合い、互いに人権を尊重しながら、それぞれの個性と能力を十分に生かし、共に責任を担うことができる男女共同参画社会を早急に実現することが重要である。

ここに、男女共同参画社会を実現することを目指して、男女共同参画の推進についての基本理念を明らかにし、県、県民、事業者等が連携し、一体となって男女共同参画の推進に取り組むことを決意し、この条例を制定する。

## 第 1 章 総則

### (目的)

第 1 条 この条例は、男女共同参画の推進についての基本理念を定め、県、県民及び事業者の責務を明らかにするとともに、男女共同参画の推進に関する施策の基本となる事項を定めることにより、男女共同参画社会の実現を総合的かつ計画的に推進することを目的とする。

### (定義)

第 2 条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 男女共同参画 男女が、社会の対等な構成員として、自らの意思によって社会のあらゆる分野における活動に参画する機会が確保され、かつ、共に責任を担うことをいう。
- (2) 積極的改善措置 前号に規定する機会に係る男女間の格差を改善するため必要な範囲内において、男女のいずれか一方に対し、当該機会を積極的に提供することをいう。

### (基本理念)

第 3 条 男女共同参画は、男女の個人としての尊厳が重んぜられること、男女が性別による差別的取扱いを受けないこと、男女が個人として能力を発揮する機会が確保されることその他の男女の人権が尊重されることを旨として、推進されなければならない。

2 男女共同参画は、社会における制度又は慣行が男女の社会における活動に対して及ぼす影響にできる限り配慮し、男女が性別による固定的な役割分担にとらわれることなく多様な生き方を選択することができることを旨として、推進されなければ

ならない。

3 男女共同参画は、男女が、社会の対等な構成員として、県における政策又は民間の団体における方針の立案及び決定に共同して参画する機会が確保されることを旨として、推進されなければならない。

4 男女共同参画は、家族を構成する男女が、相互の協力と社会の支援の下に、子の養育、家族の介護その他の家庭生活における活動について家族の一員としての役割を円滑に果たし、かつ、当該活動以外の活動を行うことができるようにすることを旨として、推進されなければならない。

5 男女共同参画の推進が国際社会における取組と密接な関係を有していること及び地域における国際化の進展にかんがみ、男女共同参画は、国際的協調の下に推進されなければならない。

### (県の責務)

第 4 条 県は、前条に定める基本理念（以下「基本理念」という。）にのっとり、男女共同参画の推進に関する施策（積極的改善措置を含む。以下同じ。）を総合的に策定し、及び実施する責務を有する。

2 県は、あらゆる施策を策定し、及び実施するに当たっては、基本理念を尊重するものとする。

3 県は、男女共同参画の推進に関する施策について、県民、事業者、市町村及び国と相互に連携して取り組むように努めるものとする。

### (県民の責務)

第 5 条 県民は、職域、学校、地域、家庭その他の社会のあらゆる分野において、基本理念にのっとり、男女共同参画の推進に努めなければならない。

2 県民は、基本理念にのっとり、県が行う男女共同参画の推進に関する施策に積極的に協力するように努めなければならない。

### (事業者の責務)

第 6 条 事業者は、雇用等の分野において、基本理念にのっとり、男女共同参画の推進に努めなければならない。

2 事業者は、基本理念にのっとり、男女が職業生活における活動と家庭生活における活動を両立できるように就労環境の整備に努めなければならない。

3 事業者は、基本理念にのっとり、県が行う男女共同参画の推進に関する施策に積極的に協力するように努めなければならない。

### (男女共同参画推進月間)

第 7 条 男女共同参画の推進について、県民及び事業者の関心と理解を深めるとともに、男女共同参画の推進に関する活動が積極的に行われるようにするため、男女共同参画推進月間を設ける。

2 男女共同参画推進月間は、毎年 11 月とする。

## 第 2 章 男女共同参画の推進に関する基本的施策（基本計画）

第8条 知事は、男女共同参画の推進に関する施策の総合的かつ計画的な実施を図るため、議会の承認を経て、男女共同参画の推進に関する基本的な計画（以下「基本計画」という。）を定めなければならない。

2 基本計画は、次に掲げる事項について定めるものとする。

(1) 総合的かつ長期的に講ずべき男女共同参画の推進に関する施策の大綱

(2) 前号に掲げるもののほか、男女共同参画の推進に関する施策を総合的かつ計画的に実施するために必要な事項

3 知事は、基本計画を定めるに当たっては、県民及び事業者の意見を反映することができるように、必要な措置を講じなければならない。

4 知事は、基本計画を定めるに当たっては、あらかじめ、茨城県男女共同参画審議会の意見を聴くほか、市町村の意見を求めなければならない。

5 知事は、基本計画を定めたときは、これを公表しなければならない。

6 第1項及び前3項の規定は、基本計画の変更（規則で定める軽微な変更を除く。）について準用する。

（広報活動）

第9条 県は、男女共同参画に関する県民及び事業者の関心と理解を深めるために必要な広報活動を行うものとする。

（調査研究等）

第10条 県は、男女共同参画を推進するため、男女共同参画に関する情報の収集、分析及び調査研究を行うものとする。

（男女共同参画の推進に関する教育等）

第11条 県は、男女共同参画の推進に関する教育及び学習の充実に努めるものとする。

（市町村に対する支援等）

第12条 県は、市町村が行う男女共同参画の推進に関する基本的な計画の策定及び市町村が実施する男女共同参画の推進に関する施策を支援するため、情報の提供、技術的な助言その他の必要な措置を講ずるように努めるものとする。

2 県は、県が実施する男女共同参画の推進に関する施策について、市町村に対し、協力を求めることができる。

（県民等に対する支援）

第13条 県は、県民又は民間の団体が行う男女共同参画の推進に関する活動を支援するため、情報の提供その他の必要な措置を講ずるように努めるものとする。

（苦情等の申出及び申出の処理体制の整備）

第14条 県民及び事業者は、男女共同参画の推進に影響を及ぼすと認められる事項についての苦情その他の意見を知事に申し出ることができる。

2 知事は、前項の規定による申出を適切かつ迅速に処理するために必要な体制を整備するものとする。

（推進体制の整備）

第15条 県は、男女共同参画の推進を図るために必要な推進体制の整備に努めるものとする。

（付属機関等における積極的改善措置）

第16条 県は、付属機関（地方自治法（昭和22年法律第67号）第138条の4第3項の規定に基づく付属機関をいう。）その他これに準ずるものにおける委員の任命又は委嘱に当たっては、積極的改善措置を講ずるように努めるものとする。

（男女共同参画の状況についての報告等）

第17条 知事は、男女共同参画の推進に必要があると認めるときは、事業者に対し、男女共同参画の状況について報告を求めすることができる。

2 知事は、前項の規定により把握した男女共同参画の状況を取りまとめ、公表することができる。

3 知事は、第1項の規定による報告に基づき、事業者に対し、情報の提供その他の必要措置を講ずることができる。

（男女共同参画の状況等の公表）

第18条 知事は、毎年、男女共同参画の推進に資するため、男女共同参画の状況、県が講じた男女共同参画の推進に関する施策等について公表しなければならない。

第3章 性別による権利侵害の禁止等

（平31条例12・改称）

（性別による権利侵害の禁止）

第19条 何人も、セクシュアル・ハラスメント（性的な言動により当該言動を受けた個人の生活環境を害すること又は性的な言動を受けた個人の対応により当該個人に不利益を与えることをいう。以下同じ。）を行ってはならない。

2 何人も、配偶者等に対し、身体的又は精神的な苦痛を与えるような暴力的行為を行ってはならない。

3 何人も、性的指向（自己の恋愛又は性愛の対象となる性別についての指向のことをいう。以下同じ。）及び性自認（自己の性別についての認識のことをいう。以下同じ。）を理由とする不当な差別的取扱いを行ってはならない。

（平31条例12・一部改正）

（情報提供等）

第20条 県は、セクシュアル・ハラスメント及び配偶者等に対する暴力的行為の防止並びに性的指向及び性自認を理由とする不当な差別的取扱いの解消を図るため、必要な情報の提供、啓発及び相談体制の整備を行うものとする。

（平31条例12・追加）

付 則

（施行期日）

1 この条例は、平成13年4月1日から施行する。（茨城県行政組織条例の一部改正）

2 茨城県行政組織条例（昭和38年茨城県条例第

45号)の一部を次のように改正する。  
〔次のよう〕略  
付 則(平成31年条例第12号)  
この条例は、平成31年4月1日から施行する。

## 男女共同参画社会基本法

平成11年6月23日法律第78号  
最終改正 平成11年12月22日法律第160号

### 前文

我が国においては、日本国憲法に個人の尊重と法の下での平等がうたわれ、男女平等の実現に向けた様々な取組が、国際社会における取組とも連動しつつ、着実に進められてきたが、なお一層の努力が必要とされている。

一方、少子高齢化の進展、国内経済活動の成熟化等我が国の社会経済情勢の急速な変化に対応していく上で、男女が、互いにその人権を尊重しつつ責任も分かち合い、性別にかかわらず、その個性と能力を十分に発揮することができる男女共同参画社会の実現は、重要な課題となっている。

このような状況にかんがみ、男女共同参画社会の実現を二十一世紀の我が国社会を決定する最重要課題と位置付け、社会のあらゆる分野において、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の推進を図っていくことが重要である。

ここに、男女共同参画社会の形成についての基本理念を明らかにしてその方向を示し、将来に向かって国、地方公共団体及び国民の男女共同参画社会の形成に関する取組を総合的かつ計画的に推進するため、この法律を制定する。

### 第一章 総則

#### (目的)

第一条 この法律は、男女の人権が尊重され、かつ、社会経済情勢の変化に対応できる豊かで活力ある社会を実現することの緊要性にかんがみ、男女共同参画社会の形成に関し、基本理念を定め、並びに国、地方公共団体及び国民の責務を明らかにするとともに、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の基本となる事項を定めることにより、男女共同参画社会の形成を総合的かつ計画的に推進することを目的とする。

#### (定義)

第二条 この法律において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

一 男女共同参画社会の形成 男女が、社会の対等な構成員として、自らの意思によって社会のあらゆる分野における活動に参画する機会が確保され、もって男女が均等に政治的、経済的、社会的及び文化的利益を享受することができ、かつ、共に責任を担うべき社会を形成することをいう。

二 積極的改善措置 前号に規定する機会に係る男女間の格差を改善するため必要な範囲内において、男女のいずれか一方に対し、当該機会を積極的に提供することをいう。

#### (男女の人権の尊重)

第三条 男女共同参画社会の形成は、男女の個人と

しての尊厳が重んぜられること、男女が性別による差別的取扱いを受けないこと、男女が個人として能力を発揮する機会が確保されることその他の男女の人権が尊重されることを旨として、行われなければならない。

(社会における制度又は慣行についての配慮)

第四条 男女共同参画社会の形成に当たっては、社会における制度又は慣行が、性別による固定的な役割分担等を反映して、男女の社会における活動の選択に対して中立でない影響を及ぼすことにより、男女共同参画社会の形成を阻害する要因となるおそれがあることにかんがみ、社会における制度又は慣行が男女の社会における活動の選択に対して及ぼす影響をできる限り中立なものとするように配慮されなければならない。

(政策等の立案及び決定への共同参画)

第五条 男女共同参画社会の形成は、男女が、社会の対等な構成員として、国若しくは地方公共団体における政策又は民間の団体における方針の立案及び決定に共同して参画する機会が確保されることを旨として、行われなければならない。

(家庭生活における活動と他の活動の両立)

第六条 男女共同参画社会の形成は、家族を構成する男女が、相互の協力と社会の支援の下に、子の養育、家族の介護その他の家庭生活における活動について家族の一員としての役割を円滑に果たし、かつ、当該活動以外の活動を行うことができるようにすることを旨として、行われなければならない。

(国際的協調)

第七条 男女共同参画社会の形成の促進が国際社会における取組と密接な関係を有していることにかんがみ、男女共同参画社会の形成は、国際的協調の下に行われなければならない。

(国の責務)

第八条 国は、第三条から前条までに定める男女共同参画社会の形成についての基本理念（以下「基本理念」という。）にのっとり、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策（積極的改善措置を含む。以下同じ。）を総合的に策定し、及び実施する責務を有する。

(地方公共団体の責務)

第九条 地方公共団体は、基本理念にのっとり、男女共同参画社会の形成の促進に関し、国の施策に準じた施策及びその他のその地方公共団体の区域の特性に応じた施策を策定し、及び実施する責務を有する。

(国民の責務)

第十条 国民は、職域、学校、地域、家庭その他の社会のあらゆる分野において、基本理念にのっとり、男女共同参画社会の形成に寄与するように努めなければならない。

(法制上の措置等)

第十一条 政府は、男女共同参画社会の形成の促進

に関する施策を実施するため必要な法制上又は財政上の措置その他の措置を講じなければならない。（年次報告等）

第十二条 政府は、毎年、国会に、男女共同参画社会の形成の状況及び政府が講じた男女共同参画社会の形成の促進に関する施策についての報告を提出しなければならない。

2 政府は、毎年、前項の報告に係る男女共同参画社会の形成の状況を考慮して講じようとする男女共同参画社会の形成の促進に関する施策を明らかにした文書を作成し、これを国会に提出しなければならない。

## 第二章 男女共同参画社会の形成の促進に関する基本的施策

(男女共同参画基本計画)

第十三条 政府は、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、男女共同参画社会の形成の促進に関する基本的な計画（以下「男女共同参画基本計画」という。）を定めなければならない。

2 男女共同参画基本計画は、次に掲げる事項について定めるものとする。

一 総合的かつ長期的に講ずべき男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の大綱

二 前号に掲げるもののほか、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策を総合的かつ計画的に推進するために必要な事項

3 内閣総理大臣は、男女共同参画会議の意見を聴いて、男女共同参画基本計画の案を作成し、閣議の決定を求めなければならない。

4 内閣総理大臣は、前項の規定による閣議の決定があったときは、遅滞なく、男女共同参画基本計画を公表しなければならない。

5 前二項の規定は、男女共同参画基本計画の変更について準用する。

(都道府県男女共同参画計画等)

第十四条 都道府県は、男女共同参画基本計画を勘案して、当該都道府県の区域における男女共同参画社会の形成の促進に関する施策についての基本的な計画（以下「都道府県男女共同参画計画」という。）を定めなければならない。

2 都道府県男女共同参画計画は、次に掲げる事項について定めるものとする。

一 都道府県の区域において総合的かつ長期的に講ずべき男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の大綱

二 前号に掲げるもののほか、都道府県の区域における男女共同参画社会の形成の促進に関する施策を総合的かつ計画的に推進するために必要な事項

3 市町村は、男女共同参画基本計画及び都道府県男女共同参画計画を勘案して、当該市町村の区域における男女共同参画社会の形成の促進に関する

施策についての基本的な計画（以下「市町村男女共同参画計画」という。）を定めるように努めなければならない。

- 4 都道府県又は市町村は、都道府県男女共同参画計画又は市町村男女共同参画計画を定め、又は変更したときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。

（施策の策定等に当たっての配慮）

第十五条 国及び地方公共団体は、男女共同参画社会の形成に影響を及ぼすと認められる施策を策定し、及び実施するに当たっては、男女共同参画社会の形成に配慮しなければならない。

（国民の理解を深めるための措置）

第十六条 国及び地方公共団体は、広報活動等を通じて、基本理念に関する国民の理解を深めるよう適切な措置を講じなければならない。

（苦情の処理等）

第十七条 国は、政府が実施する男女共同参画社会の形成の促進に関する施策又は男女共同参画社会の形成に影響を及ぼすと認められる施策についての苦情の処理のために必要な措置及び性別による差別的取扱いその他の男女共同参画社会の形成を阻害する要因によって人権が侵害された場合における被害者の救済を図るために必要な措置を講じなければならない。

（調査研究）

第十八条 国は、社会における制度又は慣行が男女共同参画社会の形成に及ぼす影響に関する調査研究その他の男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の策定に必要な調査研究を推進するように努めるものとする。

（国際的協調のための措置）

第十九条 国は、男女共同参画社会の形成を国際的協調の下に促進するため、外国政府又は国際機関との情報の交換その他男女共同参画社会の形成に関する国際的な相互協力の円滑な推進を図るために必要な措置を講ずるように努めるものとする。

（地方公共団体及び民間の団体に対する支援）

第二十条 国は、地方公共団体が実施する男女共同参画社会の形成の促進に関する施策及び民間の団体が男女共同参画社会の形成の促進に関して行う活動を支援するため、情報の提供その他の必要な措置を講ずるように努めるものとする。

### 第三章 男女共同参画会議

（設置）

第二十一条 内閣府に、男女共同参画会議（以下「会議」という。）を置く。

（所掌事務）

第二十二条 会議は、次に掲げる事務をつかさどる。

- 一 男女共同参画基本計画に関し、第十三条第三項に規定する事項を処理すること。
- 二 前号に掲げるもののほか、内閣総理大臣又は関係各大臣の諮問に応じ、男女共同参画社会の

形成の促進に関する基本的な方針、基本的な政策及び重要事項を調査審議すること。

- 三 前二号に規定する事項に関し、調査審議し、必要があると認めるときは、内閣総理大臣及び関係各大臣に対し、意見を述べること。

- 四 政府が実施する男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の実施状況を監視し、及び政府の施策が男女共同参画社会の形成に及ぼす影響を調査し、必要があると認めるときは、内閣総理大臣及び関係各大臣に対し、意見を述べること。

（組織）

第二十三条 会議は、議長及び議員二十四人以内をもって組織する。

（議長）

第二十四条 議長は、内閣官房長官をもって充てる。

2 議長は、会務を総理する。

（議員）

第二十五条 議員は、次に掲げる者をもって充てる。

- 一 内閣官房長官以外の国务大臣のうちから、内閣総理大臣が指定する者
  - 二 男女共同参画社会の形成に関し優れた識見を有する者のうちから、内閣総理大臣が任命する者
- 2 前項第二号の議員の数は、同項に規定する議員の総数の十分の五未満であってはならない。
- 3 第一項第二号の議員のうち、男女のいずれか一方の議員の数は、同号に規定する議員の総数の十の四未満であってはならない。
- 4 第一項第二号の議員は、非常勤とする。

（議員の任期）

第二十六条 前条第一項第二号の議員の任期は、二年とする。ただし、補欠の議員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 前条第一項第二号の議員は、再任されることができる。

（資料提出の要求等）

第二十七条 会議は、その所掌事務を遂行するために必要があると認めるときは、関係行政機関の長に対し、監視又は調査に必要な資料その他の資料の提出、意見の開陳、説明その他必要な協力を求めることができる。

2 会議は、その所掌事務を遂行するために特に必要があると認めるときは、前項に規定する者以外の者に対しても、必要な協力を依頼することができる。

（政令への委任）

第二十八条 この章に定めるもののほか、会議の組織及び議員その他の職員その他会議に関し必要な事項は、政令で定める。

附 則

（施行期日）

第一条 この法律は、公布の日から施行する。

（男女共同参画審議会設置法の廃止）

第二条 男女共同参画審議会設置法（平成九年法律第七号）は、廃止する。

（経過措置）

第三条 前条の規定による廃止前の男女共同参画審議会設置法（以下「旧審議会設置法」という。）

第一条の規定により置かれた男女共同参画審議会は、第二十一条第一項の規定により置かれた審議会となり、同一性をもって存続するものとする。

2 この法律の施行の際現に旧審議会設置法第四条第一項の規定により任命された男女共同参画審議会の委員である者は、この法律の施行の日に、第二十三条第一項の規定により、審議会の委員として任命されたものとみなす。この場合において、その任命されたものとみなされる者の任期は、同条第二項の規定にかかわらず、同日における旧審議会設置法第四条第二項の規定により任命された男女共同参画審議会の委員としての任期の残任期間と同一の期間とする。

3 この法律の施行の際現に旧審議会設置法第五条第一項の規定により定められた男女共同参画審議会の会長である者又は同条第三項の規定により指名された委員である者は、それぞれ、この法律の施行の日に、第二十四条第一項の規定により審議会の会長として定められ、又は同条第三項の規定により審議会の会長の職務を代理する委員として指名されたものとみなす。

（総理府設置法の一部改正）

第四条 総理府設置法（昭和二十四年法律第二百二十七号）の一部を次のように改正する。

〔次のよう略〕

附 則〔平成十一年七月一六日法律第一〇二号抄〕

（施行期日）

第一条 この法律は、内閣法の一部を改正する法律（平成十一年法律第八十八号）の施行の日〔平成十三年一月六日〕から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一 〔略〕

二 附則第十条第一項及び第五項、第十四条第三項、第二十三条、第二十八条並びに第三十条の規定公布の日

（委員等の任期に関する経過措置）

第二十八条 この法律の施行の日の前日において次に掲げる従前の審議会その他の機関の会長、委員その他の職員である者（任期の定めのない者を除く。）の任期は、当該会長、委員その他の職員の任期を定めたそれぞれの法律の規定にかかわらず、その日に満了する。

一～十 〔略〕

十一 男女共同参画審議会

十二～五十八 〔略〕

（別に定める経過措置）

第三十条 第二条から前条までに規定するもののほ

か、この法律の施行に伴い必要となる経過措置は、別に法律で定める。

附 則〔平成十一年一月二二日法律第一六〇号抄〕  
（施行期日）

第一条 この法律（第二条及び第三条を除く。）は、平成十三年一月六日から施行する。〔後略〕

# 配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律

平成13年4月13日法律第31号  
最終改正 令和1年6月26日号外法律第46号

## 前文

我が国においては、日本国憲法に個人の尊重と法の下での平等がうたわれ、人権の擁護と男女平等の実現に向けた取組が行われている。ところが、配偶者からの暴力は、犯罪となる行為をも含む重大な人権侵害であるにもかかわらず、被害者の救済が必ずしも十分に行われてこなかった。また、配偶者からの暴力の被害者は、多くの場合女性であり、経済的自立が困難である女性に対して配偶者が暴力を加えることは、個人の尊厳を害し、男女平等の実現の妨げとなっている。このような状況を改善し、人権の擁護と男女平等の実現を図るためには、配偶者からの暴力を防止し、被害者を保護するための施策を講ずることが必要である。このことは、女性に対する暴力を根絶しようと努めている国際社会における取組にも沿うものである。ここに、配偶者からの暴力に係る通報、相談、保護、自立支援等の体制を整備することにより、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護を図るため、この法律を制定する。

## 第一章 総則

### (定義)

第一条 この法律において「配偶者からの暴力」とは、配偶者からの身体に対する暴力（身体に対する不法な攻撃であって生命又は身体に危害を及ぼすものをいう。以下同じ。）又はこれに準ずる心身に有害な影響を及ぼす言動（以下この項及び第二十八条の二において「身体に対する暴力等」と総称する。）をいい、配偶者からの身体に対する暴力等を受けた後に、その者が離婚をし、又はその婚姻が取り消された場合にあっては、当該配偶者であった者から引き続き受ける身体に対する暴力等を含むものとする。

2 この法律において「被害者」とは、配偶者からの暴力を受けた者をいう。

3 この法律にいう「配偶者」には、婚姻の届出をしていないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含み、「離婚」には、婚姻の届出をしていないが事実上婚姻関係と同様の事情にあった者が、事実上離婚したと同様の事情に入ることを含むものとする。

### (国及び地方公共団体の責務)

第二条 国及び地方公共団体は、配偶者からの暴力を防止するとともに、被害者の自立を支援することを含め、その適切な保護を図る責務を有する。

## 第一章の二 基本方針及び都道府県基本計画等 (基本方針)

第二条の二 内閣総理大臣、国家公安委員会、法務大臣及び厚生労働大臣（以下この条及び次条第五項において「主務大臣」という。）は、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護のための施策に関する基本的な方針（以下この条並びに次条第一項及び第三項において「基本方針」という。）を定めなければならない。

2 基本方針においては、次に掲げる事項につき、次条第一項の都道府県基本計画及び同条第三項の市町村基本計画の指針となるべきものを定めるものとする。

一 配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する基本的な事項

二 配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護のための施策の内容に関する事項

三 その他配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護のための施策の実施に関する重要事項

3 主務大臣は、基本方針を定め、又はこれを変更しようとするときは、あらかじめ、関係行政機関の長に協議しなければならない。

4 主務大臣は、基本方針を定め、又はこれを変更したときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。

(都道府県基本計画等)

第二条の三 都道府県は、基本方針に即して、当該都道府県における配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護のための施策の実施に関する基本的な計画（以下この条において「都道府県基本計画」という。）を定めなければならない。

2 都道府県基本計画においては、次に掲げる事項を定めるものとする。

一 配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する基本的な方針

二 配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護のための施策の実施内容に関する事項

三 その他配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護のための施策の実施に関する重要事項

3 市町村（特別区を含む。以下同じ。）は、基本方針に即し、かつ、都道府県基本計画を勘案して、当該市町村における配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護のための施策の実施に関する基本的な計画（以下この条において「市町村基本計画」という。）を定めるよう努めなければならない。

4 都道府県又は市町村は、都道府県基本計画又は市町村基本計画を定め、又は変更したときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。

5 主務大臣は、都道府県又は市町村に対し、都道府県基本計画又は市町村基本計画の作成のために必要な助言その他の援助を行うよう努めなければならない。

## 第二章 配偶者暴力相談支援センター等 (配偶者暴力相談支援センター)

第三条 都道府県は、当該都道府県が設置する婦人

相談所その他の適切な施設において、当該各施設が配偶者暴力相談支援センターとしての機能を果たすようにするものとする。

- 2 市町村は、当該市町村が設置する適切な施設において、当該各施設が配偶者暴力相談支援センターとしての機能を果たすようにするよう努めるものとする。
- 3 配偶者暴力相談支援センターは、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護のため、次に掲げる業務を行うものとする。
  - 一 被害者に関する各般の問題について、相談に応ずること又は婦人相談員若しくは相談を行う機関を紹介すること。
  - 二 被害者の心身の健康を回復させるため、医学的又は心理学的な指導その他の必要な指導を行うこと。
  - 三 被害者（被害者がその家族を同伴する場合にあっては、被害者及びその同伴する家族。次号、第六号、第五条及び第八条の三において同じ。）の緊急時における安全の確保及び一時保護を行うこと。
  - 四 被害者が自立して生活することを促進するため、就業の促進、住宅の確保、援護等に関する制度の利用等について、情報の提供、助言、関係機関との連絡調整その他の援助を行うこと。
  - 五 第四章に定める保護命令の制度の利用について、情報の提供、助言、関係機関への連絡その他の援助を行うこと。
  - 六 被害者を居住させ保護する施設の利用について、情報の提供、助言、関係機関との連絡調整その他の援助を行うこと。
- 4 前項第三号の一時保護は、婦人相談所が、自ら行い、又は厚生労働大臣が定める基準を満たす者に委託して行うものとする。
- 5 配偶者暴力相談支援センターは、その業務を行うに当たっては、必要に応じ、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護を図るための活動を行う民間の団体との連携に努めるものとする。

（婦人相談員による相談等）

第四条 婦人相談員は、被害者の相談に応じ、必要な指導を行うことができる。

（婦人保護施設における保護）

第五条 都道府県は、婦人保護施設において被害者の保護を行うことができる。

### 第三章 被害者の保護

（配偶者からの暴力の発見者による通報等）

第六条 配偶者からの暴力（配偶者又は配偶者であった者からの身体に対する暴力に限る。以下この章において同じ。）を受けている者を発見した者は、その旨を配偶者暴力相談支援センター又は警察官に通報するよう努めなければならない。

- 2 医師その他の医療関係者は、その業務を行うに当たり、配偶者からの暴力によって負傷し又は疾

病にかかったと認められる者を発見したときは、その旨を配偶者暴力相談支援センター又は警察官に通報することができる。この場合において、その者の意思を尊重するよう努めるものとする。

- 3 刑法（明治四十年法律第四十五号）の秘密漏示罪の規定その他の守秘義務に関する法律の規定は、前二項の規定により通報することを妨げるものと解釈してはならない。

- 4 医師その他の医療関係者は、その業務を行うに当たり、配偶者からの暴力によって負傷し又は疾病にかかったと認められる者を発見したときは、その者に対し、配偶者暴力相談支援センター等の利用について、その有する情報を提供するよう努めなければならない。

（配偶者暴力相談支援センターによる保護についての説明等）

第七条 配偶者暴力相談支援センターは、被害者に関する通報又は相談を受けた場合には、必要に応じ、被害者に対し、第三条第三項の規定により配偶者暴力相談支援センターが行う業務の内容について説明及び助言を行うとともに、必要な保護を受けることを勧奨するものとする。

（警察官による被害の防止）

第八条 警察官は、通報等により配偶者からの暴力が行われていると認めるときは、警察法（昭和二十九年法律第六十二号）、警察官職務執行法（昭和二十三年法律第三十六号）その他の法令の定めるところにより、暴力の制止、被害者の保護その他の配偶者からの暴力による被害の発生を防止するために必要な措置を講ずるよう努めなければならない。

（警察本部長等の援助）

第八条の二 警視總監若しくは道府県警察本部長（道警察本部の所在地を包括する方面を除く方面については、方面本部長。第十五条第三項において同じ。）又は警察署長は、配偶者からの暴力を受けている者から、配偶者からの暴力による被害を自ら防止するための援助を受けたい旨の申出があり、その申出を相当と認めるときは、当該配偶者からの暴力を受けている者に対し、国家公安委員会規則で定めるところにより、当該被害を自ら防止するための措置の教示その他配偶者からの暴力による被害の発生を防止するために必要な援助を行うものとする。

（福祉事務所による自立支援）

第八条の三 社会福祉法（昭和二十六年法律第四十五号）に定める福祉に関する事務所（次条において「福祉事務所」という。）は、生活保護法（昭和二十五年法律第四十四号）、児童福祉法（昭和二十二年法律第六十四号）、母子及び父子並びに寡婦福祉法（昭和三十九年法律第二百二十九号）その他の法令の定めるところにより、被害者の自立を支援するために必要な措置を講ずるよう努めなければならない。

(被害者の保護のための関係機関の連携協力)

第九条 配偶者暴力相談支援センター、都道府県警察、福祉事務所等都道府県又は市町村の関係機関その他の関係機関は、被害者の保護を行うに当たっては、その適切な保護が行われるよう、相互に連携を図りながら協力するよう努めるものとする。

(苦情の適切かつ迅速な処理)

第九条の二 前条の関係機関は、被害者の保護に係る職員の職務の執行に関して被害者から苦情の申出を受けたときは、適切かつ迅速にこれを処理するよう努めるものとする。

#### 第四章 保護命令

(保護命令)

第十条 被害者(配偶者からの身体に対する暴力又は生命等に対する脅迫(被害者の生命又は身体に対し害を加える旨を告知してする脅迫をいう。以下この章において同じ。))を受けた者に限る。以下この章において同じ。)が、配偶者からの身体に対する暴力を受けた者である場合にあっては配偶者からの更なる身体に対する暴力(配偶者からの身体に対する暴力を受けた後に、被害者が離婚をし、又はその婚姻が取り消された場合にあっては、当該配偶者であった者から引き続き受ける身体に対する暴力。第十二条第一項第二号において同じ。)により、配偶者からの生命等に対する脅迫を受けた者である場合にあっては配偶者から受ける身体に対する暴力(配偶者からの生命等に対する脅迫を受けた後に、被害者が離婚をし、又はその婚姻が取り消された場合にあっては、当該配偶者であった者から引き続き受ける身体に対する暴力。同号において同じ。)により、その生命又は身体に重大な危害を受けるおそれ大きいときは、裁判所は、被害者の申立てにより、その生命又は身体に危害が加えられることを防止するため、当該配偶者(配偶者からの身体に対する暴力又は生命等に対する脅迫を受けた後に、被害者が離婚をし、又はその婚姻が取り消された場合にあっては、当該配偶者であった者。以下この条、同項第三号及び第四号並びに第十八条第一項において同じ。)に対し、次の各号に掲げる事項を命ずるものとする。ただし、第二号に掲げる事項については、申立ての時ににおいて被害者及び当該配偶者が生活の本拠を共にする場合に限る。

一 命令の効力が生じた日から起算して六月間、被害者の住居(当該配偶者と共に生活の本拠としている住居を除く。以下この号において同じ。)その他の場所において被害者の身辺につきまとい、又は被害者の住居、勤務先その他その通常所在する場所の付近をはいかいしてはならないこと。

二 命令の効力が生じた日から起算して二月間、被害者と共に生活の本拠としている住居から退去すること及び当該住居の付近をはいかいして

はならないこと。

2 前項本文に規定する場合において、同項第一号の規定による命令を発する裁判所又は発した裁判所は、被害者の申立てにより、その生命又は身体に危害が加えられることを防止するため、当該配偶者に対し、命令の効力が生じた日以後、同号の規定による命令の効力が生じた日から起算して六月を経過する日までの間、被害者に対して次の各号に掲げるいずれの行為もしてはならないことを命ずるものとする。

一 面会を要求すること。

二 その行動を監視していると思わせるような事項を告げ、又はその知り得る状態に置くこと。

三 著しく粗野又は乱暴な言動をすること。

四 電話をかけて何も告げず、又は緊急やむを得ない場合を除き、連続して、電話をかけ、ファクシミリ装置を用いて送信し、若しくは電子メールを送信すること。

五 緊急やむを得ない場合を除き、午後十時から午前六時までの間に、電話をかけ、ファクシミリ装置を用いて送信し、又は電子メールを送信すること。

六 汚物、動物の死体その他の著しく不快又は嫌悪の情を催させるような物を送付し、又はその知り得る状態に置くこと。

七 その名誉を害する事項を告げ、又はその知り得る状態に置くこと。

八 その性的羞(しゆう)恥心を害する事項を告げ、若しくはその知り得る状態に置き、又はその性的羞恥心を害する文書、図画その他の物を送付し、若しくはその知り得る状態に置くこと。

3 第一項本文に規定する場合において、被害者がその成年に達しない子(以下この項及び次項並びに第十二条第一項第三号において単に「子」という。)と同居しているときであって、配偶者が幼年の子を連れ戻すと疑うに足る言動を行っていることその他の事情があることから被害者がその同居している子に関して配偶者と面会することを余儀なくされることを防止するため必要があると認めるときは、第一項第一号の規定による命令を発する裁判所又は発した裁判所は、被害者の申立てにより、その生命又は身体に危害が加えられることを防止するため、当該配偶者に対し、命令の効力が生じた日以後、同号の規定による命令の効力が生じた日から起算して六月を経過する日までの間、当該子の住居(当該配偶者と共に生活の本拠としている住居を除く。以下この項において同じ。)、就学する学校その他の場所において当該子の身辺につきまとい、又は当該子の住居、就学する学校その他その通常所在する場所の付近をはいかいしてはならないことを命ずるものとする。ただし、当該子が十五歳以上であるときは、その同意がある場合に限る。

4 第一項本文に規定する場合において、配偶者が

被害者の親族その他被害者と社会生活において密接な関係を有する者（被害者と同居している子及び配偶者と同居している者を除く。以下この項及び次項並びに第十二条第一項第四号において「親族等」という。）の住居に押し掛けて著しく粗野又は乱暴な言動を行っていることその他の事情があることから被害者がその親族等に関して配偶者と面会することを余儀なくされることを防止するため必要があると認めるときは、第一項第一号の規定による命令を発する裁判所又は発した裁判所は、被害者の申立てにより、その生命又は身体に危害が加えられることを防止するため、当該配偶者に対し、命令の効力が生じた日以後、同号の規定による命令の効力が生じた日から起算して六月を経過する日までの間、当該親族等の住居（当該配偶者と共に生活の本拠としている住居を除く。以下この項において同じ。）その他の場所において当該親族等の身边につきまとい、又は当該親族等の住居、勤務先その他その通常所在する場所の付近をはいかいはならないことを命ずるものとする。

- 5 前項の申立ては、当該親族等（被害者の十五歳未満の子を除く。以下この項において同じ。）の同意（当該親族等が十五歳未満の者又は成年被後見人である場合にあっては、その法定代理人の同意）がある場合に限り、することができる。

（管轄裁判所）

第十一条 前条第一項の規定による命令の申立てに係る事件は、相手方の住所（日本国内に住所がないとき又は住所が知れないときは居所）の所在地を管轄する地方裁判所の管轄に属する。

- 2 前条第一項の規定による命令の申立ては、次の各号に掲げる地を管轄する地方裁判所にもすることができる。

- 一 申立人の住所又は居所の所在地
- 二 当該申立てに係る配偶者からの身体に対する暴力又は生命等に対する脅迫が行われた地

（保護命令の申立て）

第十二条 第十条第一項から第四項までの規定による命令（以下「保護命令」という。）の申立ては、次に掲げる事項を記載した書面でなければならない。

- 一 配偶者からの身体に対する暴力又は生命等に対する脅迫を受けた状況
- 二 配偶者からの更なる身体に対する暴力又は配偶者からの生命等に対する脅迫を受けた後の配偶者から受ける身体に対する暴力により、生命又は身体に重大な危害を受けるおそれが大きいと認めるとする申立ての時ににおける事情
- 三 第十条第三項の規定による命令の申立てをする場合にあっては、被害者が当該同居している子に関して配偶者と面会することを余儀なくされることを防止するため当該命令を発する必要があると認めるとする申立ての時ににおける事

情

- 四 第十条第四項の規定による命令の申立てをする場合にあっては、被害者が当該親族等に関して配偶者と面会することを余儀なくされることを防止するため当該命令を発する必要があると認めるとする申立ての時ににおける事情

- 五 配偶者暴力相談支援センターの職員又は警察職員に対し、前各号に掲げる事項について相談し、又は援助若しくは保護を求めた事実の有無とその事実があるときは、次に掲げる事項

イ 当該配偶者暴力相談支援センター又は当該警察職員の所属官署の名称

ロ 相談し、又は援助若しくは保護を求めた日時及び場所

ハ 相談又は求めた援助若しくは保護の内容

ニ 相談又は申立人の求めに対して執られた措置の内容

- 2 前項の書面（以下「申立書」という。）に同項第五号イからニまでに掲げる事項の記載がない場合には、申立書には、同項第一号から第四号までに掲げる事項についての申立人の供述を記載した書面で公証人法（明治四十一年法律第五十三号）第五十八条ノ二第一項の認証を受けたものを添付しなければならない。

（迅速な裁判）

第十三条 裁判所は、保護命令の申立てに係る事件については、速やかに裁判をするものとする。

（保護命令事件の審理の方法）

第十四条 保護命令は、口頭弁論又は相手方が立ち会うことができる審尋の期日を経なければ、これを発することができない。ただし、その期日を経ることにより保護命令の申立ての目的を達することができない事情があるときは、この限りでない。

- 2 申立書に第十二条第一項第五号イからニまでに掲げる事項の記載がある場合には、裁判所は、当該配偶者暴力相談支援センター又は当該所属官署の長に対し、申立人が相談し又は援助若しくは保護を求めた際の状況及びこれに対して執られた措置の内容を記載した書面の提出を求めるものとする。この場合において、当該配偶者暴力相談支援センター又は当該所属官署の長は、これに速やかに応ずるものとする。

- 3 裁判所は、必要があると認めるとする場合には、前項の配偶者暴力相談支援センター若しくは所属官署の長又は申立人から相談を受け、若しくは援助若しくは保護を求められた職員に対し、同項の規定により書面の提出を求めた事項に関して更に説明を求めることができる。

（保護命令の申立てについての決定等）

第十五条 保護命令の申立てについての決定には、理由を付さなければならない。ただし、口頭弁論を経ないで決定をする場合には、理由の要旨を示せば足りる。

- 2 保護命令は、相手方に対する決定書の送達又は

相手方が出頭した口頭弁論若しくは審尋の期日における言渡しによって、その効力を生ずる。

- 3 保護命令を発したときは、裁判所書記官は、速やかにその旨及びその内容を申立人の住所又は居所を管轄する警視總監又は道府県警察本部長に通知するものとする。
- 4 保護命令を発した場合において、申立人が配偶者暴力相談支援センターの職員に対し相談し、又は援助若しくは保護を求めた事実があり、かつ、申立書に当該事実に係る第十二条第一項第五号イからニまでに掲げる事項の記載があるときは、裁判所書記官は、速やかに、保護命令を発した旨及びその内容を、当該申立書に名称が記載された配偶者暴力相談支援センター（当該申立書に名称が記載された配偶者暴力相談支援センターが二以上ある場合にあつては、申立人がその職員に対し相談し、又は援助若しくは保護を求めた日時が最も遅い配偶者暴力相談支援センター）の長に通知するものとする。
- 5 保護命令は、執行力を有しない。  
(即時抗告)  
第十六条 保護命令の申立てについての裁判に対しては、即時抗告をすることができる。
- 2 前項の即時抗告は、保護命令の効力に影響を及ぼさない。
- 3 即時抗告があつた場合において、保護命令の取消の原因となることが明らかな事情があることにつき疎明があつたときに限り、抗告裁判所は、申立てにより、即時抗告についての裁判が効力を生ずるまでの間、保護命令の効力の停止を命ずることができる。事件の記録が原裁判所に存する間は、原裁判所も、この処分を命ずることができる。
- 4 前項の規定により第十条第一項第一号の規定による命令の効力の停止を命ずる場合において、同条第二項から第四項までの規定による命令が発せられているときは、裁判所は、当該命令の効力の停止をも命じなければならない。
- 5 前二項の規定による裁判に対しては、不服を申し立てることができない。
- 6 抗告裁判所が第十条第一項第一号の規定による命令を取り消す場合において、同条第二項から第四項までの規定による命令が発せられているときは、抗告裁判所は、当該命令をも取り消さなければならない。
- 7 前条第四項の規定による通知がされている保護命令について、第三項若しくは第四項の規定によりその効力の停止を命じたとき又は抗告裁判所がこれを取り消したときは、裁判所書記官は、速やかに、その旨及びその内容を当該通知をした配偶者暴力相談支援センターの長に通知するものとする。
- 8 前条第三項の規定は、第三項及び第四項の場合並びに抗告裁判所が保護命令を取り消した場合について準用する。

(保護命令の取消し)

第十七条 保護命令を発した裁判所は、当該保護命令の申立てをした者の申立てがあつた場合には、当該保護命令を取り消さなければならない。第十条第一項第一号又は第二項から第四項までの規定による命令にあつては同号の規定による命令が効力を生じた日から起算して三月を経過した後において、同条第一項第二号の規定による命令にあつては当該命令が効力を生じた日から起算して二週間を経過した後において、これらの命令を受けた者が申し立て、当該裁判所がこれらの命令の申立てをした者に異議がないことを確認したときも、同様とする。

2 前条第六項の規定は、第十条第一項第一号の規定による命令を発した裁判所が前項の規定により当該命令を取り消す場合について準用する。

3 第十五条第三項及び前条第七項の規定は、前二項の場合について準用する。

(第十条第一項第二号の規定による命令の再度の申立て)

第十八条 第十条第一項第二号の規定による命令が発せられた後に当該発せられた命令の申立ての理由となつた身体に対する暴力又は生命等に対する脅迫と同一の事実を理由とする同号の規定による命令の再度の申立てがあつたときは、裁判所は、配偶者と共に生活の本拠としている住居から転居しようとする被害者がその責めに帰することのできない事由により当該発せられた命令の効力が生ずる日から起算して二月を経過する日までに当該住居からの転居を完了することができないことその他の同号の規定による命令を再度発する必要があると認めべき事情があるときに限り、当該命令を発するものとする。ただし、当該命令を発することにより当該配偶者の生活に特に著しい支障を生ずると認めるときは、当該命令を発しないことができる。

2 前項の申立てをする場合における第十二条の規定の適用については、同条第一項各号列記以外の部分中「次に掲げる事項」とあるのは「第一号、第二号及び第五号に掲げる事項並びに第十八条第一項本文の事情」と、同項第五号中「前各号に掲げる事項」とあるのは「第一号及び第二号に掲げる事項並びに第十八条第一項本文の事情」と、同条第二項中「同項第一号から第四号までに掲げる事項」とあるのは「同項第一号及び第二号に掲げる事項並びに第十八条第一項本文の事情」とする。

(事件の記録の閲覧等)

第十九条 保護命令に関する手続について、当事者は、裁判所書記官に対し、事件の記録の閲覧若しくは謄写、その正本、謄本若しくは抄本の交付又は事件に関する事項の証明書の交付を請求することができる。ただし、相手方にあつては、保護命令の申立てに関し口頭弁論若しくは相手方を呼び出す審尋の期日の指定があり、又は相手方に対す

る保護命令の送達があるまでの間は、この限りでない。

(法務事務官による宣誓認証)

第二十条 法務局若しくは地方法務局又はその支局の管轄区域内に公証人がいない場合又は公証人がその職務を行うことができない場合には、法務大臣は、当該法務局若しくは地方法務局又はその支局に勤務する法務事務官に第十二条第二項（第十八条第二項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）の認証を行わせることができる。

(民事訴訟法の準用)

第二十一条 この法律に特別の定めがある場合を除き、保護命令に関する手続に関しては、その性質に反しない限り、民事訴訟法（平成八年法律第九号）の規定を準用する。

(最高裁判所規則)

第二十二条 この法律に定めるもののほか、保護命令に関する手続に関し必要な事項は、最高裁判所規則で定める。

## 第五章 雑則

(職務関係者による配慮等)

第二十三条 配偶者からの暴力に係る被害者の保護、捜査、裁判等に職務上関係のある者（次項において「職務関係者」という。）は、その職務を行うに当たり、被害者の心身の状況、その置かれている環境等を踏まえ、被害者の国籍、障害の有無等を問わずその人権を尊重するとともに、その安全の確保及び秘密の保持に十分な配慮をしなければならない。

2 国及び地方公共団体は、職務関係者に対し、被害者の人権、配偶者からの暴力の特性等に関する理解を深めるために必要な研修及び啓発を行うものとする。

(教育及び啓発)

第二十四条 国及び地方公共団体は、配偶者からの暴力の防止に関する国民の理解を深めるための教育及び啓発に努めるものとする。

(調査研究の推進等)

第二十五条 国及び地方公共団体は、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に資するため、加害者の更生のための指導の方法、被害者の心身の健康を回復させるための方法等に関する調査研究の推進並びに被害者の保護に係る人材の養成及び資質の向上に努めるものとする。

(民間の団体に対する援助)

第二十六条 国及び地方公共団体は、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護を図るための活動を行う民間の団体に対し、必要な援助を行うよう努めるものとする。

(都道府県及び市の支弁)

第二十七条 都道府県は、次の各号に掲げる費用を支弁しなければならない。

一 第三条第三項の規定に基づき同項に掲げる業

務を行う婦人相談所の運営に要する費用（次号に掲げる費用を除く。）

二 第三条第三項第三号の規定に基づき婦人相談所が行う一時保護（同条第四項に規定する厚生労働大臣が定める基準を満たす者に委託して行う場合を含む。）に要する費用

三 第四条の規定に基づき都道府県知事の委嘱する婦人相談員が行う業務に要する費用

四 第五条の規定に基づき都道府県が行う保護（市町村、社会福祉法人その他相当と認める者に委託して行う場合を含む。）及びこれに伴い必要な事務に要する費用

2 市は、第四条の規定に基づきその長の委嘱する婦人相談員が行う業務に要する費用を支弁しなければならない。

(国の負担及び補助)

第二十八条 国は、政令の定めるところにより、都道府県が前条第一項の規定により支弁した費用のうち、同項第一号及び第二号に掲げるものについては、その十分の五を負担するものとする。

2 国は、予算の範囲内において、次の各号に掲げる費用の十分の五以内を補助することができる。

一 都道府県が前条第一項の規定により支弁した費用のうち、同項第三号及び第四号に掲げるもの

二 市が前条第二項の規定により支弁した費用

## 第五章の二 補則

(この法律の準用)

第二十八条の二 第二条及び第一章の二から前章までの規定は、生活の本拠を共にする交際（婚姻関係における共同生活に類する共同生活を営んでいないものを除く。）をする関係にある相手からの暴力（当該関係にある相手からの身体に対する暴力等をいい、当該関係にある相手からの身体に対する暴力等を受けた後に、その者が当該関係を解消した場合にあっては、当該関係にあった者から引き続き受ける身体に対する暴力等を含む。）及び当該暴力を受けた者について準用する。この場合において、これらの規定中「配偶者からの暴力」とあるのは「第二十八条の二に規定する関係にある相手からの暴力」と読み替えるほか、次の表の上欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句に読み替えるものとする。

第二条	被害者	被害者（第二十八条の二に規定する関係にある相手からの暴力を受けた者をいう。以下同じ。）
第六条第一項	配偶者又は配偶者であった者	同条に規定する関係にある相手又は同条に規定する関係にある相手であった者
第十条第一項から第四項まで、第十一条第二項第二号、第十二条第一項第一号から第四号まで及び第十八条第一項	配偶者	第二十八条の二に規定する関係にある相手
第十条第一項	離婚をし、又はその婚姻が取り消された場合	第二十八条の二に規定する関係を解消した場合

## 第六章 罰則

第二十九条 保護命令（前条において読み替えて準用する第十条第一項から第四項までの規定によるものを含む。次条において同じ。）に違反した者は、一年以下の懲役又は百万円以下の罰金に処する。

第三十条 第十二条第一項（第十八条第二項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）又は第二十八条の二において読み替えて準用する第十二条第一項（第二十八条の二において準用する第十八条第二項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）の規定により記載すべき事項について虚偽の記載のある申立書により保護命令の申立てをした者は、十万円以下の過料に処する。

## 附 則

（施行期日）

第一条 この法律は、公布の日から起算して六月を経過した日から施行する。ただし、第二章、第六条（配偶者暴力相談支援センターに係る部分に限る。）、第七条、第九条（配偶者暴力相談支援センターに係る部分に限る。）、第二十七条及び第二十八条の規定は、平成十四年四月一日から施行する。

（経過措置）

第二条 平成十四年三月三十一日までに婦人相談所に対し被害者が配偶者からの身体に対する暴力に関して相談し、又は援助若しくは保護を求めた場合における当該被害者からの保護命令の申立てに係る事件に関する第十二条第一項第四号並びに第十四条第二項及び第三項の規定の適用については、

これらの規定中「配偶者暴力相談支援センター」とあるのは、「婦人相談所」とする。

（検討）

第三条 この法律の規定については、この法律の施行後三年を目途として、この法律の施行状況等を勘案し、検討が加えられ、その結果に基づいて必要な措置が講ぜられるものとする。

（民事訴訟費用等に関する法律の一部改正）

第四条 民事訴訟費用等に関する法律（昭和四十六年法律第四十号）の一部を次のように改正する。

〔次のよう略〕

附 則〔平成一六年六月二日法律 第六四号〕

（施行期日）

第一条 この法律は、公布の日から起算して六月を経過した日から施行する。

（経過措置）

第二条 この法律の施行前にしたこの法律による改正前の配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律（次項において「旧法」という。）第十条の規定による命令の申立てに係る同条の規定による命令に関する事件については、なお従前の例による。

2 旧法第十条第二号の規定による命令が発せられた後に当該命令の申立ての理由となった身体に対する不法な攻撃であって生命又は身体に危害を及ぼすものと同一の事実を理由とするこの法律による改正後の配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律（以下「新法」という。）第十条第一項第二号の規定による命令の申立て（この法律の施行後最初にされるものに限る。）があった場合における新法第十八条第一項の規定の適用については、同項中「二月」とあるのは、「二週間」とする。

（検討）

第三条 新法の規定については、この法律の施行後三年を目途として、新法の施行状況等を勘案し、検討が加えられ、その結果に基づいて必要な措置が講ぜられるものとする。

附 則〔平成一九年七月一日法律第一一三号〕

（施行期日）

第一条 この法律は、公布の日から起算して六月を経過した日から施行する。

（経過措置）

第二条 この法律の施行前にしたこの法律による改正前の配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律第十条の規定による命令の申立てに係る同条の規定による命令に関する事件については、なお従前の例による。

（民事訴訟費用等に関する法律の一部改正）

第三条 民事訴訟費用等に関する法律（昭和四十六年法律第四十号）の一部を次のように改正する。

〔次のよう略〕

ける更生のための指導及び支援の在り方について検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする。

附 則〔平成二五年七月三日法律第七二号〕

(施行期日)

1 この法律は、公布の日から起算して六月を経過した日から施行する。

(銃砲刀剣類所持等取締法の一部改正)

2 銃砲刀剣類所持等取締法（昭和三十三年法律第六号）の一部を次のように改正する。

[次のよう略]

(民事訴訟費用等に関する法律の一部改正)

3 民事訴訟費用等に関する法律（昭和三十九年法律第四十号）の一部を次のように改正する。

[次のよう略]

附 則〔平成二六年四月二三日法律第二八号抄〕

(施行期日)

第一条 この法律は、平成二十七年四月一日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一 [前略] 附則第四条第一項及び第二項、第十四条並びに第十九条の規定 公布の日

二 第二条並びに附則第三条、第七条から第十条まで、第十二条及び第十五条から第十八条までの規定 平成二十六年十月一日

三 [略]

(政令への委任)

第十九条 この附則に規定するもののほか、この法律の施行に伴い必要な経過措置は、政令で定める。

附 則〔令和元年六月二六日法律第四六号抄〕

(施行期日)

第一条 この法律は、令和二年四月一日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一 附則第四条、第七条第一項及び第八条の定公布の日

二・三 [略]

(その他の経過措置の政令への委任)

第四条 前二条に規定するもののほか、この法律の施行に伴い必要な経過措置は、政令で定める。

[検討等]

第八条 政府は、附則第一条第一号に掲げる規定の施行後三年を目途に、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律第六条第一項及び第二項の通報の対象となる同条第一項に規定する配偶者からの暴力の形態並びに同法第十条第一項から第四項までの規定による命令の申立てをすることができる同条第一項に規定する被害者の範囲の拡大について検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする。

2 政府は、附則第一条第一号に掲げる規定の施行後三年を目途に、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律第一条第一項に規定する配偶者からの暴力に係る加害者の地域社会にお

# 女性の職業生活における活躍の推進に関する法律

平成 27 年 9 月 4 日法律第 64 号  
最終改正 令和 1 年 6 月 5 日法律第 24 号

## 第一章 総則

(目的)

第一条 この法律は、近年、自らの意思によって職業生活を営み、又は営もうとする女性とその個性と能力を十分に発揮して職業生活において活躍すること（以下「女性の職業生活における活躍」という。）が一層重要となっていることに鑑み、男女共同参画社会基本法（平成十一年法律第七十八号）の基本理念にのっとり、女性の職業生活における活躍の推進について、その基本原則を定め、並びに国、地方公共団体及び事業主の責務を明らかにするとともに、基本方針及び事業主の行動計画の策定、女性の職業生活における活躍を推進するための支援措置等について定めることにより、女性の職業生活における活躍を迅速かつ重点的に推進し、もって男女の人権が尊重され、かつ、急速な少子高齢化の進展、国民の需要の多様化その他の社会経済情勢の変化に対応できる豊かで活力ある社会を実現することを目的とする。

(基本原則)

第二条 女性の職業生活における活躍の推進は、職業生活における活躍に係る男女間の格差の実情を踏まえ、自らの意思によって職業生活を営み、又は営もうとする女性に対する採用、教育訓練、昇進、職種及び雇用形態の変更その他の職業生活に関する機会の積極的な提供及びその活用を通じ、かつ、性別による固定的な役割分担等を反映した職場における慣行が女性の職業生活における活躍に対して及ぼす影響に配慮して、その個性と能力が十分に発揮できるようにすることを旨として、行われなければならない。

2 女性の職業生活における活躍の推進は、職業生活を営む女性が結婚、妊娠、出産、育児、介護その他の家庭生活に関する事由によりやむを得ず退職することが多いことその他の家庭生活に関する事由が職業生活に与える影響を踏まえ、家族を構成する男女が、男女の別を問わず、相互の協力と社会の支援の下に、育児、介護その他の家庭生活における活動について家族の一員としての役割を円滑に果たしつつ職業生活における活動を行うために必要な環境の整備等により、男女の職業生活と家庭生活との円滑かつ継続的な両立が可能となることを旨として、行われなければならない。

3 女性の職業生活における活躍の推進に当たっては、女性の職業生活と家庭生活との両立に関し、本人の意思が尊重されるべきものであることに留意されなければならない。

(国及び地方公共団体の責務)

第三条 国及び地方公共団体は、前条に定める女性の職業生活における活躍の推進についての基本原則（次条及び第五条第一項において「基本原則」という。）にのっとり、女性の職業生活における活躍の推進に関して必要な施策を策定し、及びこれを実施しなければならない。

(事業主の責務)

第四条 事業主は、基本原則にのっとり、その雇用し、又は雇用しようとする女性労働者に対する職業生活に関する機会の積極的な提供、雇用する労働者の職業生活と家庭生活との両立に資する雇用環境の整備その他の女性の職業生活における活躍の推進に関する取組を自ら実施するよう努めるとともに、国又は地方公共団体が実施する女性の職業生活における活躍の推進に関する施策に協力しなければならない。

## 第二章 基本方針等

(基本方針)

第五条 政府は、基本原則にのっとり、女性の職業生活における活躍の推進に関する施策を総合的かつ一体的に実施するため、女性の職業生活における活躍の推進に関する基本方針（以下「基本方針」という。）を定めなければならない。

2 基本方針においては、次に掲げる事項を定めるものとする。

一 女性の職業生活における活躍の推進に関する基本的な方向

二 事業主が実施すべき女性の職業生活における活躍の推進に関する取組に関する基本的な事項

三 女性の職業生活における活躍の推進に関する施策に関する次に掲げる事項

イ 女性の職業生活における活躍を推進するための支援措置に関する事項

ロ 職業生活と家庭生活との両立を図るために必要な環境の整備に関する事項

ハ その他女性の職業生活における活躍の推進に関する施策に関する重要事項

四 前三号に掲げるもののほか、女性の職業生活における活躍を推進するために必要な事項

3 内閣総理大臣は、基本方針の案を作成し、閣議の決定を求めなければならない。

4 内閣総理大臣は、前項の規定による閣議の決定があったときは、遅滞なく、基本方針を公表しなければならない。

5 前二項の規定は、基本方針の変更について準用する。

(都道府県推進計画等)

第六条 都道府県は、基本方針を勘案して、当該都道府県の区域内における女性の職業生活における活躍の推進に関する施策についての計画（以下この条において「都道府県推進計画」という。）を定めるよう努めるものとする。

2 市町村は、基本方針（都道府県推進計画が定め

られているときは、基本方針及び都道府県推進計画)を勧奨して、当該市町村の区域内における女性の職業生活における活躍の推進に関する施策についての計画(次項において「市町村推進計画」という。)を定めるよう努めるものとする。

- 3 都道府県又は市町村は、都道府県推進計画又は市町村推進計画を定め、又は変更したときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。

### 第三章 事業主行動計画等

#### 第一節 事業主行動計画策定指針

第七条 内閣総理大臣、厚生労働大臣及び総務大臣は、事業主が女性の職業生活における活躍の推進に関する取組を総合的かつ効果的に実施することができるよう、基本方針に即して、次条第一項に規定する一般事業主行動計画及び第十五条第一項に規定する特定事業主行動計画(次項において「事業主行動計画」と総称する。)の策定に関する指針(以下「事業主行動計画策定指針」という。)を定めなければならない。

- 2 事業主行動計画策定指針においては、次に掲げる事項につき、事業主行動計画の指針となるべきものを定めるものとする。
  - 一 事業主行動計画の策定に関する基本的な事項
  - 二 女性の職業生活における活躍の推進に関する取組の内容に関する事項
  - 三 その他女性の職業生活における活躍の推進に関する取組に関する重要事項
- 3 内閣総理大臣、厚生労働大臣及び総務大臣は、事業主行動計画策定指針を定め、又は変更したときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。

#### 第二節 一般事業主行動計画

(一般事業主行動計画の策定等)

第八条 国及び地方公共団体以外の事業主(以下「一般事業主」という。)であって、常時雇用する労働者の数が三百人を超えるものは、事業主行動計画策定指針に即して、一般事業主行動計画(一般事業主が実施する女性の職業生活における活躍の推進に関する取組に関する計画をいう。以下同じ。)を定め、厚生労働省令で定めるところにより、厚生労働大臣に届け出なければならない。これを変更したときも、同様とする。

- 2 一般事業主行動計画においては、次に掲げる事項を定めるものとする。
  - 一 計画期間
  - 二 女性の職業生活における活躍の推進に関する取組の実施により達成しようとする目標
  - 三 実施しようとする女性の職業生活における活躍の推進に関する取組の内容及びその実施時期
- 3 第一項に規定する一般事業主は、一般事業主行動計画を定め、又は変更しようとするときは、厚生労働省令で定めるところにより、採用した労働者に占める女性労働者の割合、男女の継続勤務年

数の差異、労働時間の状況、管理的地位にある労働者に占める女性労働者の割合その他のその事業における女性の職業生活における活躍に関する状況を把握し、女性の職業生活における活躍を推進するために改善すべき事情について分析した上で、その結果を勧奨して、これを定めなければならない。この場合において、前項第二号の目標については、採用する労働者に占める女性労働者の割合、男女の継続勤務年数の差異の縮小の割合、労働時間、管理的地位にある労働者に占める女性労働者の割合その他の数値を用いて定量的に定めなければならない。

- 4 第一項に規定する一般事業主は、一般事業主行動計画を定め、又は変更したときは、厚生労働省令で定めるところにより、これを労働者に周知させるための措置を講じなければならない。
- 5 第一項に規定する一般事業主は、一般事業主行動計画を定め、又は変更したときは、厚生労働省令で定めるところにより、これを公表しなければならない。
- 6 第一項に規定する一般事業主は、一般事業主行動計画に基づく取組を実施するとともに、一般事業主行動計画に定められた目標を達成するよう努めなければならない。
- 7 一般事業主であって、常時雇用する労働者の数が三百人以下のものは、事業主行動計画策定指針に即して、一般事業主行動計画を定め、厚生労働省令で定めるところにより、厚生労働大臣に届け出るよう努めなければならない。これを変更したときも、同様とする。
- 8 第三項の規定は前項に規定する一般事業主が一般事業主行動計画を定め、又は変更しようとする場合について、第四項から第六項までの規定は前項に規定する一般事業主が一般事業主行動計画を定め、又は変更した場合について、それぞれ準用する。

(基準に適合する一般事業主の認定)

第九条 厚生労働大臣は、前条第一項又は第七項の規定による届出をした一般事業主からの申請に基づき、厚生労働省令で定めるところにより、当該事業主について、女性の職業生活における活躍の推進に関する取組に関し、当該取組の実施の状況が優良なものであることその他の厚生労働省令で定める基準に適合するものである旨の認定を行うことができる。

(認定一般事業主の表示等)

第十条 前条の認定を受けた一般事業主(次条及び第二十条第一項において「認定一般事業主」という。)は、商品、役務の提供の用に供する物、商品又は役務の広告又は取引に用いる書類若しくは通信その他の厚生労働省令で定めるもの(次項において「商品等」という。)に厚生労働大臣の定める表示を付することができる。

- 2 何人も、前項の規定による場合を除くほか、商

品等に同項の表示又はこれと紛らわしい表示を付してはならない。

(認定の取消し)

第十一条 厚生労働大臣は、認定一般事業主が次の各号のいずれかに該当するときは、第九条の認定を取り消すことができる。

- 一 第九条に規定する基準に適合しなくなったと認めるとき。
- 二 この法律又はこの法律に基づく命令に違反したとき。
- 三 不正の手段により第九条の認定を受けたとき。

(委託募集の特例等)

第十二条 承認中小事業主団体の構成員である中小事業主（一般事業主であって、常時雇用する労働者の数が三百人以下のものをいう。以下この項及び次項において同じ。）が、当該承認中小事業主団体をして女性の職業生活における活躍の推進に関する取組の実施に関し必要な労働者の募集を行わせようとする場合において、当該承認中小事業主団体が当該募集に従事しようとするときは、職業安定法（昭和二十二年法律第百四十一号）第三十六条第一項及び第三項の規定は、当該構成員である中小事業主については、適用しない。

2 この条及び次条において「承認中小事業主団体」とは、事業協同組合、協同組合連合会その他の特別の法律により設立された組合若しくはその連合会であって厚生労働省令で定めるもの又は一般社団法人で中小事業主を直接又は間接の構成員とするもの（厚生労働省令で定める要件に該当するものに限る。）のうち、その構成員である中小事業主に対して女性の職業生活における活躍の推進に関する取組を実施するための人材確保に関する相談及び援助を行うものであって、その申請に基づいて、厚生労働大臣が、当該相談及び援助を適切に行うための厚生労働省令で定める基準に適合する旨の承認を行ったものをいう。

3 厚生労働大臣は、承認中小事業主団体が前項に規定する基準に適合しなくなったと認めるときは、同項の承認を取り消すことができる。

4 承認中小事業主団体は、第一項に規定する募集に従事しようとするときは、厚生労働省令で定めるところにより、募集時期、募集人員、募集地域その他の労働者の募集に関する事項で厚生労働省令で定めるものを厚生労働大臣に届け出なければならない。

5 職業安定法第三十七条第二項の規定は前項の規定による届出があった場合について、同法第五条の三第一項及び第四項、第五条の四、第三十九条、第四十一条第二項、第四十二条第一項、第四十二条の二、第四十八条の三第一項、第四十八条の四、第五十条第一項及び第二項並びに第五十一条の規定は前項の規定による届出をして労働者の募集に従事する者について、同法第四十条の規定は同項

の規定による届出をして労働者の募集に従事する者に対する報酬の供与について、同法第五十条第三項及び第四項の規定はこの項において準用する同条第二項に規定する職権を行う場合について、それぞれ準用する。この場合において、同法第三十七条第二項中「労働者の募集を行おうとする者」とあるのは「女性の職業生活における活躍の推進に関する法律第十二条第四項の規定による届出をして労働者の募集に従事しようとする者」と、同法第四十一条第二項中「当該労働者の募集の業務の廃止を命じ、又は期間」とあるのは「期間」と読み替えるものとする。

6 職業安定法第三十六条第二項及び第四十二条の三の規定の適用については、同法第三十六条第二項中「前項の」とあるのは「被用者以外の者をして労働者の募集に従事させようとする者がその被用者以外の者に与えようとする」と、同法第四十二条の三中「第三十九条に規定する募集受託者」とあるのは「女性の職業生活における活躍の推進に関する法律（平成二十七年法律第六十四号）第十二条第四項の規定による届出をして労働者の募集に従事する者」とする。

7 厚生労働大臣は、承認中小事業主団体に対し、第二項の相談及び援助の実施状況について報告を求めることができる。

第十三条 公共職業安定所は、前条第四項の規定による届出をして労働者の募集に従事する承認中小事業主団体に対して、雇用情報及び職業に関する調査研究の成果を提供し、かつ、これらに基づき当該募集の内容又は方法について指導することにより、当該募集の効果的かつ適切な実施を図るものとする。

(一般事業主に対する国の援助)

第十四条 国は、第八条第一項若しくは第七項の規定により一般事業主行動計画を策定しようとする一般事業主又はこれらの規定による届出をした一般事業主に対して、一般事業主行動計画の策定、労働者への周知若しくは公表又は一般事業主行動計画に基づく措置が円滑に実施されるように相談その他の援助の実施に努めるものとする。

第三節 特定事業主行動計画

第十五条 国及び地方公共団体の機関、それらの長又はそれらの職員で政令で定めるもの（以下「特定事業主」という。）は、政令で定めるところにより、事業主行動計画策定指針に即して、特定事業主行動計画（特定事業主が実施する女性の職業生活における活躍の推進に関する取組に関する計画をいう。以下この条において同じ。）を定めなければならない。

2 特定事業主行動計画においては、次に掲げる事項を定めるものとする。

- 一 計画期間
- 二 女性の職業生活における活躍の推進に関する

取組の実施により達成しようとする目標

三 実施しようとする女性の職業生活における活躍の推進に関する取組の内容及びその実施時期

- 3 特定事業主は、特定事業主行動計画を定め、又は変更しようとするときは、内閣府令で定めるところにより、採用した職員に占める女性職員の割合、男女の継続勤務年数の差異、勤務時間の状況、管理的地位にある職員に占める女性職員の割合その他のその事務及び事業における女性の職業生活における活躍に関する状況を把握し、女性の職業生活における活躍を推進するために改善すべき事情について分析した上で、その結果を勘案して、これを定めなければならない。この場合において、前項第二号の目標については、採用する職員に占める女性職員の割合、男女の継続勤務年数の差異の縮小の割合、勤務時間、管理的地位にある職員に占める女性職員の割合その他の数値を用いて定量的に定めなければならない。
- 4 特定事業主は、特定事業主行動計画を定め、又は変更したときは、遅滞なく、これを職員に周知させるための措置を講じなければならない。
- 5 特定事業主は、特定事業主行動計画を定め、又は変更したときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。
- 6 特定事業主は、毎年少なくとも一回、特定事業主行動計画に基づく取組の実施の状況を公表しなければならない。
- 7 特定事業主は、特定事業主行動計画に基づく取組を実施するとともに、特定事業主行動計画に定められた目標を達成するよう努めなければならない。

#### 第四節 女性の職業選択に資する情報の公表

(一般事業主による女性の職業選択に資する情報の公表)

第十六条 第八条第一項に規定する一般事業主は、厚生労働省令で定めるところにより、職業生活を営み、又は営もうとする女性の職業選択に資するよう、その事業における女性の職業生活における活躍に関する情報を定期的に公表しなければならない。

- 2 第八条第七項に規定する一般事業主は、厚生労働省令で定めるところにより、職業生活を営み、又は営もうとする女性の職業選択に資するよう、その事業における女性の職業生活における活躍に関する情報を定期的に公表するよう努めなければならない。

(特定事業主による女性の職業選択に資する情報の公表)

第十七条 特定事業主は、内閣府令で定めるところにより、職業生活を営み、又は営もうとする女性の職業選択に資するよう、その事務及び事業における女性の職業生活における活躍に関する情報を定期的に公表しなければならない。

#### 第四章 女性の職業生活における活躍を推進するための支援措置

(職業指導等の措置等)

第十八条 国は、女性の職業生活における活躍を推進するため、職業指導、職業紹介、職業訓練、創業の支援その他の必要な措置を講ずるよう努めるものとする。

2 地方公共団体は、女性の職業生活における活躍を推進するため、前項の措置と相まって、職業生活を営み、又は営もうとする女性及びその家族その他の関係者からの相談に応じ、関係機関の紹介その他の情報の提供、助言その他の必要な措置を講ずるよう努めるものとする。

3 地方公共団体は、前項に規定する業務に係る事務の一部を、その事務を適切に実施することができるものとして内閣府令で定める基準に適合する者に委託することができる。

4 前項の規定による委託に係る事務に従事する者又は当該事務に従事していた者は、正当な理由なく、当該事務に関して知り得た秘密を漏らしてはならない。

(財政上の措置等)

第十九条 国は、女性の職業生活における活躍の推進に関する地方公共団体の施策を支援するために必要な財政上の措置その他の措置を講ずるよう努めるものとする。

(国等からの受注機会の増大)

第二十条 国は、女性の職業生活における活躍の推進に資するため、国及び公庫等(沖縄振興開発金融公庫その他の特別の法律によって設立された法人であって政令で定めるものをいう。)の役員又は物件の調達に関し、予算の適正な使用に留意しつつ、認定一般事業主その他の女性の職業生活における活躍に関する状況又は女性の職業生活における活躍の推進に関する取組の実施の状況が優良な一般事業主(次項において「認定一般事業主等」という。)の受注の機会の増大その他の必要な施策を実施するものとする。

2 地方公共団体は、国の施策に準じて、認定一般事業主等の受注の機会の増大その他の必要な施策を実施するよう努めるものとする。

(啓発活動)

第二十一条 国及び地方公共団体は、女性の職業生活における活躍の推進について、国民の関心と理解を深め、かつ、その協力を得るとともに、必要な啓発活動を行うものとする。

(情報の収集、整理及び提供)

第二十二条 国は、女性の職業生活における活躍の推進に関する取組に資するよう、国内外における女性の職業生活における活躍の状況及び当該取組に関する情報の収集、整理及び提供を行うものとする。

(協議会)

第二十三条 当該地方公共団体の区域において女性

の職業生活における活躍の推進に関する事務及び事業を行う国及び地方公共団体の機関（以下この条において「関係機関」という。）は、第十八条第一項の規定により国が講ずる措置及び同条第二項の規定により地方公共団体が講ずる措置に係る事例その他の女性の職業生活における活躍の推進に有用な情報を活用することにより、当該区域において女性の職業生活における活躍の推進に関する取組が効果的かつ円滑に実施されるようにするため、関係機関により構成される協議会（以下「協議会」という。）を組織することができる。

- 2 協議会を組織する関係機関は、当該地方公共団体の区域内において第十八条第三項の規定による事務の委託がされている場合には、当該委託を受けた者を協議会の構成員として加えるものとする。
- 3 協議会を組織する関係機関は、必要があると認めるときは、協議会に次に掲げる者を構成員として加えることができる。
  - 一 一般事業主の団体又はその連合団体
  - 二 学識経験者
  - 三 その他当該関係機関が必要と認める者
- 4 協議会は、関係機関及び前二項の構成員（以下この項において「関係機関等」という。）が相互の連絡を図ることにより、女性の職業生活における活躍の推進に有用な情報を共有し、関係機関等の連携の緊密化を図るとともに、地域の実情に応じた女性の職業生活における活躍の推進に関する取組について協議を行うものとする。
- 5 協議会が組織されたときは、当該地方公共団体は、内閣府令で定めるところにより、その旨を公表しなければならない。

（秘密保持義務）

第二十四条 協議会の事務に従事する者又は協議会の事務に従事していた者は、正当な理由なく、協議会の事務に関して知り得た秘密を漏らしてはならない。

（協議会の定める事項）

第二十五条 前二条に定めるもののほか、協議会の組織及び運営に関し必要な事項は、協議会が定める。

## 第五章 雑則

（報告の徴収並びに助言、指導及び勧告）

第二十六条 厚生労働大臣は、この法律の施行に関し必要があると認めるときは、第八条第一項に規定する一般事業主に対して、報告を求め、又は助言、指導若しくは勧告をすることができる。

（権限の委任）

第二十七条 第八条から第十二条まで及び前条に規定する厚生労働大臣の権限は、厚生労働省令で定めるところにより、その一部を都道府県労働局長に委任することができる。

（政令への委任）

第二十八条 この法律に定めるもののほか、この法律の実施のため必要な事項は、政令で定める。

## 第六章 罰則

第二十九条 第十二条第五項において準用する職業安定法第四十一条第二項の規定による業務の停止の命令に違反して、労働者の募集に従事した者は、一年以下の懲役又は百万円以下の罰金に処する。

第三十条 次の各号のいずれかに該当する者は、一年以下の懲役又は五十万円以下の罰金に処する。

- 一 第十八条第四項の規定に違反した者
- 二 第二十四条の規定に違反した者

第三十一条 次の各号のいずれかに該当する者は、六月以下の懲役又は三十万円以下の罰金に処する。

- 一 第十二条第四項の規定による届出をしないで、労働者の募集に従事した者
- 二 第十二条第五項において準用する職業安定法第三十七条第二項の規定による指示に従わなかった者
- 三 第十二条第五項において準用する職業安定法第三十九条又は第四十条の規定に違反した者

第三十二条 次の各号のいずれかに該当する者は、三十万円以下の罰金に処する。

- 一 第十条第二項の規定に違反した者
- 二 第十二条第五項において準用する職業安定法第五十条第一項の規定による報告をせず、又は虚偽の報告をした者
- 三 第十二条第五項において準用する職業安定法第五十条第二項の規定による立入り若しくは検査を拒み、妨げ、若しくは忌避し、又は質問に対して答弁をせず、若しくは虚偽の陳述をした者

- 四 第十二条第五項において準用する職業安定法第五十一条第一項の規定に違反して秘密を漏らした者

第三十三条 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者が、その法人又は人の業務に関し、第二十九条、第三十一条又は前条の違反行為をしたときは、行為者を罰するほか、その法人又は人に対しても、各本条の罰金刑を科する。

第三十四条 第二十六条の規定による報告をせず、又は虚偽の報告をした者は、二十万円以下の過料に処する。

## 附 則

（施行期日）

第一条 この法律は、公布の日から施行する。ただし、第三章（第七条を除く。）、第五章（第二十八条を除く。）及び第六章（第三十条を除く。）の規定並びに附則第五条の規定は、平成二十八年四月一日から施行する。

（この法律の失効）

第二条 この法律は、平成三十八年三月三十一日限り、その効力を失う。

2 第十八条第三項の規定による委託に係る事務に従事していた者の当該事務に関して知り得た秘密については、同条第四項の規定（同項に係る罰則を含む。）は、前項の規定にかかわらず、同項に規定する日後も、なおその効力を有する。

3 協議会の事務に従事していた者の当該事務に関して知り得た秘密については、第二十四条の規定（同条に係る罰則を含む。）は、第一項の規定にかかわらず、同項に規定する日後も、なおその効力を有する。

4 この法律の失効前にした行為に対する罰則の適用については、この法律は、第一項の規定にかかわらず、同項に規定する日後も、なおその効力を有する。

（政令への委任）

第三条 前条第二項から第四項までに規定するもののほか、この法律の施行に伴い必要な経過措置は、政令で定める。

（検討）

第四条 政府は、この法律の施行後三年を経過した場合において、この法律の施行の状況を勘案し、必要があると認めるときは、この法律の規定について検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする。

（社会保険労務士法の一部改正）

第五条 社会保険労務士法（昭和四十三年法律第八十九号）の一部を次のように改正する。

〔次のよう略〕

（内閣府設置法の一部改正）

第六条 内閣府設置法（平成十一年法律第八十九号）の一部を次のように改正する。

〔次のよう略〕

附 則〔平成二九年三月三十一日法律第一四号抄〕

（施行期日）

第一条 この法律は、平成二十九年四月一日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一 第一条中雇用保険法第六十四条の次に一条を加える改正規定及び附則第三十五条の規定 公布の日

二・三 〔略〕

四 〔前略〕附則第二十一条、第二十二条、第二十六条から第二十八条まで及び第三十二条の規定並びに附則第三十三条（次号に掲げる規定を除く。）の規定 平成三十年一月一日

五 〔略〕

（罰則に関する経過措置）

第三十四条 この法律（附則第一条第四号に掲げる規定にあつては、当該規定）の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

（その他の経過措置の政令への委任）

第三十五条 この附則に規定するもののほか、この法律の施行に伴い必要な経過措置は、政令で定める。

附 則〔令和元年六月五日法律第二四号抄〕

（施行期日）

第一条 この法律は、公布の日から起算して一年を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一 〔前略〕附則第六条の規定 公布の日

二 第二条の規定 公布の日から起算して三年を超えない範囲内において政令で定める日

（罰則に関する経過措置）

第五条 この法律の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

（政令への委任）

第六条 この附則に定めるもののほか、この法律の施行に関して必要な経過措置は、政令で定める。

（検討）

第七条 政府は、この法律の施行後五年を経過した場合において、この法律による改正後の規定の施行の状況について検討を加え、必要があると認めるときは、その結果に基づいて所要の措置を講ずるものとする。

# 第2次八千代町男女共同参画プラン

令和2年3月発行

八千代町 企画財政部 まちづくり推進課

〒300-3592

茨城県結城郡八千代町大字菅谷1170番地

TEL:0296-48-1111 (代)